



第六次大泉町障害者基本計画

令和3年3月

大泉町

はじめに

住み慣れたこの大泉町で、障害の有無にかかわらず誰もが安心して、いきいきと自立した生活を送ることは、町民全体の願いでございます。この願いの実現に向け、本町では平成 28 年 3 月に策定した「第五次大泉町障害者基本計画」に基づき、関連する各種計画との整合を図りながら、様々な施策を推進してまいりました。



国の障害者制度は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」や「児童福祉法」の改正等が行われ、障害があっても地域の一員として安心して暮らせる社会の実現に向けて整備が進められています。しかし、その一方で、障害のある人自身の高齢化や障害の重度・重複化、ご家族の高齢化、また新型コロナウイルス感染症への対応など、障害福祉が直面している課題は複雑化・多様化しております。

このような状況の中、本町では、「第六次大泉町障害者基本計画」を策定いたしました。本計画では、前計画の基本理念である「支えあい ともに暮らそう 私のまち おおいずみ」を継承しながら、共生社会の実現をめざし、障害のある人のライフステージに対応した総合的かつ計画的な支援についての施策を掲げております。また、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」に基づき、誰一人として傷つけない、傷つけない、そして誰もが生きがいをもって生活できるまちづくりを推進する中で、障害のある人でも安心して暮らせるよう、この新たな計画と併せて、町民の皆様と協働して障害福祉施策のより一層の充実に取り組む所存でございますので、今後ともご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心な議論を重ね貴重なご意見をいただきました大泉町障害者基本計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査や団体ヒアリング、また、パブリックコメントにご意見をいただきました多くの皆様、関係者皆様に心から感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

大泉町長
村山俊明

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	3
第1節 計画の趣旨.....	3
第2節 計画の期間.....	5
第2章 計画の背景.....	9
第1節 障害者を取り巻く社会的な動向.....	9
第2節 大泉町の概要.....	10
第3節 大泉町障害者基本計画策定に係るアンケート調査.....	22
第4節 第五次大泉町障害者基本計画の評価.....	39
第5節 第五次大泉町障害者基本計画の目標指標評価.....	46
第6節 現状からみた大泉町の課題.....	47
第3章 計画の理念・取り組み方針.....	53
第1節 基本理念.....	53
第2節 取り組み方針.....	54
第3節 施策目標.....	55
第4節 施策の体系.....	57
第4章 基本計画.....	61
第1節 取り組み方針1 ともに支えあう共生のまちづくりを推進します.....	61
第2節 取り組み方針2 自分らしい生活ができるまちづくりを推進します.....	69
第3節 取り組み方針3 安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します.....	85
第5章 推進体制.....	101
第1節 計画の推進に係る各組織の役割.....	101
第2節 計画の達成状況の点検及び評価.....	103
資料編.....	107
1 計画策定の経緯.....	107
2 大泉町障害者基本計画等策定委員会設置要綱.....	108
3 大泉町障害者基本計画等策定委員会委員名簿.....	109
4 障害者（児）サービス一覧.....	110
5 第五次大泉町障害者基本計画の評価一覧.....	114

障害の表記について

現在、全国的な傾向として「障害」の害の字をひらがなに改め、「障がい」と表記する自治体が多くなっています。本町では、法律において「障害」の表記がなされているため、原則としてすべての文章で「障害」の表記をしています。



第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の趣旨

1 概要・目的

障害の有無にかかわらず、誰もが住みやすいと感じることのできる社会の実現に向けた国際的な取り組みとして、「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」(昭和 56 年)や、それに続く「国連・障害者の十年」を契機に、障害者への支援のあり方は大きく変化してきています。

国内の動きとしては、平成 23 年 6 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)」を制定し、障害者虐待防止の具体的な枠組み等を定め、平成 24 年 6 月に制定した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「障害者優先調達推進法」という。)」では、障害者就労施設等の受注の機会を確保し、障害者就労施設で就労する障害者の自立の促進を図るための必要な事項等を定めています。また、平成 25 年 4 月に「障害者自立支援法」を抜本的に見直し、障害者の範囲に難病患者を追加するなど障害者支援の拡充が図られたことにあわせて、法律名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」へ変更しました。

さらに、障害者の人権及び基本的自由を保証し、障害者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める「障害者の権利に関する条約」について、平成 26 年 1 月に批准し、同年 2 月に同条約は我が国において効力が生じました。

近年の動きとしては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」が平成 28 年度より施行されるとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)」の改正により障害者施策推進のための基本的な方針が示されました。また、平成 30 年 4 月に児童福祉法が改正され、専門機関が有機的な連携を図り、多様化する障害児支援のニーズにきめ細かく対応することを定めた「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

本町では、平成 28 年 3 月に「第五次大泉町障害者基本計画(以下「前計画」という。)」を策定し、「支えあい ともに暮らそう 私のまち おおいずみ」を基本理念に、すべての障害者の自立と社会参加の実現を目指すとともに、障害の有無や、年齢・性別にかかわらず、すべての町民がともに住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう各種施策の推進に取り組んでいます。

一方、町内の障害者は増加傾向にあり、障害者や家族などの高齢化、障害の重度化・重複化

などに起因した新たな課題も生じてきています。

こうした背景を踏まえて、前計画の基本理念を引き継ぎ発展させるとともに、さらに国の動向にあわせて、本町の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として「第六次大泉町障害者基本計画(以下「本計画」という。)」を策定します。

2 策定方針

本計画は、以下に示す 5 点の策定方針に基づき策定します。

- (1)障害者手帳所持者(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)及び自立支援医療費(精神通院医療)受給者、難病見舞金受給者へのアンケート調査を基に、障害者の生活実態や福祉サービスのニーズ等を把握し計画に反映します。
- (2)無作為で抽出した障害者手帳の交付を受けていない 20 歳以上の人を対象としたアンケート調査を基に、共生社会への意識等の把握を行い、計画に反映します。
- (3)前計画の計画期間中に、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」、その他関連法令の改正があったことを踏まえ策定します。
- (4)パブリックコメントの実施や社会福祉・障害福祉等の関係者からなる本計画の策定委員会を設置するなど、町民等より広く意見を聴取し、計画に反映します。
- (5)第 6 期大泉町障害福祉計画及び第 2 期大泉町障害児福祉計画を前期実施計画と位置づけ、本計画と一体的に策定します。

3 計画の位置づけ

本町では、最上位計画である、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～(以下「総合計画」という。)」(平成 31 年 3 月策定)の将来都市像『住んでみたい 住み続けたいまち おおいずみ ～みんなで創る 個性輝き、希望あふれるまち～』の実現のため、まちづくりを総合的に推進しているなかで、保健福祉に関する基本目標を「誰もが支え合い、健康で心豊かに暮らせるまち」として実施計画に基づく各施策に取り組んでいます。

障害者基本計画は、総合計画の施策目標実現のための部門別計画である「第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画」(平成 30 年 3 月策定)を踏まえ、本町の障害者福祉施策全般を総合的・計画的に定めるものです。

第2節 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度～令和8年度までの6か年とします。

ただし、国、県の動向や、社会情勢の変化に即し必要に応じて見直しを行います。

年度 項目	平成 30 年度	令和 元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
上位計画	大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～							
	実施計画 3年間(2019年度～2021年度)			実施計画 4年間(2022年度～2025年度)			
	第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画 5年間(2018年度～2022年度)							
障害者関係 計画	第五次大泉町障害者基本計画			第六次大泉町障害者基本計画					
	第5期大泉町障害福祉計画			第6期大泉町障害福祉計画		第7期大泉町障害福祉計画			
	第1期大泉町障害児福祉計画			第2期大泉町障害児福祉計画		第3期大泉町障害児福祉計画			
	障害者総合支援法								
関連計画	大泉町人権教育・啓発に関する基本計画								
	第7期大泉町高齢者 保健福祉計画			第8期大泉町高齢者 保健福祉計画			第9期大泉町高齢者 保健福祉計画		
	大泉町子ども・ 子育て支援事業計画		第2期大泉町子ども・子育て支援事業計画					
	第二次元気タウン大泉健康21計画							



第2章

計画の背景

第2章 計画の背景

第1節 障害者を取り巻く社会的な動向

年月	国	群馬県	大泉町
平成 24年	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」成立 ・「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へ改正(平成 25年 4月施行) ・「障害者優先調達推進法」制定 ・障害者基本計画(第3次)の策定 		
平成 25年	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者総合支援法」施行 ・「障害者差別解消法」成立(平成 28年 4月施行) ・「障害者雇用促進法」改正(平成 28年 4月施行) 		
平成 26年	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者権利条約」締結 ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行(平成 26年 4月) 		
平成 27年	<ul style="list-style-type: none"> ・「難病の患者に対する医療費等に関する法律」の施行(平成 27年 1月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県障害者計画・第4期群馬県障害福祉計画バリアフリーぐんま障害者プラン6(平成 27年度～平成 29年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期大泉町障害福祉計画(平成 27年度～平成 29年度)
平成 28年	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者差別解消法」の施行(平成 28年 4月) ・「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行(平成 28年 8月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・第五次大泉町障害者基本計画(平成 28年度～平成 32年度)
平成 30年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本計画(第4次)の策定(平成 30年 3月) ・「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行(平成 30年 4月) ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行(平成 30年 11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県障害者計画・第5期群馬県障害福祉計画バリアフリーぐんま障害者プラン7(平成 30年度～令和 2年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期大泉町障害福祉計画及び第1期大泉町障害児福祉計画(平成 30年度～令和 2年度)
令和 2年	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者の雇用の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行(令和 2年 4月) 		
令和 3年		<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県障害者計画・第6期群馬県障害福祉計画バリアフリーぐんま障害者プラン8(令和 3年度～令和 8年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第六次大泉町障害者基本計画(令和 3年度～令和 8年度) ・第6期大泉町障害福祉計画及び第2期大泉町障害児福祉計画(令和 3年度～令和 5年度)

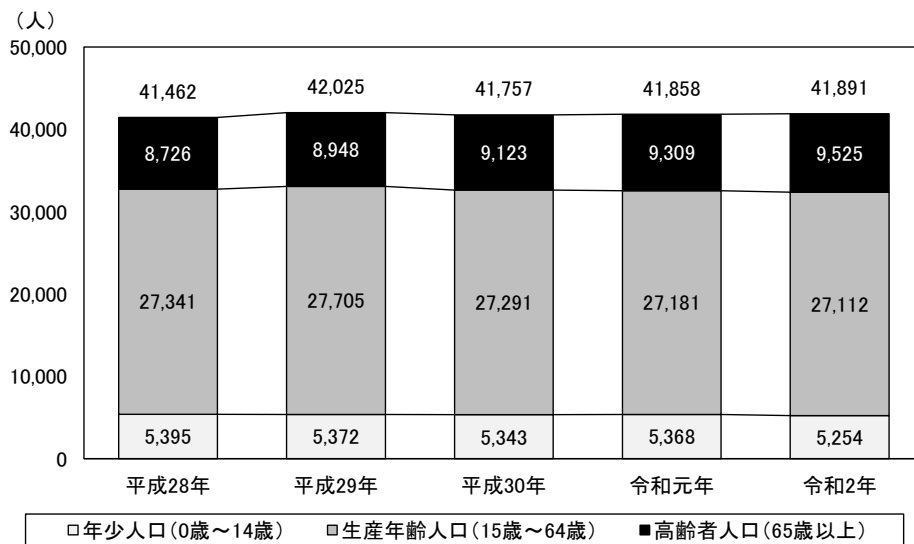
第2節 大泉町の概要

1 人口の動向

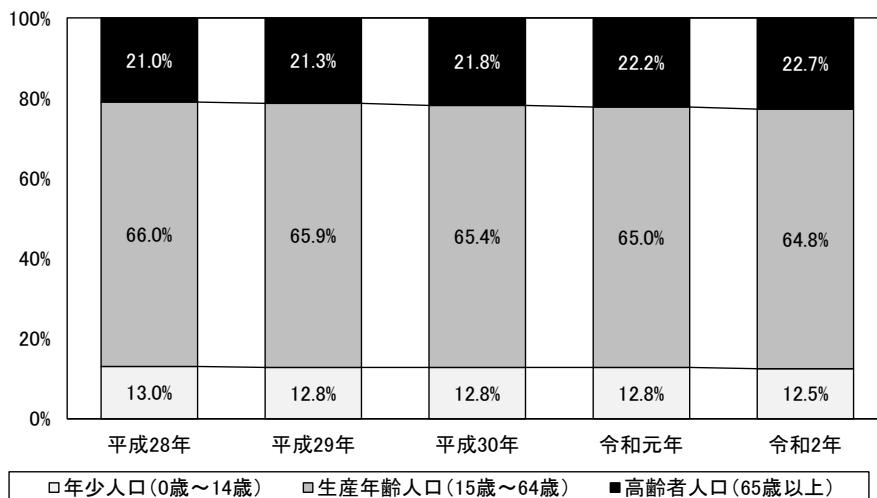
人口の動向をみると、平成 28 年の本町の総人口は 41,462 人でしたが、令和 2 年では 41,891 人と 4 年間で 429 人の増加となっています。

年齢 3 区分別人口比率を比較すると、年少人口や生産年齢人口が減少傾向となっている一方で、高齢者人口は増加傾向となっており、令和 2 年の高齢者人口を平成 28 年と比べると 799 人増加しています。

■人口の状況



■年齢 3 区分別人口比率の状況



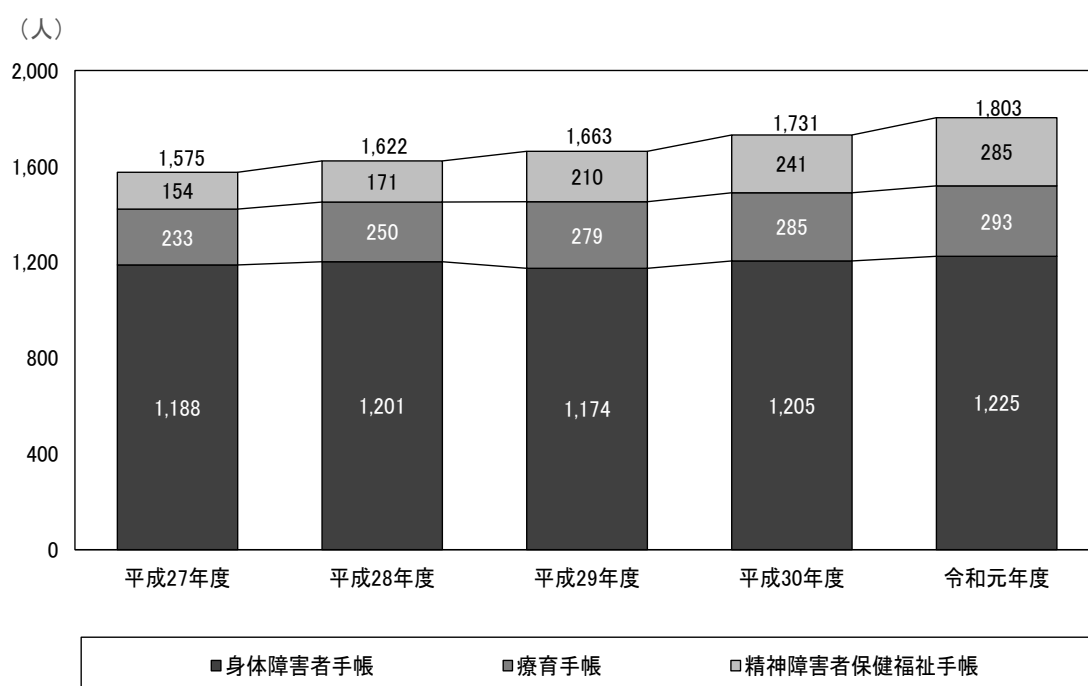
資料：住民基本台帳(各年 10 月 1 日現在)

2 障害者等の状況

(1) 障害者手帳所持者数の状況

障害者手帳所持者数の状況をみると、身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばい、療育手帳所持者数は約 1.3 倍、精神障害者保健福祉手帳所持者数は約 1.9 倍の伸びとなっています。近年では、特に精神障害者保健福祉手帳所持者は大きく増えており、令和元年度は平成 27 年度と比べると精神障害者保健福祉手帳所持者は 131 人の増加で、障害者手帳所持者全体では 228 人の増加となっています。

■ 障害者手帳所持者数の状況



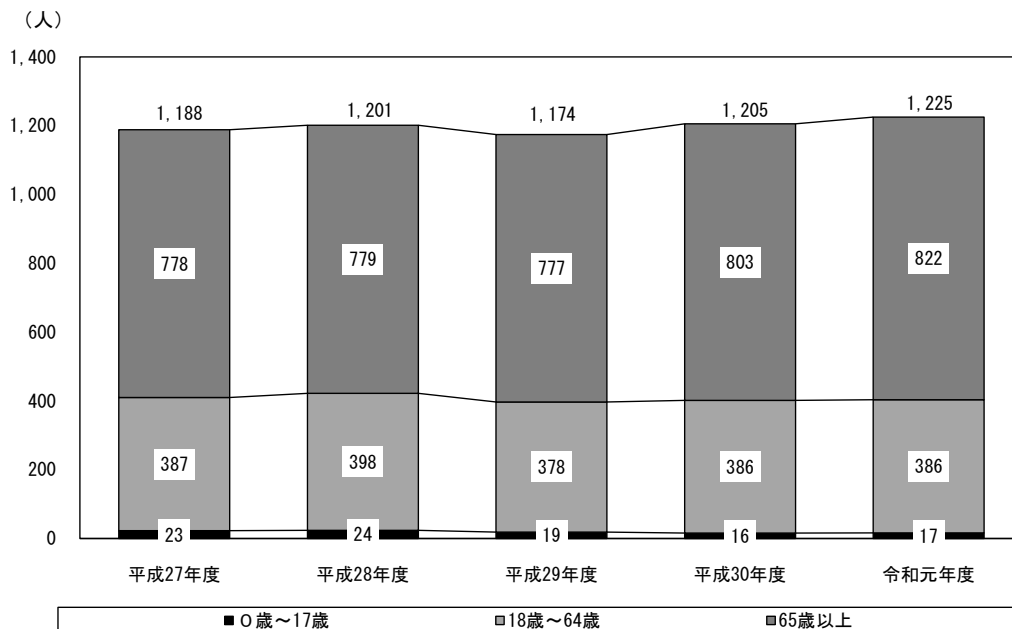
資料：福祉課調べ(各年度末)

(2) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者の状況をみると、0歳～17歳では減少傾向、18歳～64歳ではほぼ横ばいにあるのに対し、65歳以上では増加傾向にあります。令和元年度の65歳以上の手帳所持者数は、平成27年度と比べると44人増加しており、67.1%を占めています。

また、身体障害者手帳所持者の障害種別をみると、肢体不自由は平成28年度から平成29年度にかけ減少しましたが、その後は増加傾向となっており、音声・言語・そしゃく機能障害は平成30年度までは減少傾向でしたが、令和元年度は増加しています。また、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、内部障害では増加傾向となっています。令和元年度の身体障害者手帳所持者に占める割合では、肢体不自由が50.4%、内部障害が33.2%となっています。

■身体障害者手帳所持者の年齢別状況



■身体障害種別の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障害	68	68	69	79	79
聴覚・平衡機能障害	104	102	102	110	112
音声・言語・そしゃく機能障害	11	10	7	7	9
肢体不自由	635	640	612	616	618
内部障害	370	381	384	393	407
計	1,188	1,201	1,174	1,205	1,225

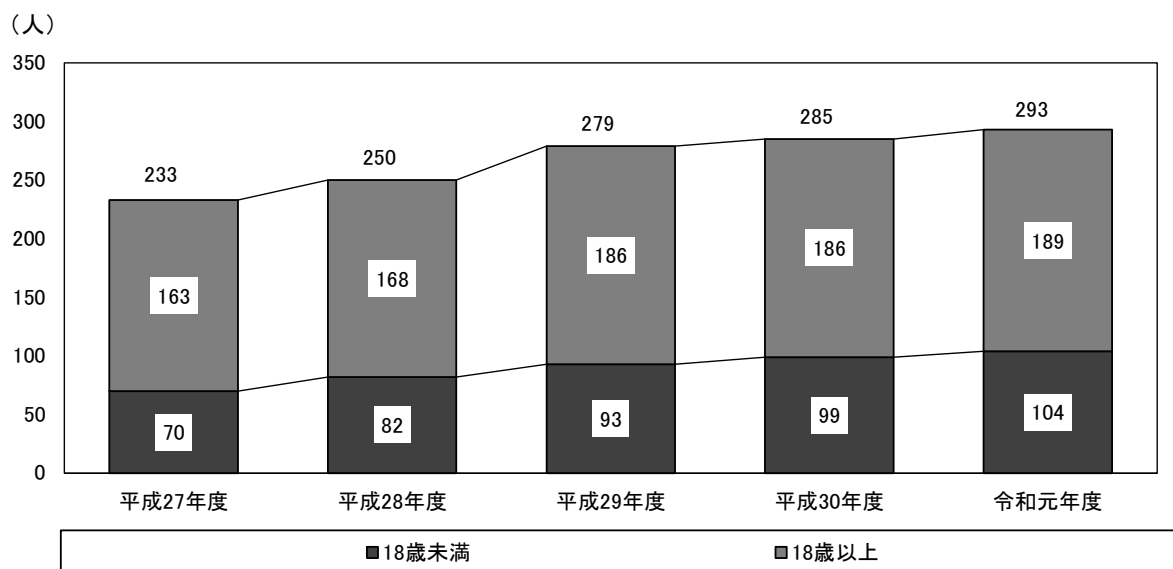
資料：福祉課調べ(各年度末)

(3) 知的障害者の状況

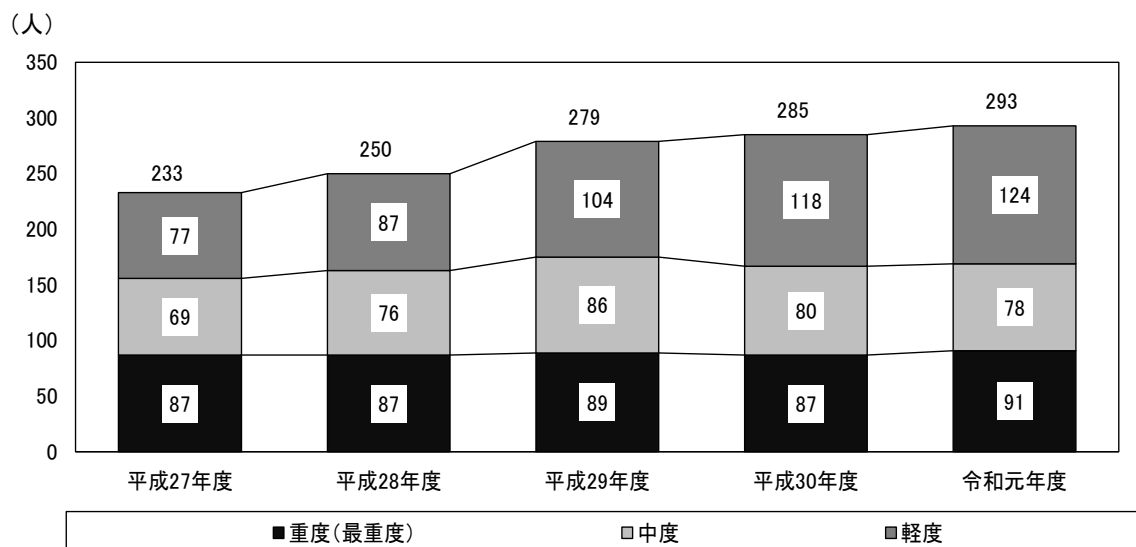
療育手帳所持者数の状況を見ると、18歳未満、18歳以上とも増加傾向となっています。総数に占める割合では、18歳未満は平成27年度に30.0%でしたが、令和元年度は35.5%となっています。

また、等級別では軽度の知的障害が最も多く増加しており、令和元年度と平成27年度を比べると47人増となっています。

■療育手帳所持者数の年齢別状況



■療育手帳所持者数の等級別状況

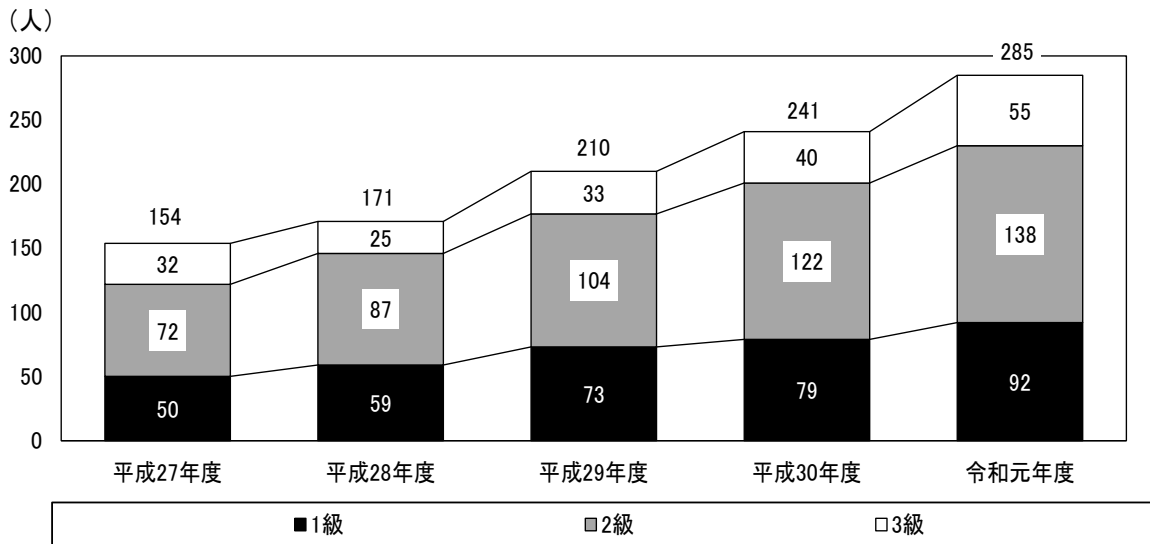


資料：福祉課調べ(各年度末)

(4)精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況を見ると、各等級ともおよそ 2 倍程度増加しており、令和元年度の人数を平成 27 年度と比べると、全体で 131 人増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別状況

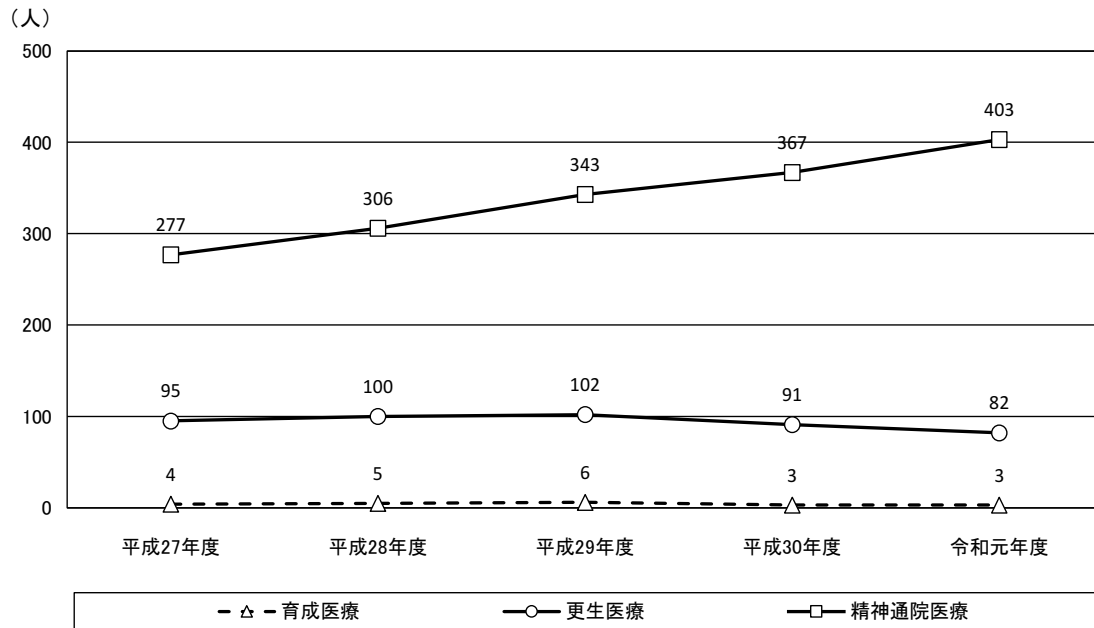


資料：福祉課調べ(各年度末)

(5) 自立支援医療利用者数の状況

自立支援医療利用者数の状況を見ると、育成医療、更生医療は平成29年度をピークに減少傾向となっていますが、精神通院医療は平成27年度以降増加しています。

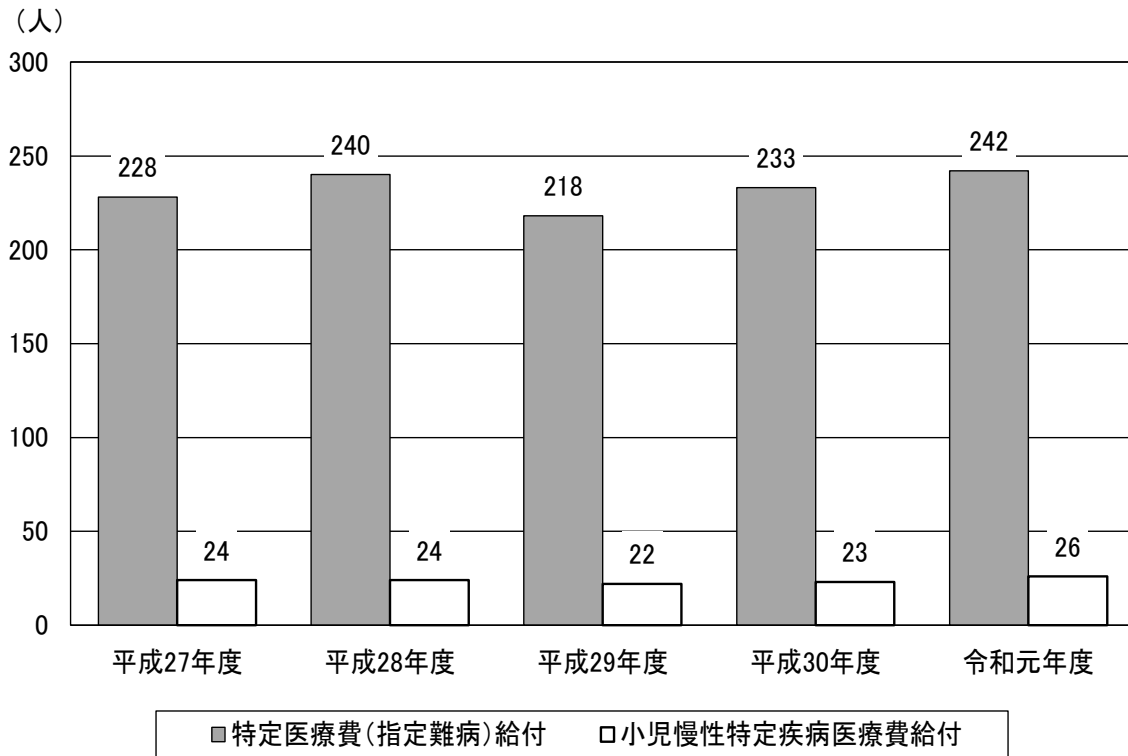
■ 自立支援医療利用者数の状況



資料:福祉課調べ(各年度末)

(6)難病患者数(特定医療費(指定難病)・小児慢性特定疾病医療費給付の受給者数)の状況
 難病患者数の状況をみると、特定医療費(指定難病)給付の受給者数、小児慢性特定疾病医療費給付の受給者数はともに、平成28年度から平成29年度にかけて減少しましたが、以降は増加傾向となっています。

■難病患者数(特定医療費(指定難病)・小児慢性特定疾病医療費給付の受給者数)の状況



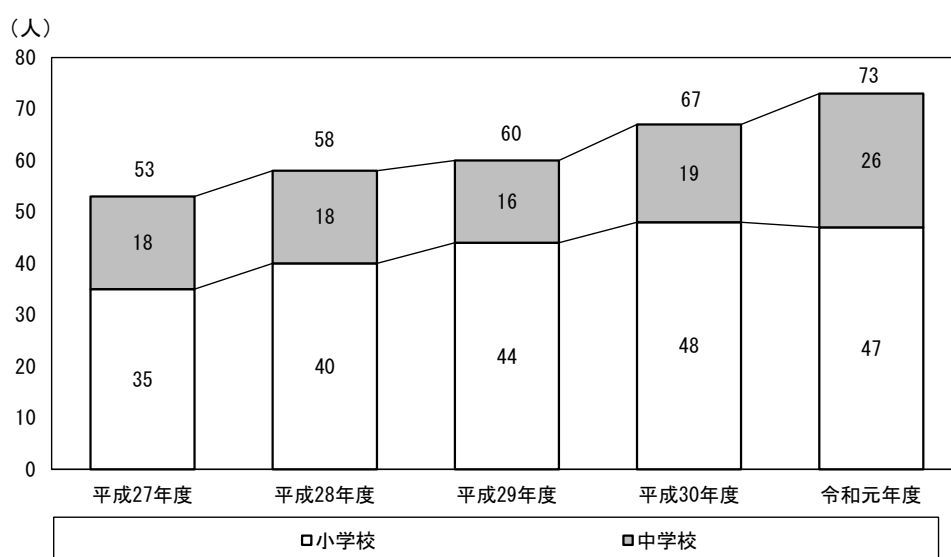
資料:保健福祉事務所調べ(各年度末)

(7)障害のある児童・生徒の状況

特別支援学級の児童・生徒数の状況をみると、小学校、中学校ともに増加傾向となっています。

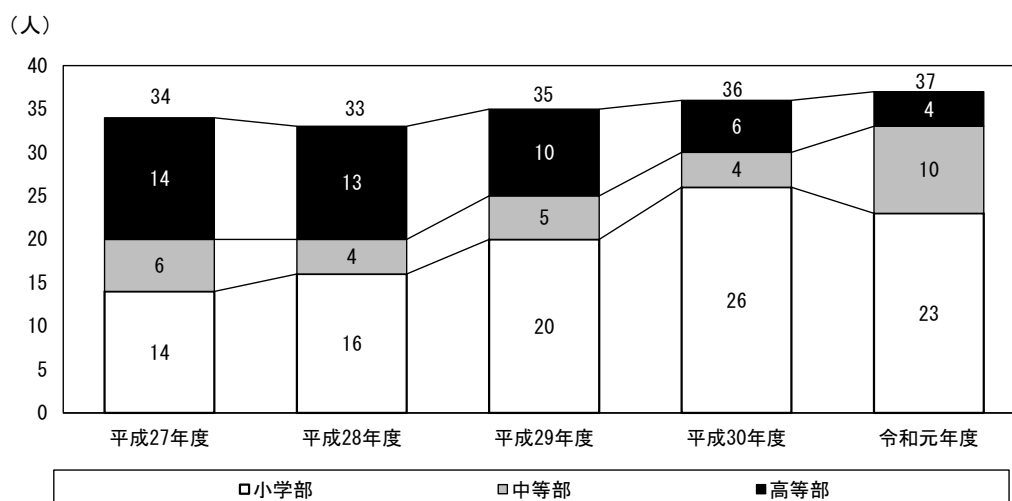
また、特別支援学校の児童・生徒数の状況をみると、小学部は平成30年度までは増加傾向でしたが、令和元年度は3人減少しており、中等部は平成30年度まではほぼ横ばいでしたが、令和元年度に10人と増加しています。高等部は平成27年度から減少傾向となっています。

■特別支援学級の児童・生徒数の状況



資料:教育指導課調べ(各年度末)

■特別支援学校の児童・生徒数の状況



資料:教育指導課調べ(各年度末)

(8)障害者雇用の状況

本町の民間企業の障害者雇用の状況を見ると、雇用障害者数は増加傾向となっており、令和元年では、130.5人となっています。雇用率も平成27年以降増減を繰り返しながら増加傾向となっています。一方で、法定雇用率達成企業の割合は、平成27年と比較すると減少しています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
企業数(社)	34	34	36	42	48
労働者数(人)	5,019.5	5,019.5	5,383.5	5,556.0	5,455.0
雇用障害者数(人)	98	97	107	107	130.5
雇用率(%)	1.95	1.93	1.99	1.93	2.39
法定雇用率達成企業(社)	19	19	20	17	21
法定雇用率達成企業の割合(%)	55.9	55.9	55.6	40.5	43.8
(参考:群馬県雇用率)	1.80	1.90	1.96	2.06	2.14
(参考:群馬県法定雇用率達成企業の割合)	52.3	56.4	57.5	53.4	56.0

資料:群馬労働局調べ(各年6月末)



(9)障害者(児)サービス提供の状況

①地域生活支援事業

地域生活支援事業の実績をみると、障害者相談支援、日中一時支援、日常生活用具給付の利用者数は、概ね増加傾向にあります。一方、手話奉仕員養成の利用者数は減少傾向にあります。移動支援の利用者数はほぼ横ばいですが、延べ利用時間は増加傾向にあります。

地域生活支援事業	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人	延べ利用時間 又は日数・件	人	延べ利用時間 又は日数・件	人	延べ利用時間 又は日数・件	人	延べ利用時間 又は日数・件	人	延べ利用時間 又は日数・件
意思疎通支援	4	24	7	30	5	30	7	34	6	28
障害者相談支援	15	339	50	533	79	705	78	648	100	647
手話奉仕員養成	47	-	12	-	15	-	7	-	2	-
移動支援	10	276.5	7	256.7	7	392.0	9	435.5	9	469.5
日中一時支援	3	34	2	83	4	101	10	269	13	661
地域活動支援センター	11	242	10	242	12	243	11	243	11	240
社会参加促進事業	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0
成年後見制度利用支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付	120	590	127	625	134	649	134	664	152	733

資料：福祉課調べ(各年度末)

※障害者(児)サービスについて詳しくは、P110の「障害者(児)サービス一覧」をご覧ください。

②障害福祉サービス

ア)訪問系・日中活動系サービス

訪問系・日中活動系サービスの実績をみると、行動援護、就労継続支援A型の利用者は増加傾向となっており、居宅介護、生活介護は増減を繰り返しながら増加傾向となっています。また、就労継続支援B型の延べ利用日数は、平成30年度をピークに減少しています。

訪問系・日中活動系サービス	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人	延べ利用時間 又は日数・件	人	延べ利用時間 又は日数・件	人	延べ利用時間 又は日数・件	人	延べ利用時間 又は日数・件	人	延べ利用時間 又は日数・件
居宅介護	29	5,072	33	4,796	32	6,017	35	6,637	33	6,959
重度訪問介護	0	0	1	5,686	1	8,246	1	6,968	1	5,483
行動援護	1	284	1	252	2	265	2	283	3	352
同行援護	0	0	0	0	0	0	1	5	1	7
生活介護	62	13,368	67	14,078	65	14,266	72	14,315	70	14,414
自立訓練(機能訓練)	1	78	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	0	1	82	1	123	2	351	1	167
就労移行支援	11	1,212	14	1,675	7	609	6	592	10	968
就労継続支援A型	4	767	8	858	8	1,138	8	1,402	10	1,728
就労継続支援B型	41	6,049	44	6,813	49	8,022	48	8,569	43	7,634
就労定着支援	-						1	8	1	3
療養介護	6	2,196	6	2,190	6	2,190	6	2,190	6	2,190
短期入所	10	276	9	191	7	572	8	948	10	826

資料：福祉課調べ(各年度末)

イ)居住系サービス・計画相談支援

居住系サービス・計画相談支援利用者の実績をみると、共同生活援助の利用者数は増加傾向にあります。

居住系サービス・計画相談支援	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人	延べ利用時間 又は日数・件	人	延べ利用時間 又は日数・件	人	延べ利用時間 又は日数・件	人	延べ利用時間 又は日数・件	人	延べ利用時間 又は日数・件
自立生活援助	-						0	0	0	0
共同生活援助	25	7,541	26	8,115	30	9,708	30	9,336	37	9,740
施設入所支援	35	12,452	39	13,393	39	14,020	41	14,156	40	13,625
宿泊型自立訓練	3	738	4	602	2	279	0	0	1	21
計画相談支援	147	-	166	-	168	-	186	-	170	-
地域移行支援	1	-	0	-	0	-	0	-	0	-
地域定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：福祉課調べ(各年度末)

③障害児福祉サービス

障害児福祉サービスの実績をみると、児童発達支援の利用者数は5年間で約4倍、放課後等デイサービスは約10倍、障害児相談支援は約5倍の増加となっています。

障害児福祉サービス	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人	延べ利用時間 又は日数・件	人	延べ利用時間 又は日数・件	人	延べ利用時間 又は日数・件	人	延べ利用時間 又は日数・件	人	延べ利用時間 又は日数・件
児童発達支援	9	1,392	16	2,057	22	2,376	24	3,135	32	3,356
放課後等デイサービス	6	693	20	2,681	32	6,470	46	10,022	62	12,099
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	-						0	0	0	0
障害児相談支援	13	-	30	-	51	-	64	-	64	-

資料：福祉課調べ(各年度末)

第3節 大泉町障害者基本計画策定に係るアンケート調査

1 目的

本計画の策定にあたり、障害者の生活実態や現在の障害福祉サービスに対する評価、今後の施策ニーズ等を把握するとともに、障害のない人の共生社会への意識等の把握を行い、計画策定の基礎資料の一つとすることを目的に「大泉町障害者基本計画策定に係るアンケート調査(以下「令和元年度アンケート調査」という。)」を実施しました。

2 調査期間

令和2年1月14日(火)～ 令和2年2月14日(金)

3 調査対象者

- ①無作為に抽出した障害者手帳の交付を受けていない町内在住の20歳以上の人(以下「20歳以上の人」という。)
- ②各種障害者手帳所持者、自立支援医療費(精神通院医療)受給者及び難病見舞金受給者(以下「障害者」という。)

4 配布数及び回収数

		配布数	回収数	回収率
①20歳以上の人		998	348	34.9%
② 障 害 者	身体障害者手帳所持者	1,029	515	50.0%
	療育手帳所持者	254	99	39.0%
	精神障害者保健福祉手帳所持者または 自立支援医療費(精神通院医療)受給者	377	144	38.2%
	難病見舞金受給者	134	75	56.0%
	計	1,794	833	46.4%
合 計		2,792	1,181	42.3%

※・図表中の「n」は集計対象者数を表しており、割合「%」は、「n」を100%として算出しています。

- ・回答の構成比は少数第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%にはなりません。
- ・質問に対して2つ以上回答できる複数回答の設問については、割合(%)の合計が100%を超える場合があります。

5 アンケート調査結果にみる 5 年間の変化

本計画の策定にあたって、令和元年度アンケート調査の結果と、平成 26 年度に実施した「大泉町障害者基本計画策定に係るアンケート調査(以下「平成 26 年度アンケート調査」という。)」の結果を以下のとおり比較しました。

(1)身体障害を受けた年齢

身体障害を受けた年齢については、平成 26 年度アンケート調査と同様に令和元年度アンケート調査においても「60～69 歳頃」が 21.9%で最も多くなっています。

増減が大きいのは、「60～69 歳頃」で 4.5 ポイント減少、「70 歳以上」で 6.1 ポイント増加と高齢者において増減が大きくなっています。

単位：%

障害を受けた年齢	身体障害者		
	今回 n=515	前回 n=576	比較
出生時(出生前を含む)	2.7	3.8	減少
乳幼児期(0～5歳)	4.3	4.7	減少
学齢期(小学校入学時～中学校卒業まで)	3.5	2.8	増加
中学校卒業～17歳頃	0.2	0.2	—
18～29歳頃	5.4	6.1	減少
30～39歳頃	4.1	6.6	減少
40～49歳頃	10.7	11.6	減少
50～59歳頃	15.5	17.2	減少
60～69歳頃	21.9	26.4	減少
70歳以上	21.6	15.5	増加
わからない	2.5	1.0	増加
無回答	7.6	4.2	増加

(2)障害者の日常生活での援助や介護の現状

日常生活における援助や介護の必要性について、身体障害者、療育手帳所持者を対象に、それぞれ各項目ごとに調査を実施しました。

①身体障害者

平成 26 年度アンケート調査と比較して、全ての項目において「一人でできる」という回答が増加している一方で、「6.外出」、「9.家事」、「11.金銭管理」では、「一人ではできない」という回答が増加しています。

なお、令和元年度アンケート調査において、「6.外出」、「7.買い物」、「9.家事(調理・掃除)」では、「一人でできる」と回答した人は、全体の約半数にとどまっています。

単位：％

	1.食事			2.排泄(トイレ)			3.入浴		
	今回 n=515	前回 n=576	比較	今回 n=515	前回 n=576	比較	今回 n=515	前回 n=576	比較
一人でできる	73.6	64.5	増加	73.6	62.3	増加	64.9	57.0	増加
時間がかかるが一人でできる	9.5	10.0	減少	7.0	10.2	減少	4.7	8.3	減少
少し手助けが必要	4.1	5.0	減少	4.1	4.7	減少	7.6	6.0	増加
一人ではできない	5.6	7.0	減少	8.2	8.5	減少	15.1	15.3	減少
無回答	7.2	13.5	減少	7.2	14.3	減少	7.8	13.3	減少

	4.衣服の着替え			5.家の中を移動すること			6.外出		
	今回 n=515	前回 n=576	比較	今回 n=515	前回 n=576	比較	今回 n=515	前回 n=576	比較
一人でできる	65.2	56.5	増加	69.5	59.5	増加	51.5	45.0	増加
時間がかかるが一人でできる	10.9	13.8	減少	10.9	14.0	減少	8.0	7.3	増加
少し手助けが必要	7.6	6.5	増加	3.3	3.2	増加	6.8	9.7	減少
一人ではできない	8.3	9.0	減少	8.0	9.5	減少	26.0	24.3	増加
無回答	8.0	14.2	減少	8.3	13.8	減少	7.8	13.7	減少

	7.買い物			8.意思の伝達			9.家事(調理・洗濯・掃除)		
	今回 n=515	前回 n=576	比較	今回 n=515	前回 n=576	比較	今回 n=515	前回 n=576	比較
一人でできる	51.3	43.8	増加	70.5	62.2	増加	48.3	39.8	増加
時間がかかるが一人でできる	5.6	8.5	減少	7.8	7.7	増加	10.3	12.0	減少
少し手助けが必要	10.5	9.0	増加	6.8	7.3	減少	8.3	9.5	減少
一人ではできない	24.7	25.3	減少	4.5	7.7	減少	24.5	23.8	増加
無回答	8.0	13.3	減少	10.5	15.2	減少	8.5	14.8	減少

	10.服薬			11.金銭管理		
	今回 n=515	前回 n=576	比較	今回 n=515	前回 n=576	比較
一人でできる	69.9	64.8	増加	64.1	58.0	増加
時間がかかるが一人でできる	5.4	4.8	増加	5.4	5.7	減少
少し手助けが必要	9.1	6.8	増加	6.2	6.3	減少
一人ではできない	8.2	9.3	減少	16.7	15.7	増加
無回答	7.4	14.2	減少	7.6	14.3	減少

②療育手帳所持者

平成 26 年度アンケート調査と比較して、多くの項目で「一人でできる」が増加していますが、「8.意思の伝達」、「9.家事」、「11.金銭管理」では、減少しています。

令和元年度アンケート調査において、「7.買い物」、「8.意志の伝達」、「9.家事」、「11.金銭管理」では、半数以上の方が「少し手助けが必要」「一人ではできない」と回答をしています。

単位: %

	1.食事			2.排泄(トイレ)			3.入浴		
	今回 n=99	前回 n=85	比較	今回 n=99	前回 n=85	比較	今回 n=99	前回 n=85	比較
一人でできる	69.7	60.0	増加	61.6	55.3	増加	57.6	49.4	増加
時間がかかるが一人でできる	8.1	7.1	増加	4.0	0.0	増加	3.0	0.0	増加
少し手助けが必要	12.1	10.6	増加	18.2	16.5	増加	14.1	11.8	増加
一人ではできない	7.1	10.6	減少	12.1	14.1	減少	22.2	23.5	減少
無回答	3.0	11.8	減少	4.0	14.1	減少	3.0	15.3	減少

	4.衣服の着替え			5.家の中を移動すること			6.外出		
	今回 n=99	前回 n=85	比較	今回 n=99	前回 n=85	比較	今回 n=99	前回 n=85	比較
一人でできる	65.7	55.3	増加	83.8	67.1	増加	39.4	36.5	増加
時間がかかるが一人でできる	10.1	5.9	増加	5.1	8.2	減少	7.1	2.4	増加
少し手助けが必要	11.1	10.6	増加	5.1	5.9	減少	11.1	14.1	減少
一人ではできない	9.1	12.9	減少	3.0	3.5	減少	38.4	32.9	増加
無回答	4.0	15.3	減少	3.0	15.3	減少	4.0	14.1	減少

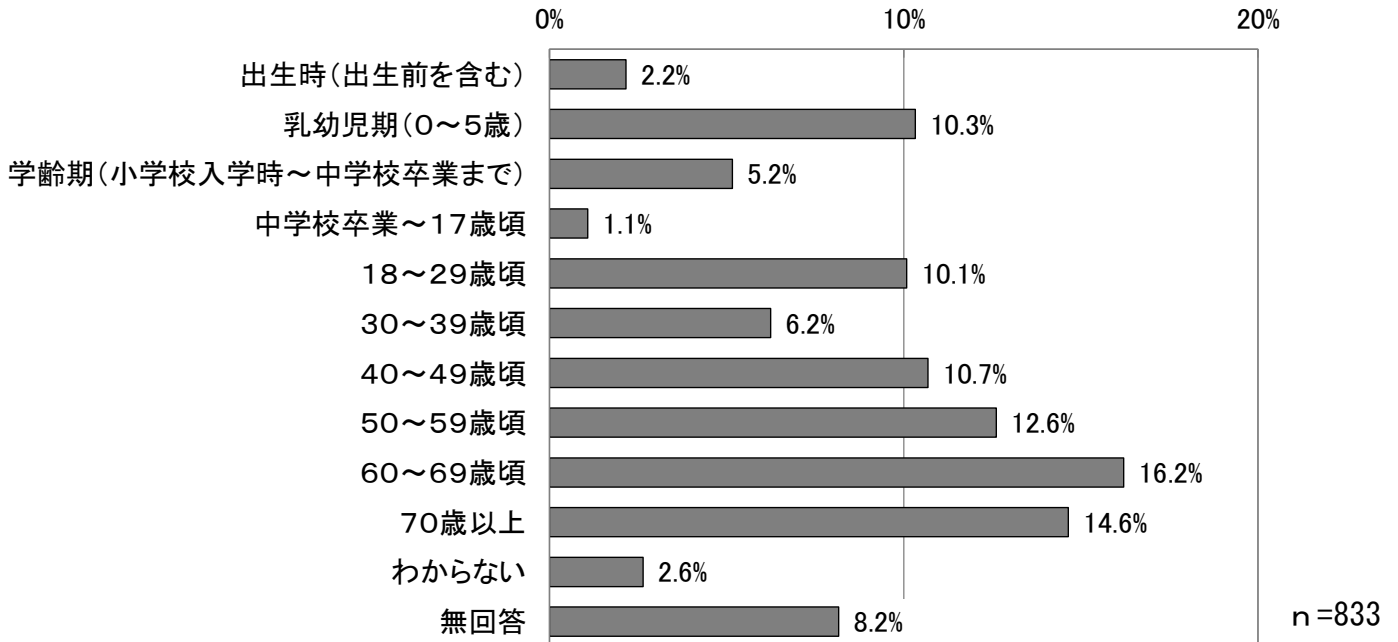
	7.買い物			8.意思の伝達			9.家事(調理・洗濯・掃除)		
	今回 n=99	前回 n=85	比較	今回 n=99	前回 n=85	比較	今回 n=99	前回 n=85	比較
一人でできる	34.3	32.9	増加	29.3	29.4	減少	19.2	20.0	減少
時間がかかるが一人でできる	6.1	4.7	増加	10.1	9.4	増加	7.1	5.9	増加
少し手助けが必要	13.1	11.8	増加	35.4	24.7	増加	22.2	17.6	増加
一人ではできない	41.4	35.3	増加	21.2	21.2	—	46.5	41.2	増加
無回答	5.1	15.3	減少	4.0	15.3	減少	5.1	15.3	減少

	10.服薬			11.金銭管理		
	今回 n=99	前回 n=85	比較	今回 n=515	前回 n=576	比較
一人でできる	42.4	40.0	増加	13.1	15.3	減少
時間がかかるが一人でできる	4.0	4.7	減少	6.1	5.9	増加
少し手助けが必要	18.2	12.9	増加	19.2	15.3	増加
一人ではできない	31.3	24.7	増加	55.6	49.4	増加
無回答	4.0	17.6	減少	6.1	14.1	減少

6 令和元年度アンケート調査結果にみる本町の特徴

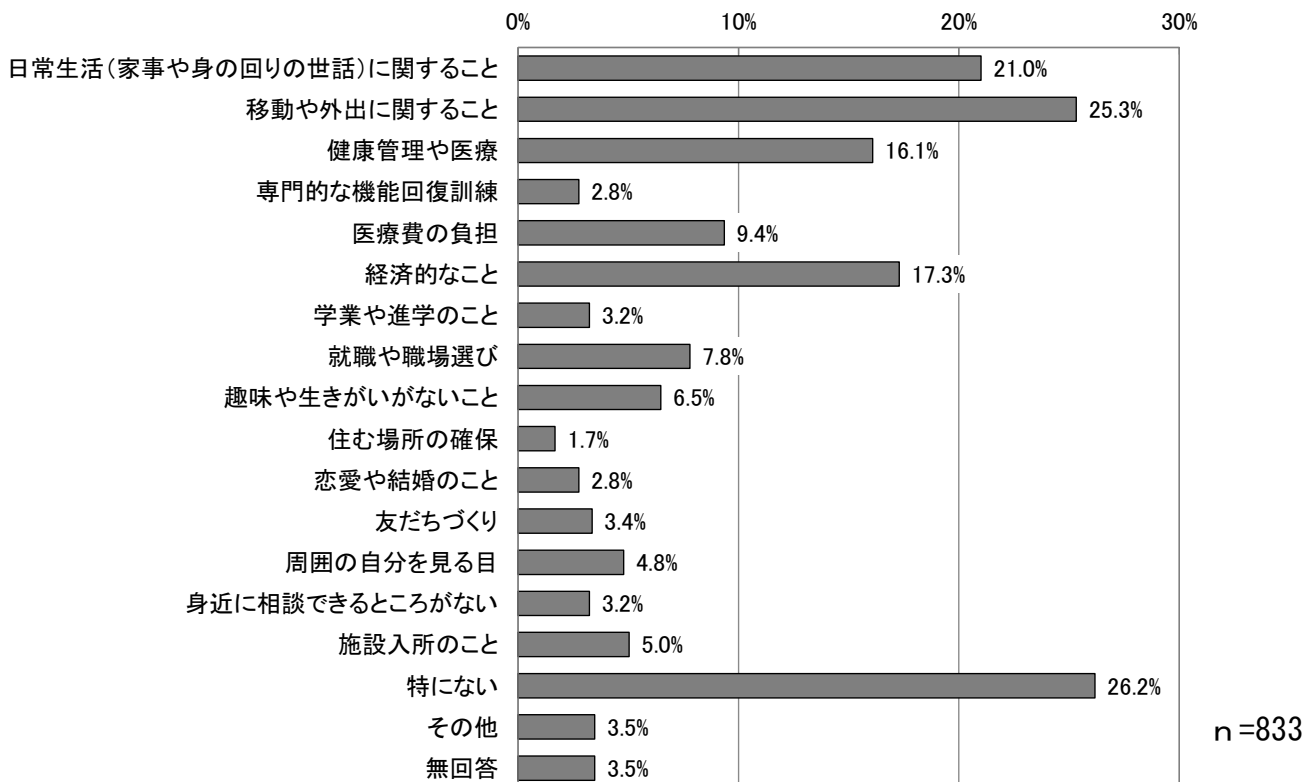
問 あなたが障害や難病の診断を受けた時期はいつ頃ですか。

「60～69 歳頃」が 16.2%と最も多く、次いで「70 歳以上」が 14.6%、「50～59 歳頃」が 12.6%となっており 4 割以上の人 が 50 歳以上で障害や難病の診断を受けています。



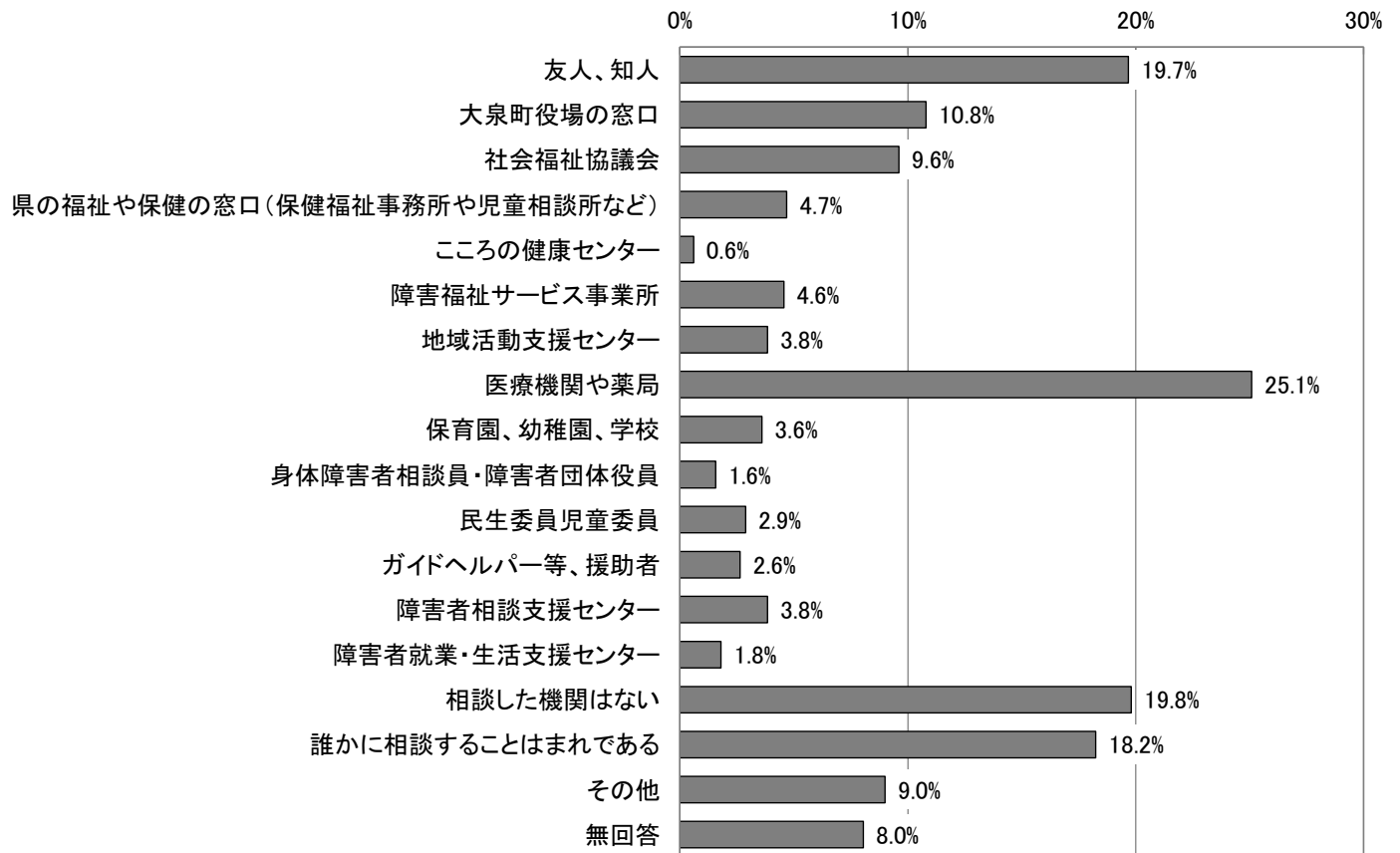
問 あなたがふだんの生活の中で、特に困ったり、不安に思っていることは何ですか。

「移動や外出に関すること」が 25.3%、「日常生活(家事や身の回りの世話)に関すること」が 21.0%となる一方で、困っていることは「特にない」と回答する人は 26.2%となっています。

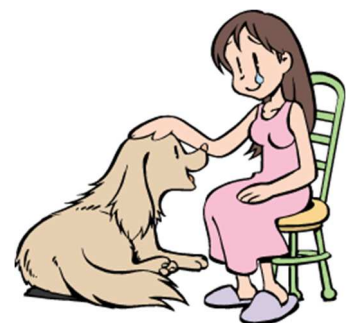


問 あなたは障害や生活などについて、心配ごとや悩みごとがあるとき、家族や親せき以外に、どのようなところに相談していますか。

「医療機関や薬局」が25.1%と最も多く、「友人、知人」が19.7%となっています。一方で、「相談した機関はない」は19.8%となっています。

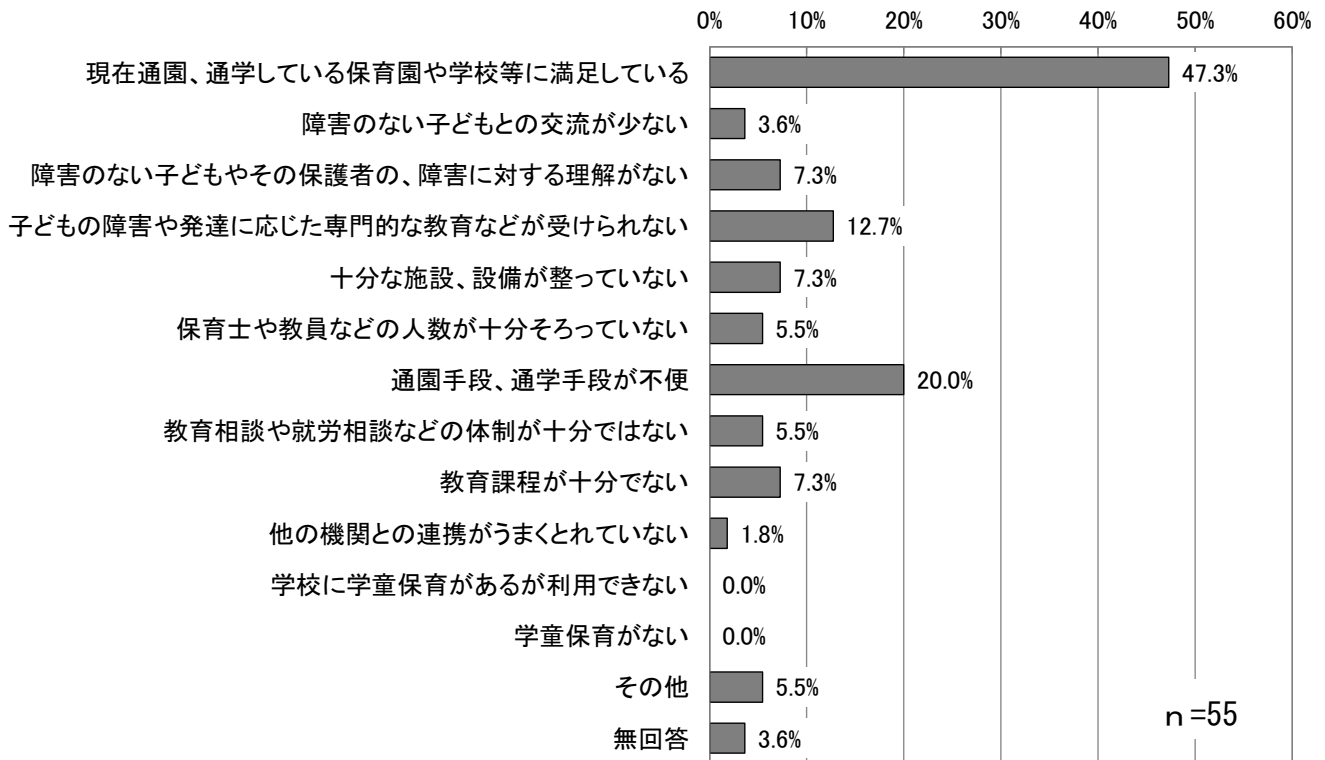


n = 833



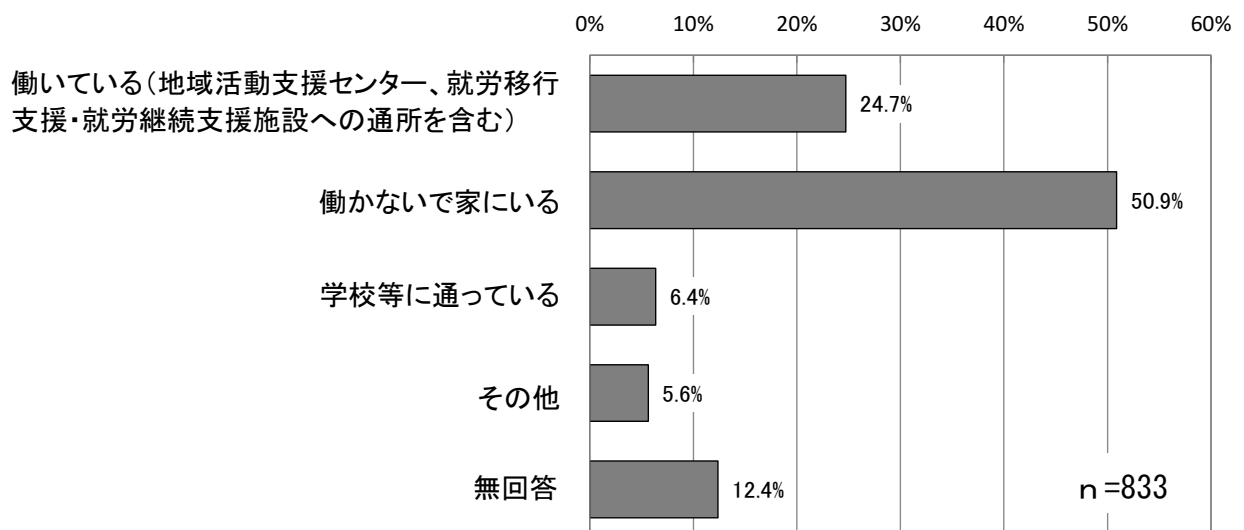
問 通園、通学していて、あなたが感じることは何ですか。

半数近くの人が「現在通園、通学している保育園や学校等に満足している」と答えています
が、20.0%の人が「通園手段、通学手段が不便」、12.7%の人が「子どもの障害や発達に応じた
専門的な教育などが受けられない」と回答しています。



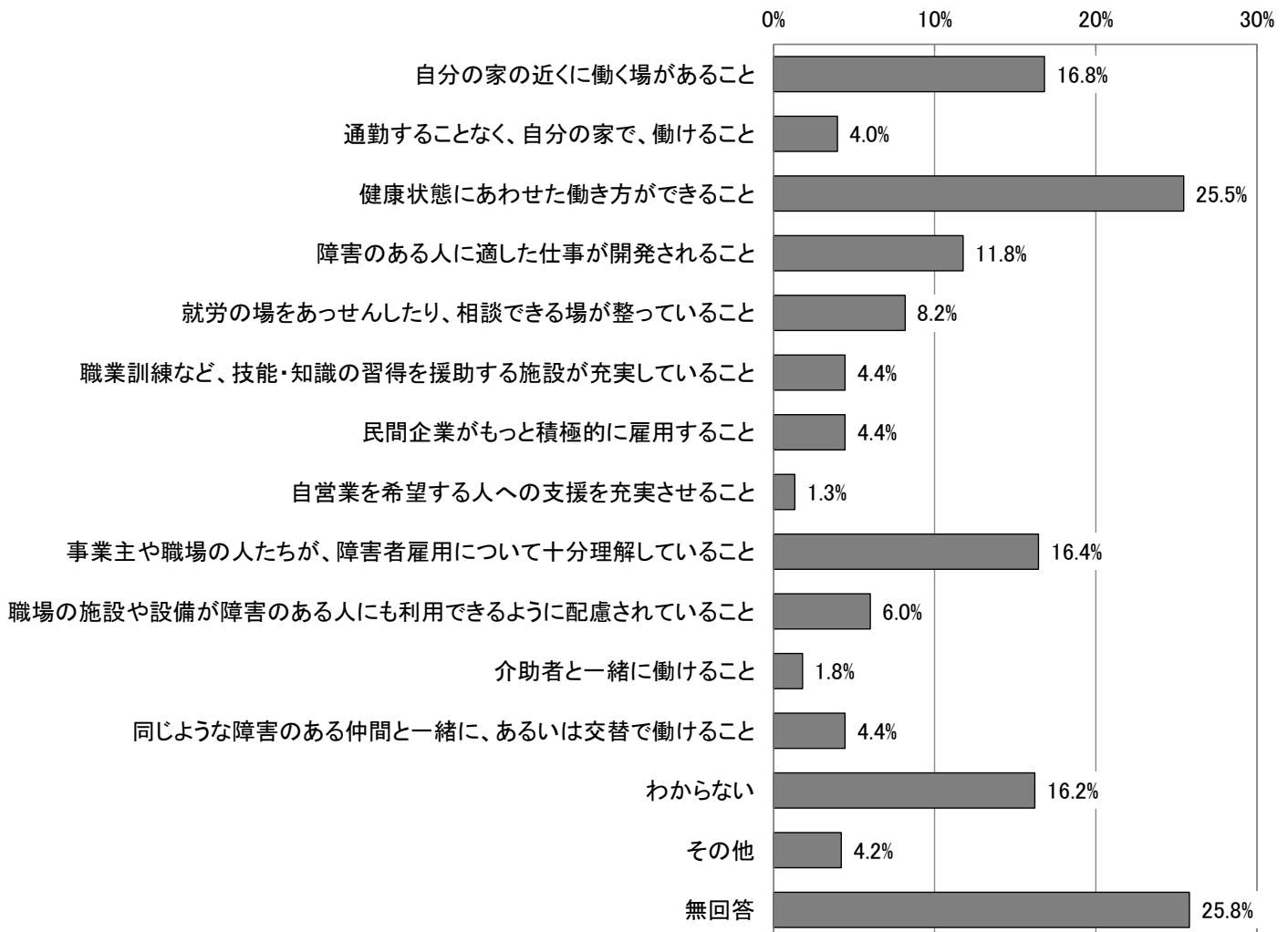
問 あなたは現在、働いていますか。

「働いている(地域活動支援センター、就労移行支援・就労継続支援施設への通所を含む)」と
回答した人が 24.7%、「学校等に通っている」が 6.4%となっています。一方で半数以上の人
は「働かないで家にいる」と回答しています。



問 障害のある人が働くために必要な条件はどれですか。

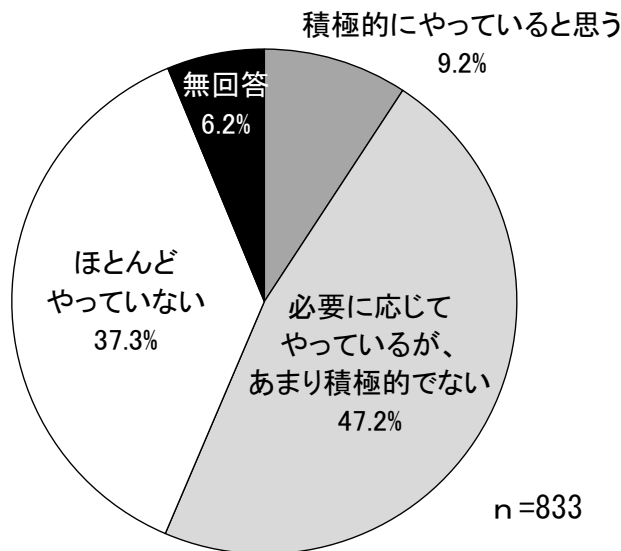
「健康状態にあわせた働き方ができること」と回答した人が 25.5%と最も多く、次いで「自分の家の近くに働く場があること」が 16.8%、「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること」が 16.4%となっています。



n=833

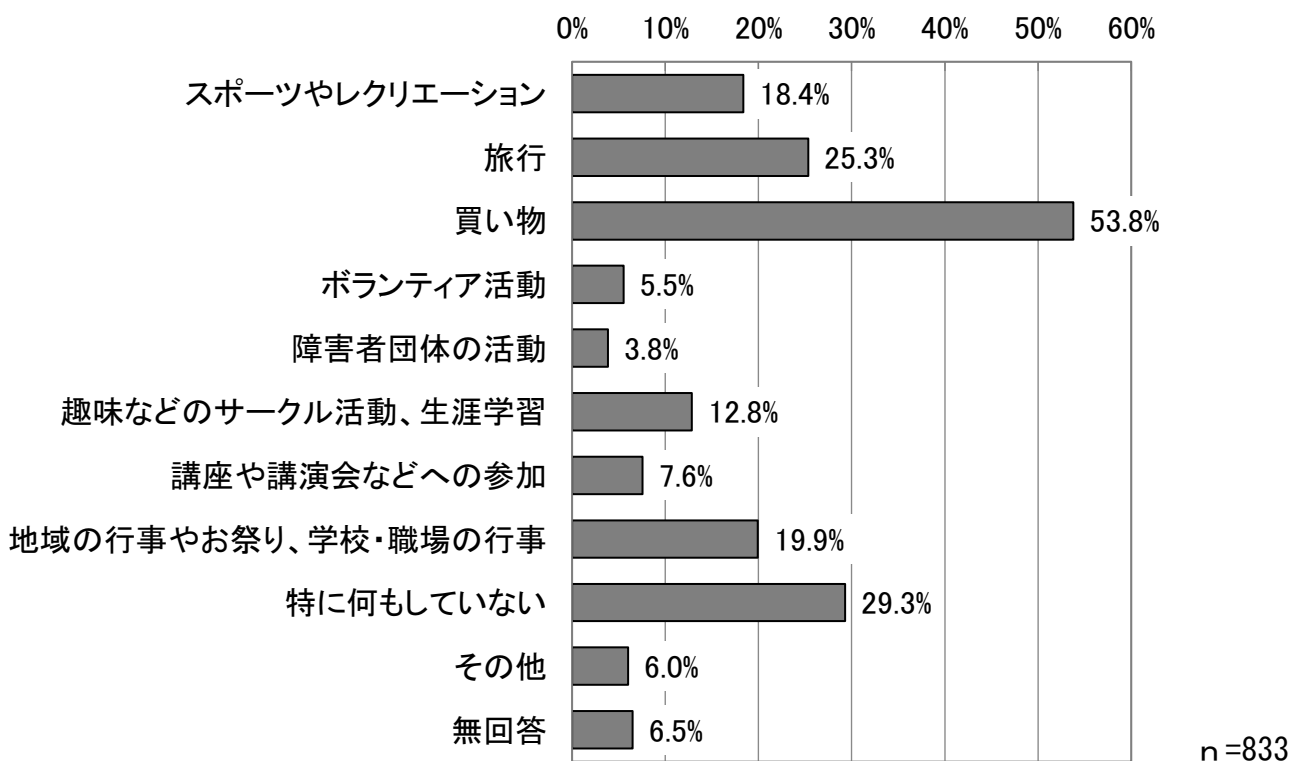
問 あなたは近所づきあいをどのようにしていますか。

「必要に応じてやっているが、あまり積極的でない」と回答した人が 47.2%と最も多く、次いで「ほとんどやっていない」と回答した人が 37.3%となっており、「積極的にやっていると思う」と回答した人は 9.2%となっています。



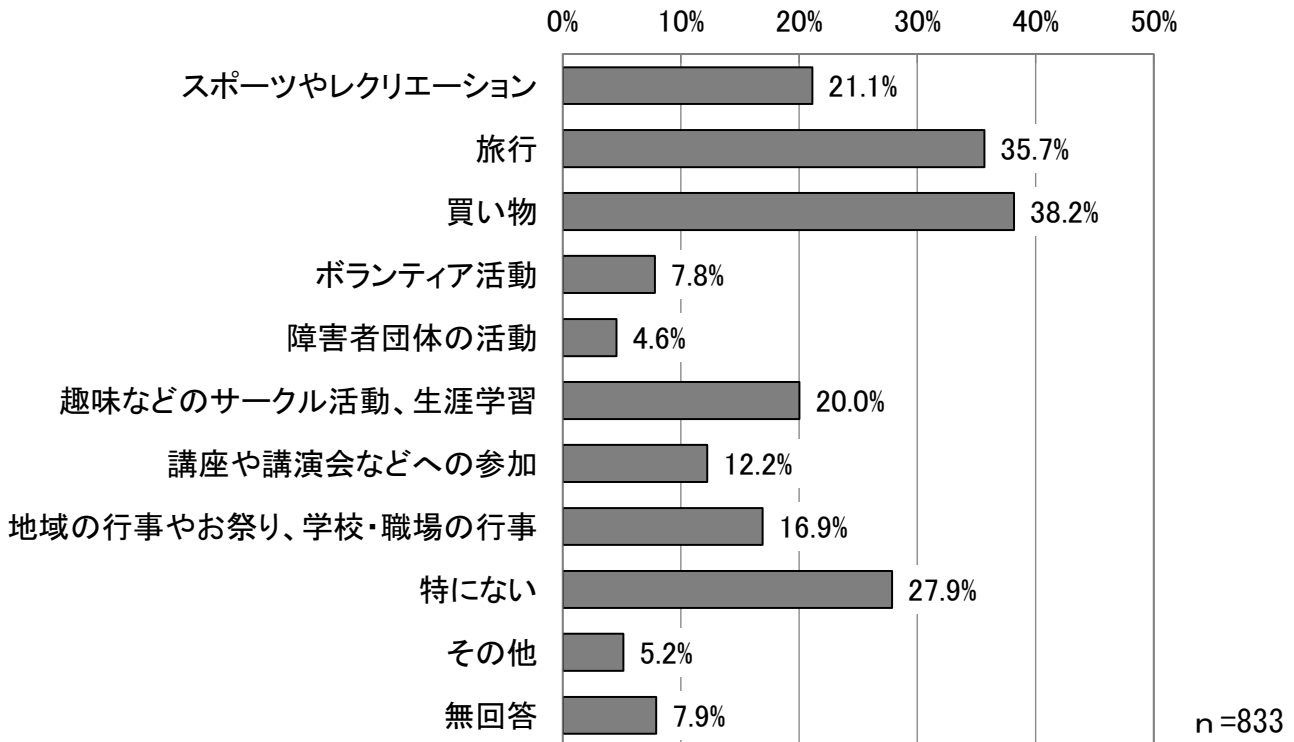
問 あなたは1年以内にどのような活動をしましたか。

「買い物」と回答した人が 53.8%と最も多く、「旅行」が 25.3%、「地域の行事やお祭り、学校・職場の行事」が 19.9%となっています。一方で 29.3%の人が「特に何もしていない」と回答しています。



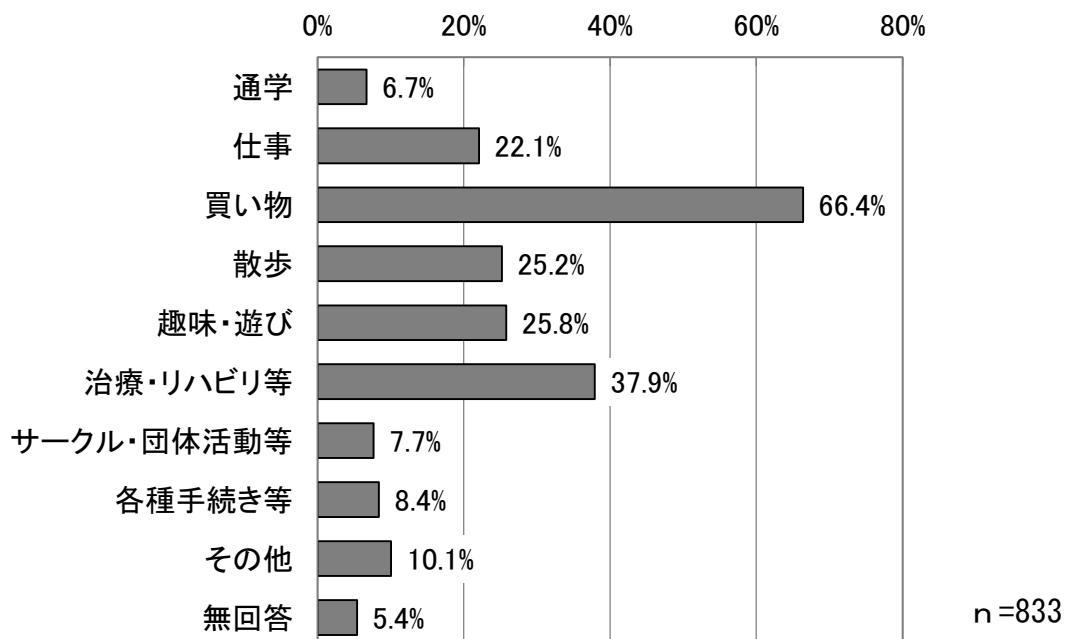
問 あなたはこれからどのような活動をしたいと思いますか。

「買い物」と回答した人が 38.2%と最も多く、次いで「旅行」、「スポーツやレクリエーション」となっています。一方で「特にない」と回答した人が 27.9%となっています。



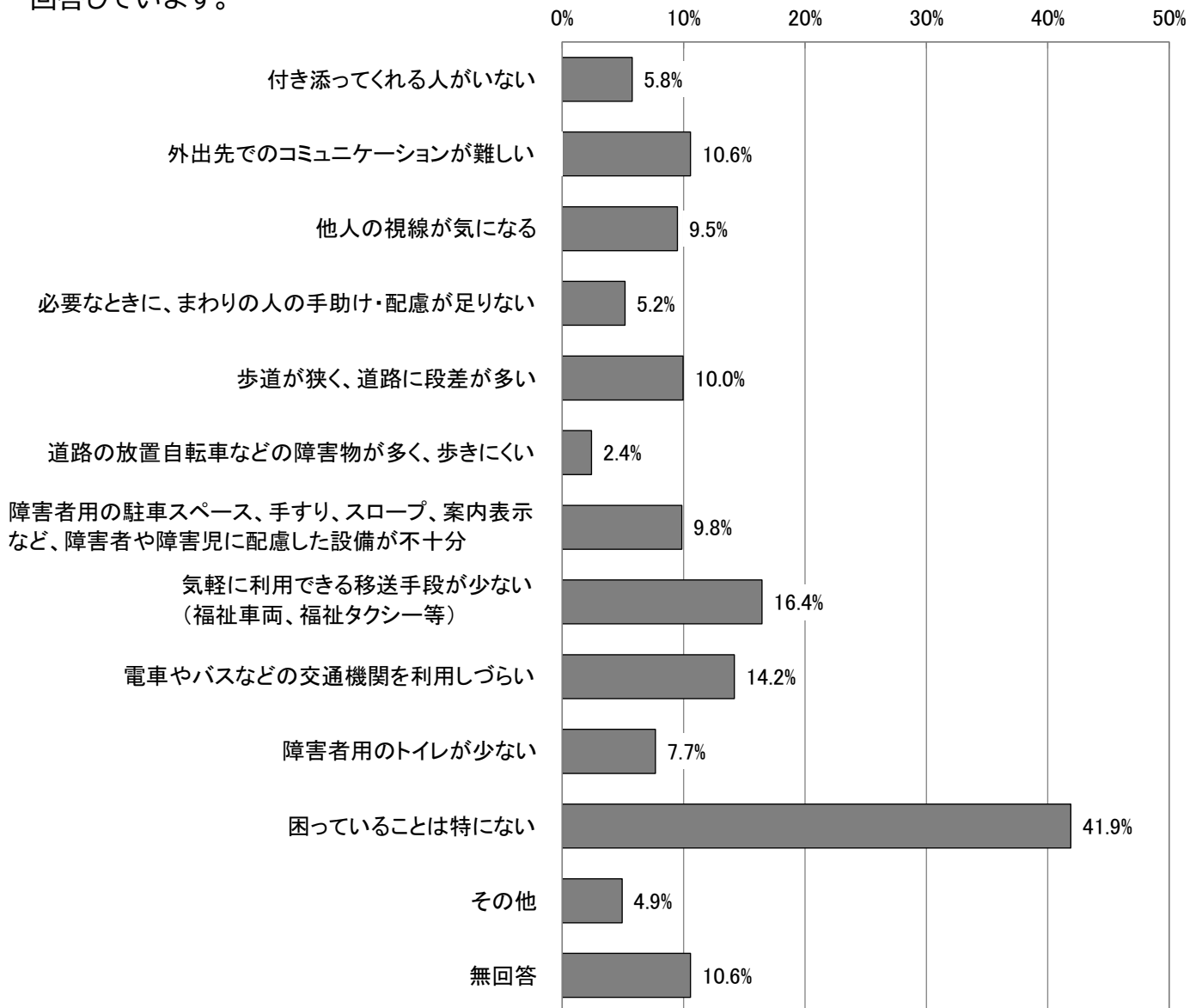
問 主にどのような目的で外出しますか。

「買い物」と回答した人が 66.4%と最も多く、次いで「治療・リハビリ等」が 37.9%、「趣味・遊び」が 25.8%となっています。



問 あなたが外出の際に困っていることがありますか。

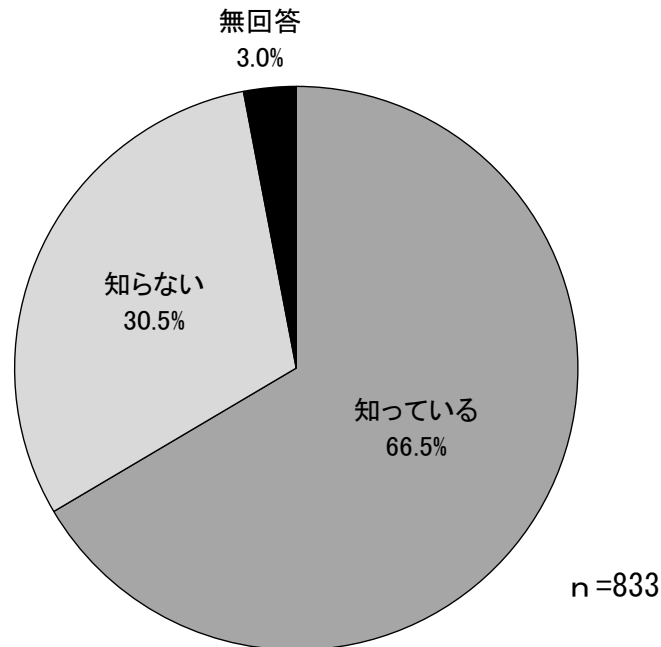
41.9%の人が「困っていることは特にない」と回答している一方で、1割以上の人が「外出先でのコミュニケーションが難しい」、「歩道が狭く、道路に段差が多い」、「気軽に利用できる移送手段が少ない(福祉車両、福祉タクシー等)」、「電車やバスなどの交通機関を利用しづらい」と回答しています。



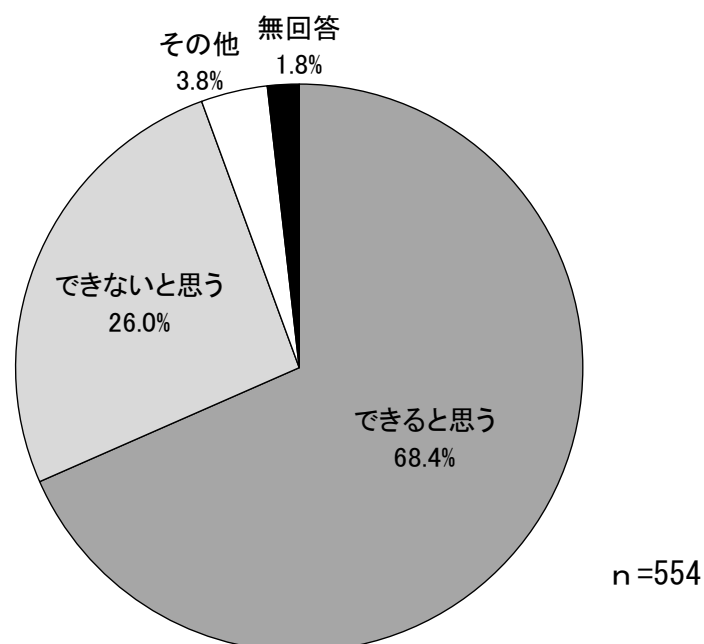
n=833

問 あなたは、災害のときの避難場所を知っていますか。

「知っている」と回答した人が 66.5%と最も多く、次いで「知らない」が 30.5%となっています。

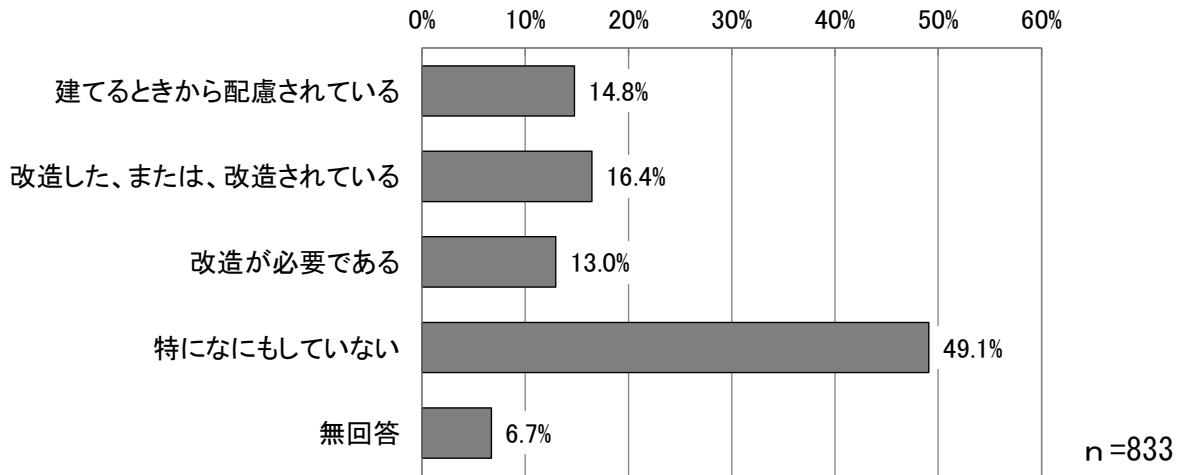
**問 その避難場所まで自力で避難できますか。**

「できると思う」と回答した人が 68.4%と最も多く、次いで「できないと思う」が 26.0%となっています。



問 今の住まいはあなたが住みやすいように、改造や工夫がされていますか。

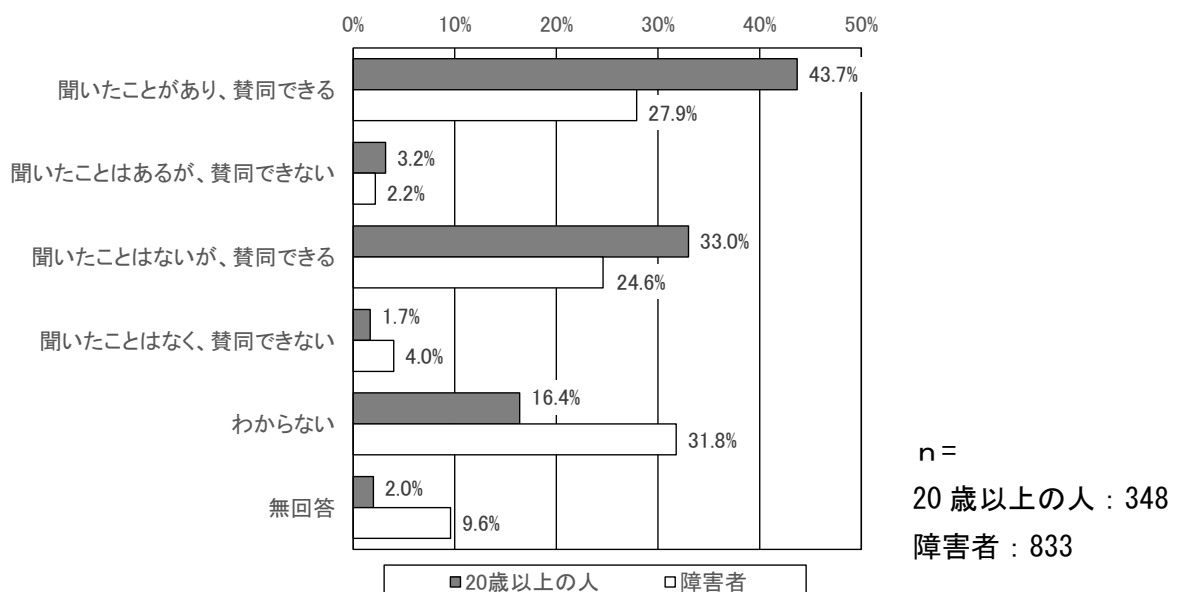
「特になにもしていない」と回答した人が 49.1%と最も多く、次いで「改造した、または、改造されている」が 16.4%、「建てる時から配慮されている」が 14.8%となっています。



問 「共生社会」とは、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会のことです。あなたは、この「共生社会」という言葉を聞いたことがありますか。また、このような社会のあり方をどのように考えますか。

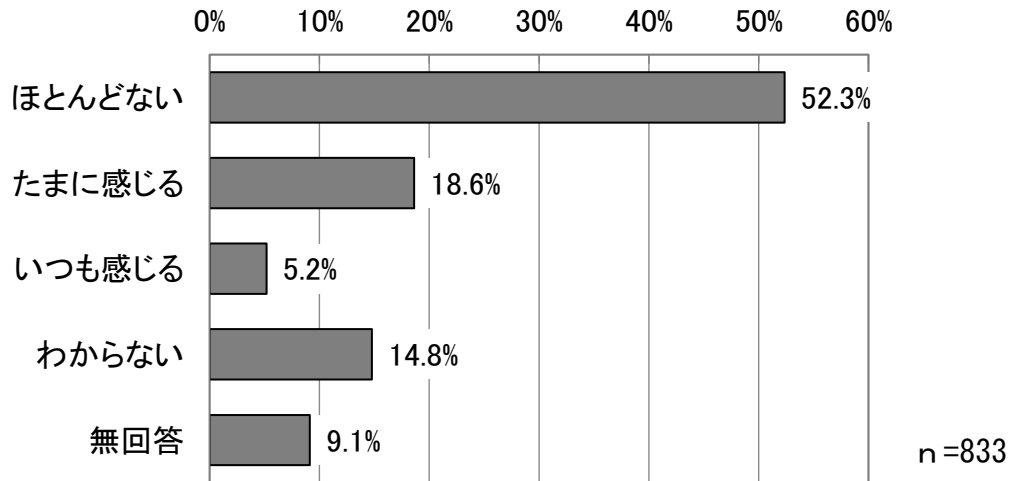
20歳以上の人アンケートでは、「聞いたことがあります、賛同できる」と回答した人が 43.7%と最も多く、次いで「聞いたことはないが、賛同できる」が 33.0%、「わからない」が 16.4%となっています。

障害者アンケートでは、「わからない」と回答した人が 31.8%と最も多く、次いで「聞いたことがあります、賛同できる」が 27.9%、「聞いたことはないが、賛同できる」が 24.6%となっています。



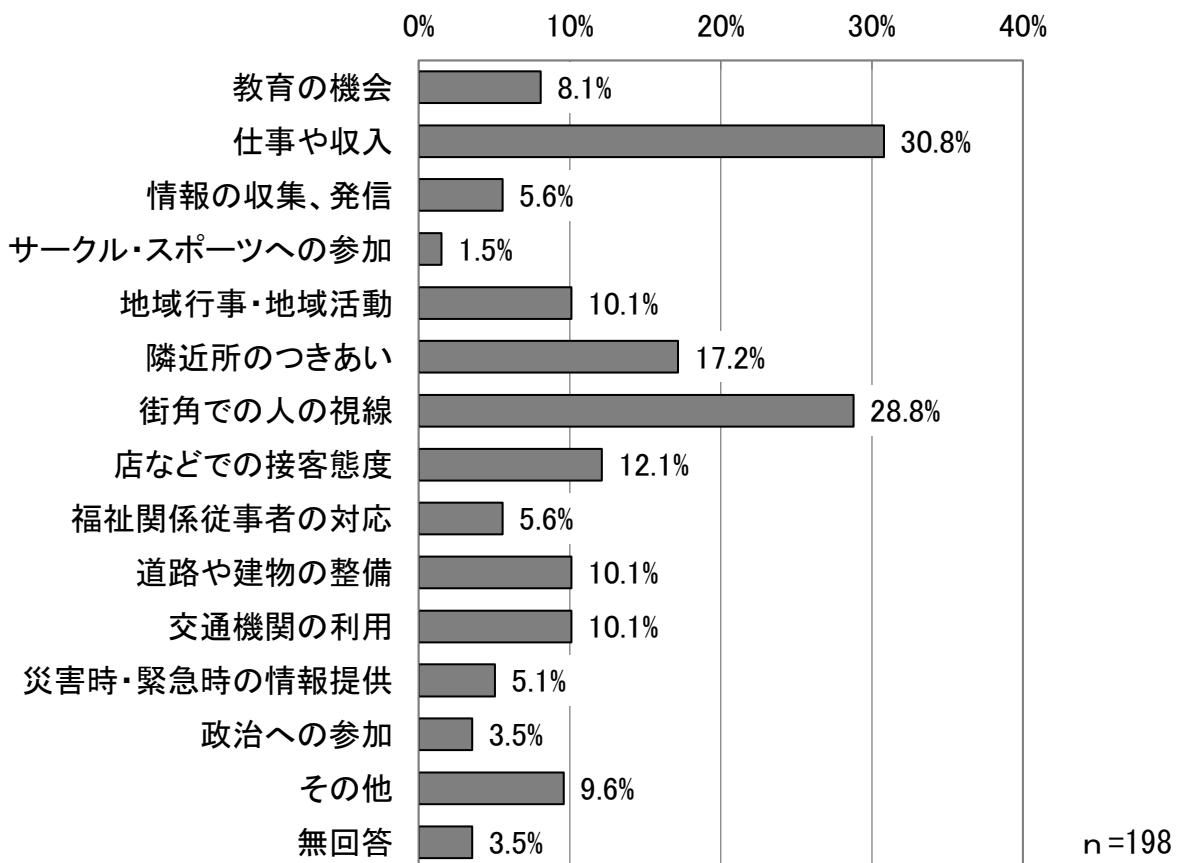
問 あなたは障害のあることで差別や人権侵害を受けていると感じることはありますか。

「ほとんどない」と回答した人が 52.3%と最も多く、次いで「たまに感じる」が 18.6%、「わからない」が 14.8%となっています。



問 どのようなところに、もっとも強く差別や人権侵害を感じますか。(上記の問で、「たまに感じる」、「いつも感じる」と回答した人)

「仕事や収入」と回答した人が 30.8%と最も多く、次いで「街角での人の視線」が 28.8%、「隣近所のつきあい」が 17.2%となっています。

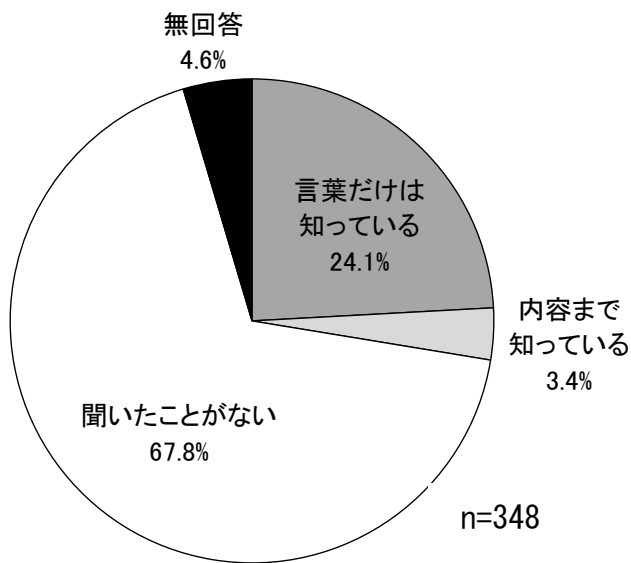


問 あなたは「障害者差別解消法」を知っていますか。

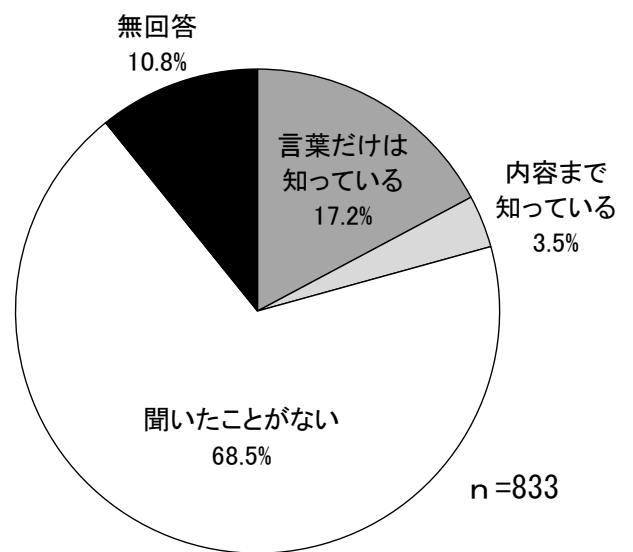
20歳以上の人アンケートでは、「聞いたことがない」と回答した人が67.8%と最も多く、次いで「言葉だけは知っている」が24.1%、「内容まで知っている」が3.4%となっています。

障害者アンケートでは、「聞いたことがない」と回答した人が68.5%と最も多く、次いで「言葉だけは知っている」が17.2%、「内容まで知っている」が3.5%となっています。

【20歳以上の人】

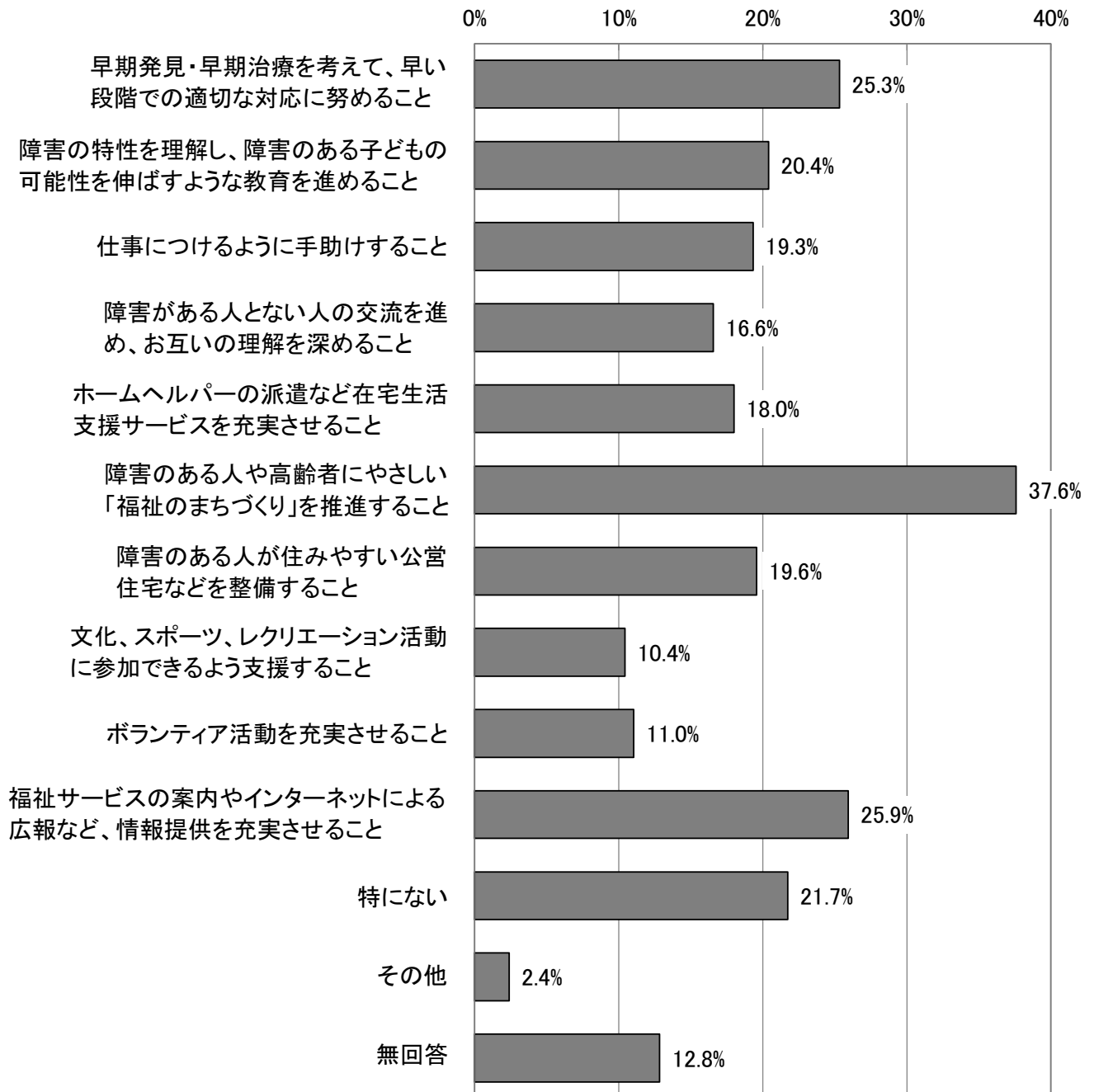


【障害者】



問 現在のあなたに特に必要な福祉施策は何ですか。

「障害のある人や高齢者にやさしい『福祉のまちづくり』を推進すること」と回答した人が37.6%と最も多く、次いで「福祉サービスの案内やインターネットによる広報など、情報提供を充実させること」が25.9%、「早期発見・早期治療を考えて、早い段階での適切な対応に努めること」が25.3%となっています。

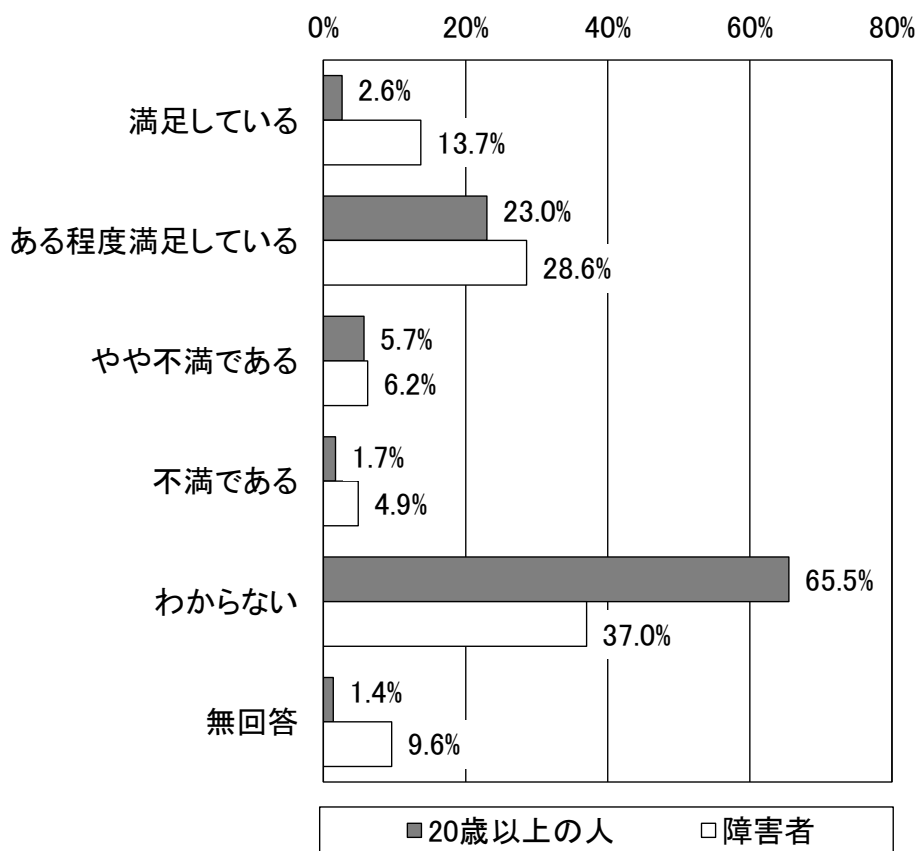


n=833

問 あなたは、大泉町における福祉・教育・雇用・まちづくりなど、障害者施策に満足していますか。

20歳以上の人アンケートでは、「満足している」、「ある程度満足している」という回答をあわせた「満足」している人は25.6%となっており、障害者アンケートでは、42.3%と4割以上の人が障害者施策に満足していると回答しています。

なお、「やや不満である」と「不満である」をあわせた「不満を感じている人」は、20歳以上の人アンケートで7.4%、障害者アンケートで11.1%となっています。

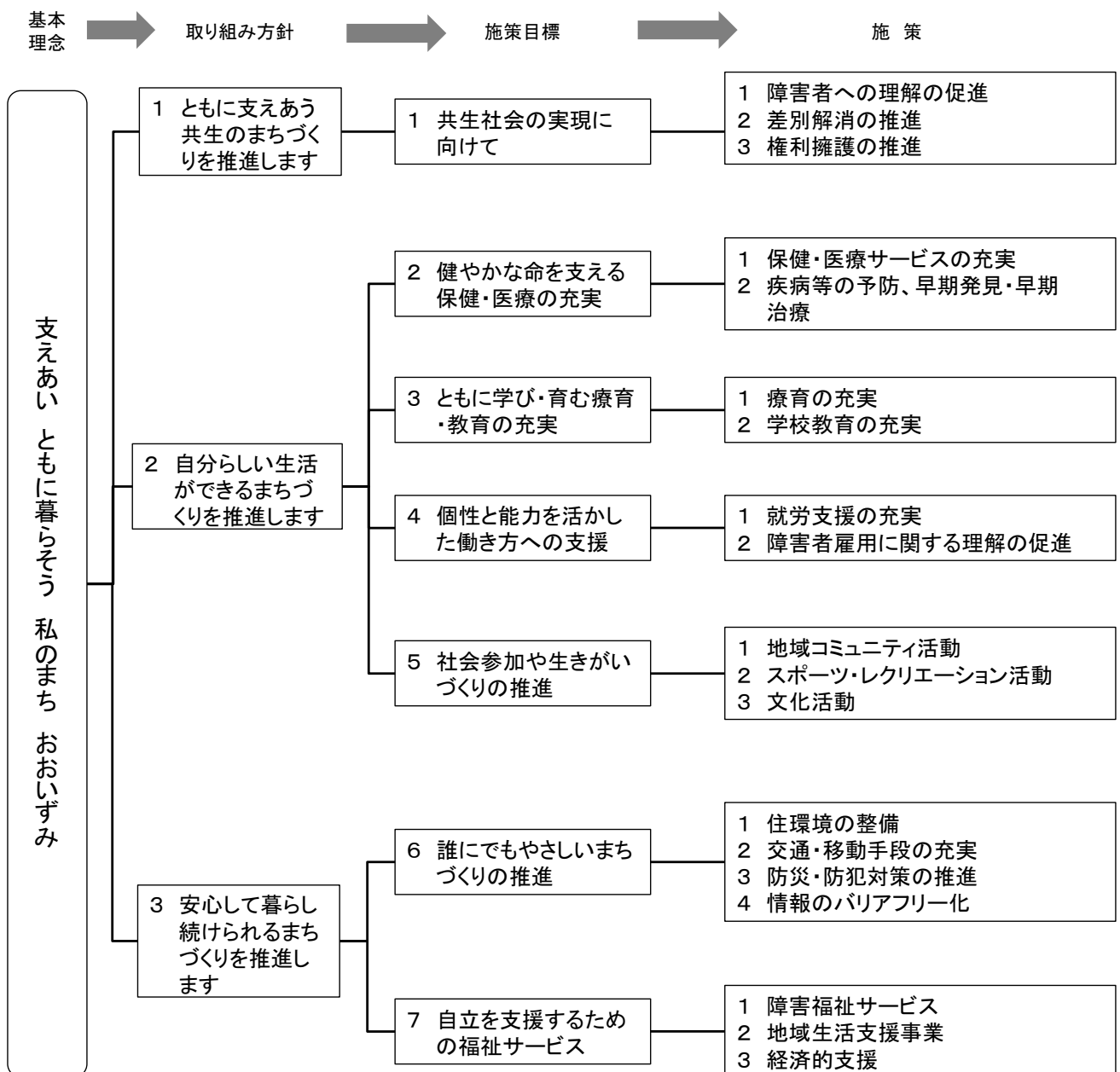


n =
 20歳以上の人 : 348
 障害者 : 833

第4節 第五次大泉町障害者基本計画の評価

前計画である「第五次大泉町障害者基本計画」では、基本理念のもと、3つの取り組み方針を掲げ、その下に7つの施策目標を立て、その各施策目標に基づき事業に取り組んできました。それぞれの事業について達成状況の評価を行い、その結果を取り組み方針ごとにまとめています。

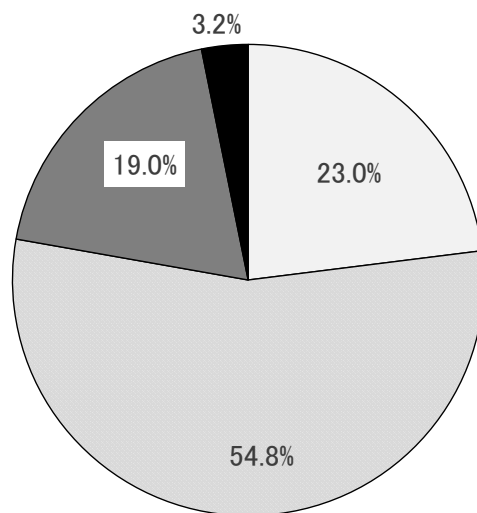
【第五次大泉町障害者基本計画】の施策体系



1 計画全体の事業評価

第五次大泉町障害者基本計画に関連する事業の総数は 126 事業でした。

各事業の評価をみると、「達成」は 23.0%、「概ね達成」が 54.8%となっています。また「達成」、「概ね達成」を合計すると 77.8%となり、8 割近くの事業が順調に実施できているといえます。なお、「達成不十分」と評価された事業は 4 事業となっています。



□達成 □概ね達成 ■やや達成 ■達成不十分

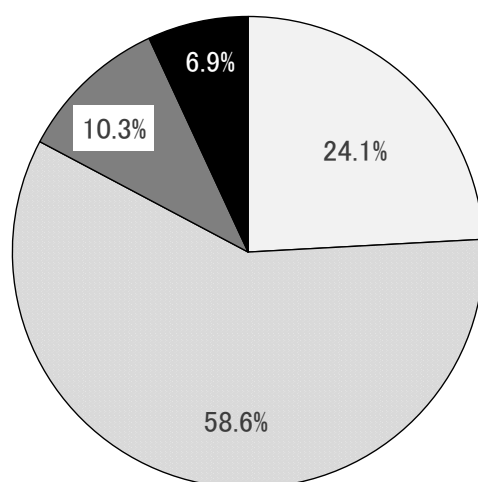
	事業数	構成比
達成	29	23.0%
概ね達成	69	54.8%
やや達成	24	19.0%
達成不十分	4	3.2%
合計	126	100.0%

※第五次大泉町障害者基本計画に関連する事業については、P114 の「第五次大泉町障害者基本計画の評価一覧」をご覧ください。

2 取り組み方針別の事業評価

(1) 取り組み方針1 とともに支えあう共生のまちづくりを推進します

事業数は 29 事業あり、そのうち、「達成」は 24.1%、「概ね達成」が 58.6%、「やや達成」が 10.3%となっています。また、「達成」、「概ね達成」を合計すると 82.7%となり、8 割以上の事業が順調に実施できているといえます。なお、「達成不十分」という事業は「町内にある障害者施設と近隣住民の交流機会を促進するとともに、知的障害者福祉パレード等、障害者団体等が主催する交流機会づくりを支援します。」という事業と「障害のある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、成年後見制度の普及・啓発に努め、制度の適切な利用の促進を図ります。」の 2 事業で、障害者団体の交流と成年後見制度について、今後の事業を積極的に推進していく必要があります。

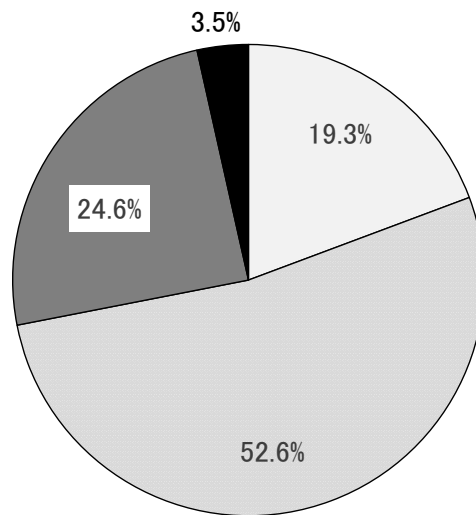


□ 達成 □ 概ね達成 ■ やや達成 ■ 達成不十分

	事業数	構成比
達成	7	24.1%
概ね達成	17	58.6%
やや達成	3	10.3%
達成不十分	2	6.9%
事業数	29	100.0%

(2)取り組み方針2 自分らしい生活ができる まちづくりを推進します

事業数は 57 事業あり、そのうち、「達成」は 19.3%、「概ね達成」が 52.6%、「やや達成」が 24.6%となっています。また、「達成」、「概ね達成」を合計すると 71.9%となり、7 割以上の事業が順調に実施できているといえます。なお、「達成不十分」という事業は「ボランティア活動等に参加できるよう情報提供に努めます。」という事業と「障害のある人が気軽に参加できる活動、各種教室・講座等の開催を推進するとともに、障害に理解のある講師や指導者、ボランティアの育成、活動場所の確保に努めます。」の 2 事業で、ボランティアに関する情報提供と各種教室や講座等の開催について、今後の事業を積極的に推進していく必要があります。



□達成 □概ね達成 ■やや達成 ■達成不十分

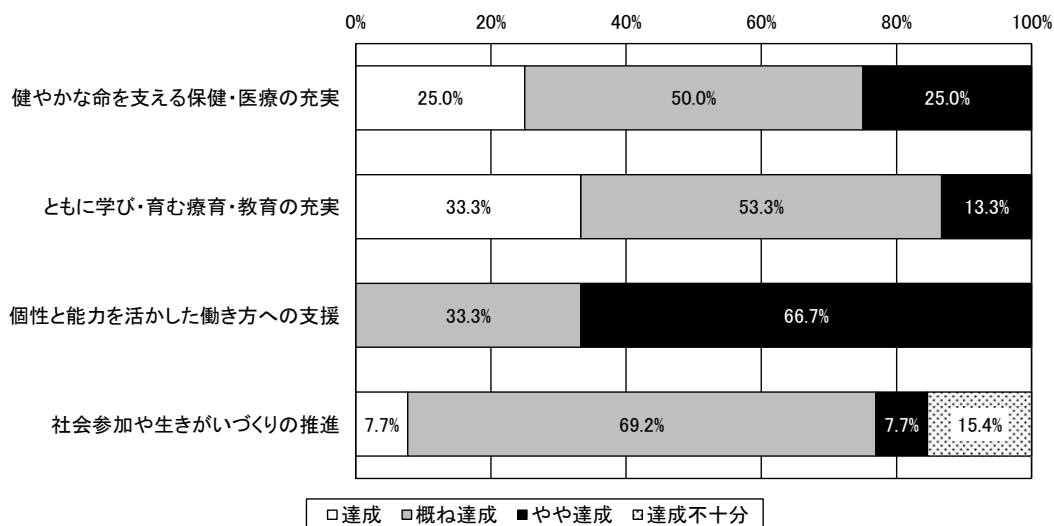
	事業数	構成比
達成	11	19.3%
概ね達成	30	52.6%
やや達成	14	24.6%
達成不十分	2	3.5%
事業数	57	100.0%

取り組み方針 2 の事業評価を施策目標別に見ると、「健やかな命を支える保健・医療の充実」では、「達成」が 25%あるものの、「やや達成」も 25%となっており、関係機関との連携や生涯を通じた健康づくりの推進について、今後更なる事業の充実が望まれます。

「ともに学び・育む療育・教育の充実」では、「達成」が 33.3%となっており、「概ね達成」を合わせると 9 割近くの事業が順調に推進できているといえます。

「個性と能力を活かした働き方への支援」では、「達成」と評価された事業がなく、「概ね達成」が 33.3%、「やや達成」が 66.7%となっています。障害者の働き方への支援として、就労支援事業所やハローワークとの連携の更なる強化が必要です。

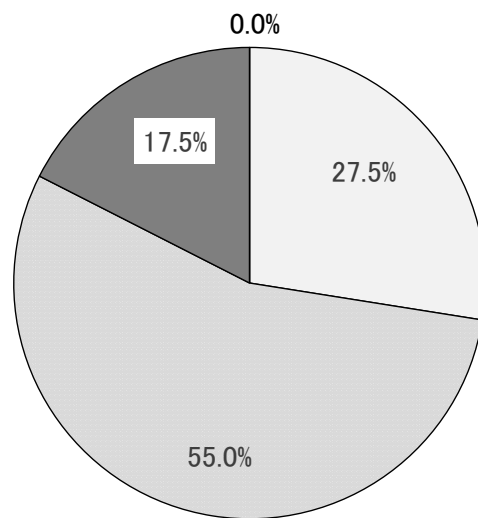
「社会参加や生きがいくりの推進」では、「達成」と「概ね達成」を合計すると 76.9%となっている一方で、「達成不十分」という事業が 2 事業あり、前述のとおり、ボランティアに関する情報提供と各種教室や講座等の開催について、今後の事業を積極的に推進していく必要があります。



	達成	概ね達成	やや達成	達成不十分	合計
健やかな命を支える保健・医療の充実	5 25.0%	10 50.0%	5 25.0%	0 0.0%	20 100.0%
ともに学び・育む療育・教育の充実	5 33.3%	8 53.3%	2 13.3%	0 0.0%	15 100.0%
個性と能力を活かした働き方への支援	0 0.0%	3 33.3%	6 66.7%	0 0.0%	9 100.0%
社会参加や生きがいくりの推進	1 7.7%	9 69.2%	1 7.7%	2 15.4%	13 100.0%

(3)取り組み方針3 安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します

事業数は 40 事業あり、そのうち、「達成」は 27.5%、「概ね達成」が 55.0%、「やや達成」が 17.5%となっています。また、「達成」、「概ね達成」を合計すると 82.5%となり、8 割以上の事業が順調に実施できているといえます。なお、「達成不十分」という事業はありませんでした。3 つの取り組み方針のなかでは順調に事業が実施できている項目ですが、「やや達成」が 17.5%あることから、さらに各事業の内容を充実させ実施していく必要があります。

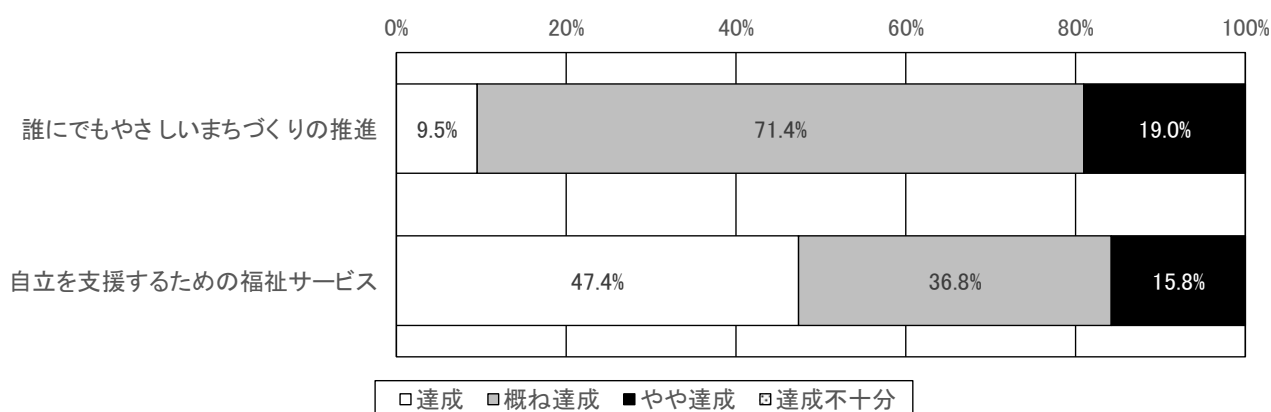


□達成 □概ね達成 ■やや達成 ■達成不十分

	事業数	構成比
達成	11	27.5%
概ね達成	22	55.0%
やや達成	7	17.5%
達成不十分	0	0.0%
事業数	40	100.0%

取り組み方針3の事業評価を施策目標別に見ると、「誰にでもやさしいまちづくりの推進」では、「達成」が9.5%にとどまり、「概ね達成」が71.4%、「やや達成」は19.0%と「達成」よりも「やや達成」の方が多くなっています。「やや達成」の事業としては、移動支援や災害時の対応の事業となっており、これらの事業の更なる充実が必要です。

「自立を支援するための福祉サービス」では、約半数の47.4%が「達成」とされています。なお、「概ね達成」は36.8%、「やや達成」は15.8%となっています。「やや達成」は各障害福祉サービスの提供であり、今後も各障害福祉サービス、障害児福祉サービスを充実させる必要があります。



	達成	概ね達成	やや達成	達成不十分	合計
誰にでもやさしいまちづくりの推進	2	15	4	0	21
	9.5%	71.4%	19.0%	0.0%	100.0%
自立を支援するための福祉サービス	9	7	3	0	19
	47.4%	36.8%	15.8%	0.0%	100.0%

第5節 第五次大泉町障害者基本計画の目標指標評価

前計画では、施策目標ごとに目標指標を設定しました。設定した11の目標指標のうち、目標を達成した指標は5項目、未達成の指標は6項目となっています。

	施策目標	目標指標	平成 26年度	令和 元年度	達成状況	
1	共生社会の実現に向けて	「障害福祉に関するアンケート調査」において、「障害者に対する差別や人権侵害を感じることの有無」の「いつも感じる」と答える人の割合の減少	20歳以上の人	5.4%	4.9%	○
			障害者	6.0%	5.2%	○
2	健やかな命を支える保健・医療の充実	住民満足度調査の「健康診断・健康づくりが充実している」と答える人の割合の増加		66.7%	66.2%	×
3	ともに学び・育む療育・教育の充実	「障害福祉に関するアンケート調査」において、「必要な福祉政策」についての項目の「障害の特性を理解し、障害のある子どもの可能性をのばすような教育をすすめること」と答える人の割合の減少	20歳以上の人	49.9%	55.7%	×
			障害者	18.0%	20.4%	×
4	個性と能力を活かした働き方への支援	町内法定雇用率達成企業の割合の増加		56.7%	43.8%	×
			就労系サービスの利用者数の増加	43人	64人	○
5	社会参加や生きがいづくりの推進	「障害福祉に関するアンケート調査」において、「今後、障害者にかかわるボランティア活動に参加したいか」についての項目の「参加したい」と答える人の割合の増加	20歳以上の人	21.9%	15.5%	×
6	誰にでもやさしいまちづくりの推進	「障害福祉に関するアンケート調査」において、「大泉町における障害者施策における満足度」についての項目の「満足している」「やや満足している」と答える人の割合の増加	20歳以上の人	29.0%	25.6%	×
			障害者	40.0%	42.3%	○
7	自立を支援するための福祉サービス	ひとり暮らしが困難な障害者が、地域で安心して暮らすためのグループホームの利用者の増加		20人	37人	○

第6節 現状からみた大泉町の課題

第1節「障害者を取り巻く社会的な動向」から第5節「第五次大泉町障害者基本計画の目標指標評価」を考察した結果、本町において障害者施策を進めるうえで主要な課題を、次の7つの項目に整理しました。

1 理解と交流について

令和元年度アンケート調査の結果によると、「特に必要な施策」として、16.6%の人が「障害のある人とない人の交流を進め、お互いの理解を深めること」と回答しています。障害者に対する「心の壁」を除去するための啓発・広報活動は、障害者施策の重要な柱であり、障害者や特別支援教育への理解の促進を図る必要があります。

また、「障害者差別解消法」の認知度に関しては、約7割の人が「聞いたことがない」と回答しているため、「障害者差別解消法」の周知を徹底するとともに、同法に基づく社会的障壁[※]の除去や合理的配慮[※]についても実施していく必要があります。

2 保健・医療について

前計画では施策目標「健やかな命を支える保健・医療の充実」の目標指標として、町民満足度・意識調査の「健康診断・健康づくりが充実している」と答えた人の割合の増加を掲げていましたが、令和元年度の町民満足度・意識調査において、「健康診断・健康づくりが充実している」と答えた人の割合は、平成26年度に比べて減少し、目標を達成できませんでした。

また、令和元年度アンケート調査の結果によると、「特に必要な福祉施策」について、「早期発見・早期治療を考えて、早い段階での適切な対応に努めること」という回答が第3位となっています。

障害の原因となるような疾病等の発生を防ぐため、そして障害の進行を抑制するための「早期発見体制」は必要不可欠であり、健康づくりへの支援はもちろんのこと、適切な医療を受けられる体制を整備していく必要があります。

※社会的障壁とは、障害者にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるもの。利用しにくい施設や制度、障害者の存在を意識していない慣習や文化、障害者への偏見などがある。

※合理的配慮とは、障害者の社会的障壁を取り除くために状況に応じて行われる無理のない配慮のこと。

3 療育・教育について

本町における公立小・中学校の特別支援学級の児童生徒数は、年々増加しています。母子保健施策との緊密な連携のもと、支援を必要とする子どもの早期発見、早期療育の仕組みや、教育分野との連携を図ったうえで、身近な地域で、どの障害にも対応できるサービスが提供され、特性に応じた支援が継続的に行われるよう体制を整備する必要があります。

4 雇用・就労について

令和元年度アンケート調査の結果によると、「現在就労している人」は 24.7%にとどまっています。また、「障害者が働くために必要なこと」としては、「健康状態にあわせた働き方ができること」が最も多く、次いで「自分の家の近くに働く場があること」、「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること」となっていることから、障害者が働きやすい環境整備に向けた啓発や事業所への障害者雇用の呼びかけを行う必要があります。

5 余暇活動・社会参加について

障害者の自立や生きがいを高めるためには、趣味やスポーツを楽しむことや、グループでの活動が大切です。

令和元年度アンケート調査の結果によると、「1年以内の活動」として、約3割の人が「特に何もしていない」と回答しており、余暇活動や社会参加についての環境整備、情報や活動機会を積極的に提供していく必要があります。

6 生活環境について

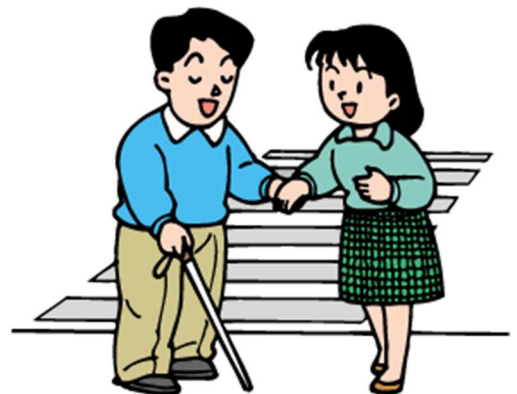
令和元年度アンケート調査の結果によると、「特に必要な施策」として、「障害のある人や高齢者にやさしい『福祉のまちづくり』を推進すること」という回答が第1位となっています。「外出の際に困ること」では、「気軽に利用できる移送手段が少ない」、「電車やバスなどの交通機関を利用しづらい」という回答が多くなっており、「歩道が狭く、道路に段差が多い」という回答も上位を占めています。また、「災害時の自力避難の可否」では「自力で避難できない」と回答した人が26%います。

障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすいまちづくりには、道路や公共施設等のバリアフリー化や災害時における障害者の避難対策を進め、障害者や高齢者など弱者の立場に立ったまちづくりを進めていく必要があります。

7 地域生活支援について

令和元年度アンケート調査の結果によると、「悩みや困ったことについての相談先(家族や親族以外)」では、「医療関係や薬局」が最も多く、「友人・知人」という回答が多くなっています。一方、「社会福祉協議会」、「県の福祉や保健の窓口」、「こころの健康センター」、「障害福祉サービス事業所」、「地域活動支援センター」、「障害者相談支援センター」、「障害者就業・生活支援センター」と回答した人は1割以下となっていることから、周知を徹底し、相談窓口の認知度を向上していく必要があります。

また、「今後利用したい障害福祉サービス」としては、「短期入所」が最も多く、「移動支援」、「居宅介護支援」、「施設入所支援」が続いており、障害福祉サービスのサービス量の確保・制度の周知を行い、利用促進に努める必要があります。





第3章

計画の理念・取り組み方針

第3章 計画の理念・取り組み方針

第1節 基本理念

国際障害者年において、掲げられた目標テーマは「完全参加と平等」で、現在でも障害者福祉の究極のテーマであるといえます。これは、「障害のある人も、障害のない人と同じ権利をもち、住み慣れた地域で共に生活し、誰もが等しく社会に参加する」ということです。この目標を実現するためには、一人ひとりの人格と個性を尊重し支えあう共生社会を構築することが必要です。

共生社会においては、障害者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に、社会のあらゆる活動に参加・参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担します。共生社会実現のためには、行政だけでなく町民、企業、各種団体等すべての社会構成員が、それぞれの役割と責任を自覚して、主体的に取り組むことにより、初めて実現できるものです。

本町における最上位計画である「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～」では、将来都市像である「住んでみたい 住み続けたいまち おおいずみ～みんなで創る 個性輝き、希望あふれるまち～」の実現を目指し、「未来へつなぐ 魅力あふれるまちづくり」を基本理念として掲げてまちづくりを推進するなかで、障害者の生活を支援するため、医療、介護、教育、就労など、各種サービスの充実に取り組んでいます。

本計画は、総合計画の保健福祉の基本目標である「誰もが支え合い、健康で心豊かにくらするまち」を踏まえ、第五次大泉町障害者基本計画の基本理念「支えあい ともに暮らそう 私のまち おおいずみ」を引き継ぎ、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現を目指します。

基本理念

支えあい ともに暮らそう 私のまち おおいずみ

第2節 取り組み方針

1 とともに支えあう、共生のまちづくりを推進します

障害のある人も障害のない人も共に生活し、共に活動できるノーマライゼーションの理念を住民が正しく理解するために、障害者に対する「心の壁」を取り除くことが大切です。

そのために、各種広報媒体の活用や様々な行事を通じた啓発・広報活動の充実、幼児期からその発達段階に応じた福祉教育と、地域や職場で共に活動しながら互いに理解を深める交流の促進、障害者のニーズに沿ったボランティアの養成など、住民がノーマライゼーションの理念を正しく理解できる取り組みの一層の充実を図ります。

2 自分らしい生活ができるまちづくりを推進します

障害者が地域で生きがいを持って生活し、社会活動に参加していくためには、一般雇用はもとより、福祉的就労を含めた障害者の雇用の促進に努め、自立のための経済的基盤の確立を図るとともに、障害者の社会参加を促進する事業を充実させる必要があります。

障害者の雇用や就業を促進するためには、障害者自身の職業能力の開発を支援し、事業主や一般社会への障害者雇用に対する理解を深めなくてはなりません。

また、障害者の社会参加を推進するためには、子どもからの教育も重要となります。一人ひとりの能力を伸ばすため、各ライフステージに応じたきめ細かな支援が必要であることから、保育や教育環境の充実を図ります。

さらに、障害者の社会参加を推進し、障害者の生活能力の向上を図るとともに、障害者スポーツの振興を図るほか、文化活動やレクリエーション活動を支援するなど、地域におけるノーマライゼーションの理念の浸透に向けて取り組みます。

3 安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します

障害者が地域で自立した生活を送っていくためには、障害者の日常生活を支援する体制を整備するとともに充実させる必要があります。

誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、ただ単にハード面の整備にとどまらず、地域に住む人々の障害者に対する理解やサポートがきわめて大切であり、今後もハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを推進します。

また、災害発生時に備えて、地域における見守り活動を推進するとともに、避難行動要支援者台帳や福祉避難所を整備し、災害時における障害者の支援体制を構築します。

第3節 施策目標

1 共生社会の実現に向けて

障害者について正しい知識と十分な理解が得られるよう啓発活動を行うとともに、障害を理由とする差別を許さないことで、社会的障壁の除去に向けた取り組みを実施します。

また、虐待防止や権利擁護に関しては、今後支援対象者の増加が見込まれることから、関係機関と協力、連携のうえ、支援体制を整備します。

さらに各窓口を中心に、合理的配慮の充実にに向けた取り組みを実施します。

2 健やかな命を支える保健・医療の充実

健康診査等の受診者数の増加に向けた取り組みを行っていくとともに、障害の原因となりやすい生活習慣病の予防や、健康づくりの推進、早期に適切な保健医療サービスが受けられるような体制の整備などを図り、障害者が安心して生活していけるように努めます。

また、妊娠中からの支援体制を強化し、乳幼児健康診査や発育発達相談の充実に努めるとともに、早期発見・早期療育の体制整備を進めていきます。

3 とともに学び・育む療育・教育の充実

乳幼児期における健康診査や早期療育の充実に図るとともに、障害児やそれを支える保護者に対する乳幼児期からの相談等支援体制を整備します。

また、保育園の障害児受け入れ体制の充実・強化も緊急の課題となっています。各関係機関において、心身障害児の保護者が早期から相談ができ、必要な指導が受けられるよう支援体制の充実に図ります。

4 個性と能力を活かした働き方への支援

障害者の就労には、企業の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障害者雇用に関する制度の普及・啓発の充実に努めます。

また、障害者の就労を支援するため、企業や就労支援事業所等と連携し、支援体制の強化を図るとともに、障害者が就労可能な職務・職域の開発や相談体制を充実させ、障害者の活躍の場の拡大を推進します。

5 社会参加や生きがいづくりの推進

スポーツ・文化活動への参加は、生活のなかでの「ゆとり」や「生きがい」につながり、生活を豊かにし、地域社会との交流や理解を深めるため、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動への障害者の参加を促進します。

また、障害のある子どもと障害のない子どもが、共に活動することを通じてお互いの理解が深められるよう、交流教育や統合保育※を推進し、成人期においては、雇用・就労の促進を図るとともに、スポーツ、文化、芸術活動の支援を行います。

6 誰にでもやさしいまちづくりの推進

障害者が社会参加するために、総合的なバリアフリー化を促進し、差別や偏見のないまちづくりを目指した環境整備を推進します。

また、災害時には、視覚や聴覚などの障害者に対する的確な情報提供や、安全に避難できる避難経路の確保に努めます。

7 自立を支援するための福祉サービス

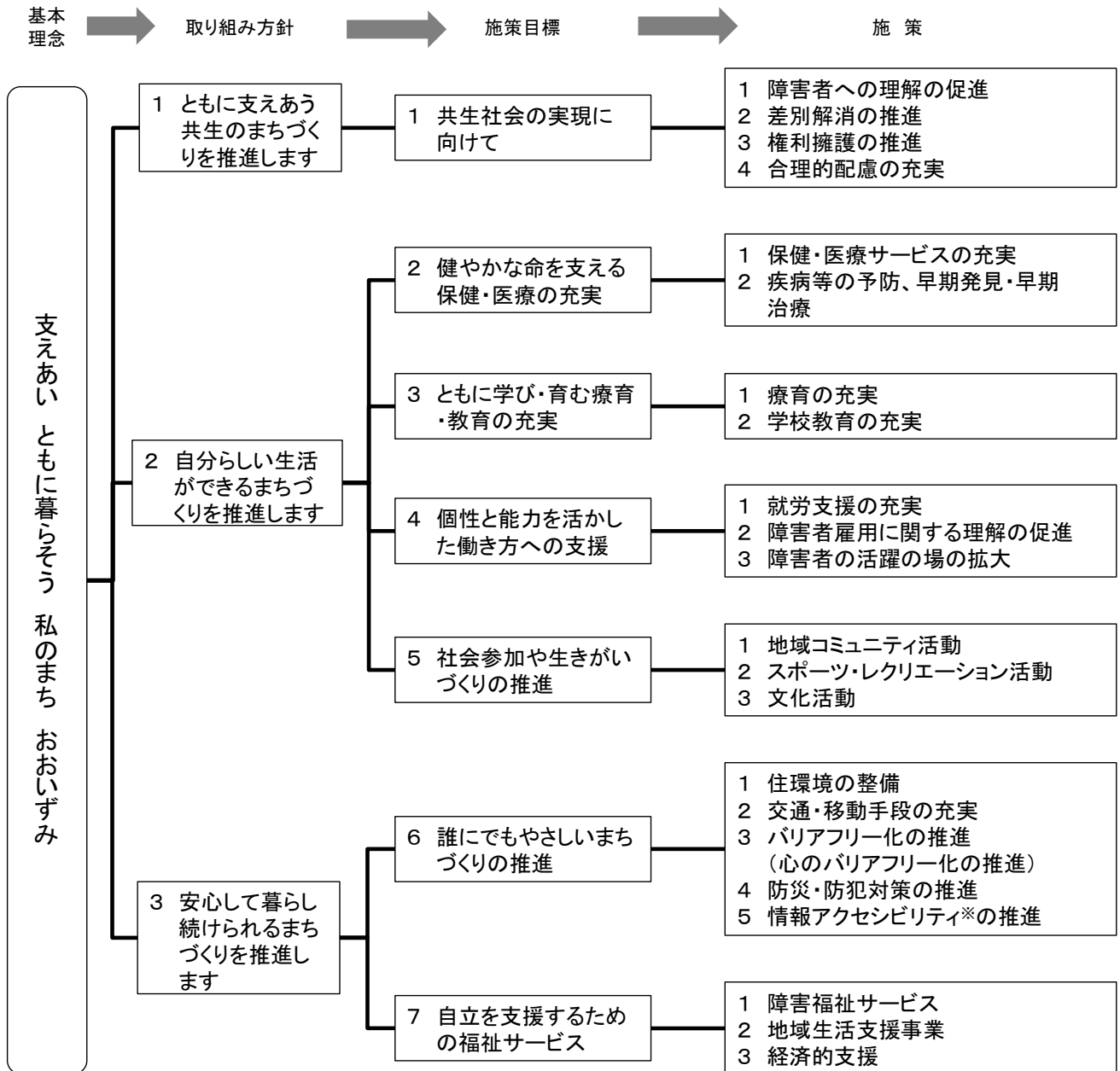
地域における障害者の自立した生活を支援するサービスは、当事者のニーズを的確に把握し、障害の特性や状態に応じて配慮するなど、当事者目線に立ったサービスを提供します。

福祉サービスは、第6期大泉町障害福祉計画及び第2期大泉町障害児福祉計画(令和3年度～令和5年度)に基づき、各種サービスを提供する体制の充実を図ります。

また、障害福祉サービス提供事業所については、平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係を構築するよう啓発を行うとともに、利用者の安全確保や権利擁護等について研修会を実施するよう指導します。

※統合保育とは、障害のある子どもと障害のない子どもを一緒に保育すること。

第4節 施策の体系



※情報アクセシビリティとは、障害者や高齢者をはじめ、あらゆる人が通信機器、ソフトウェア及びサービスを支障なく利用できること。



第4章

基本計画

第4章 基本計画

第1節 取り組み方針1 ともに支えあう共生のまちづくりを推進します

施策目標1 共生社会の実現に向けて

▲△施策目標を実現するための指標▲△

指 標	対 象	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
「障害福祉に関するアンケート調査」において、「障害者に対する差別や人権侵害を感じることの有無」の「いつも感じる」と答える人の割合	20歳以上の人	4.9%	4.0%
	障害者	5.2%	4.5%

施策1 障害者への理解の促進

◆◇現状と課題◇◆

ノーマライゼーションの理念は徐々に社会に定着してきていますが、偏見や差別といった「心の壁」の除去は、依然として大きな課題となっています。

令和元年度アンケート調査の結果によると、「共生社会」について、「聞いたことがあり、賛同できる」と回答した人は、20歳以上の人アンケート調査で43.7%、障害者アンケート調査で27.9%の回答でした。

共生社会の実現のためには「心の壁」の除去が必要であり、障害や障害者についての理解を深めるための積極的な周知を行う必要があります。

また、障害者に対する理解を促進するため、交流の機会を充実させるほか、社会的支援、福祉問題の課題に対する理解を深めるための教育の推進や、地域住民やボランティア団体、行政が互いに連携し、障害者に対する理解を深めていく必要があります。

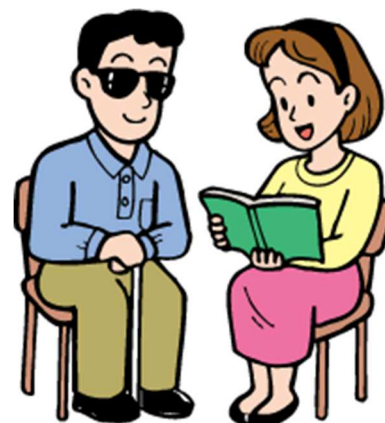
■□施策の方向□■

障害者週間(毎年12月3日から9日まで)における国や県の各種のイベントと連携し、広報紙やホームページなどの広報媒体、各種行事を活用して障害や障害者についての理解を促進するための啓発・広報を推進するとともに、ヘルプマーク等の周知に努めます。さらに、多様な福祉・人権教育活動が展開できるよう関係機関との連携を図り、子どもから高齢者まで、人権尊重の精神に根ざした一貫した福祉教育を推進します。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	広報紙やホームページ、パンフレット等の各種広報媒体の活用により、障害に対する住民の理解を促進するとともに、福祉サービスやイベント、障害者団体等に関する情報提供に努めます。	福祉課 社会福祉協議会
継続	身体障害者の日常生活を補助するための補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の普及・啓発に努めます。 【事業例】 「おいずみ市民活動フェスティバル」	福祉課 社会福祉協議会
継続	広報紙に知的障害者福祉月間(9月)、障害者週間(12月3日～9日)を掲載するなど周知を行います。	福祉課
継続	「保健福祉まつり」など様々な行事やイベントに際し、障害者に配慮した企画や、参加しやすい環境づくりを行い参画を促し、障害のある人とない人の交流の場づくりを行います。	福祉課
拡充	町内にある障害者施設と近隣住民の交流機会を促進するとともに、知的障害者福祉パレードや障害者団体等が主催する交流機会づくりを支援します。	福祉課 社会福祉協議会
継続	特別支援学校等の児童生徒と小中学校の児童生徒との交流や共同学習の充実を図り、障害のある児童とない児童が、ともに育つ交流・ふれあい事業等の推進に努めます。	教育指導課
継続	小中学校では社会福祉協力校として、「総合的な学習の時間」を活用した「福祉」の学習や体験活動を実施するなど、児童生徒の福祉・人権教育の充実に努めます。 【事業例】 「中学生介護体験教室」	教育指導課 社会福祉協議会
継続	教育関係者を障害児理解促進研修会等へ派遣するなど、福祉教育指導力向上に努めます。	教育指導課
継続	社会福祉に対する理解と関心を高めるため、大泉町小中学生ふくし作文・ポスターコンクール等を実施します。 【事業例】 「大泉町小中学生ふくし作文・ポスターコンクール」	教育指導課 社会福祉協議会

方向	事業の内容	担当課
継続	町民の福祉意識を高めるため、生涯学習や地域活動において、障害者の理解に関する講座や講演会等の開催を進めます。 【事業例】 「人権教育指導者養成講座」、「傾聴ボランティア養成講座」、 「手話奉仕員養成講座」	多文化協働課 福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会



施策2 差別解消の推進

◆◇現状と課題◇◆

共生社会の実現に向け、すべての町民が障害や障害者について理解し、障害を理由とする差別の解消の取り組みを推進する必要があります。

令和元年度アンケート調査の結果では、「障害を理由に差別や人権侵害を感じたことがある(たまに感じる、いつも感じる)」と回答した障害者等は 23.8%となっており、差別や人権侵害を 4 人に 1 人が感じていると回答しています。

「障害者差別解消法」について、事業者などに周知するとともに、障害者への差別の禁止や合理的配慮の提供による社会的障壁の除去を推進する必要があります。

■□施策の方向□■

「障害者差別解消法」に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行います。また、差別解消に向け、広く広報紙やホームページなどにおいて、法の主旨の普及啓発に取り組めます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の不提供の禁止」等が盛り込まれた「障害者差別解消法」に基づき、国の基本方針を踏まえ、必要な対応に取り組めます。	全 課
継続	障害者の理解の促進と配慮を一層図るため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する大泉町職員対応要領」に基づき、差別解消に関して町職員に対し研修会を開催します。	福祉課 総務課
継続	「障害者基本法」、「障害者差別解消法」等の主旨を分かりやすく普及啓発するとともに、本町で施行・策定した「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、障害者の人権が尊重される社会づくりを推進します。	多文化協働課 福祉課 教育指導課

施策3 権利擁護の推進

◆◇現状と課題◇◆

「障害者虐待防止法」の施行を受け、本町では、障害者の権利擁護を推進するため、平成 24 年 10 月に「大泉町障害者虐待防止センター」を設置し、虐待防止に向け取り組んでいます。

今後も、虐待事案を未然に防止できるよう、相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対して、常日頃から虐待防止に関する啓発を行うとともに、関係機関と連携し虐待防止に努める必要があります。

権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。つまり、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていくことです。

こうした「権利擁護」の問題は、支援が必要な人の増加により、その需要に対応する体制の整備が求められています。障害者の権利を守るために、関係機関との連携を強化するとともに、成年後見制度等の適切な利用を促進していく必要があります。

■□施策の方向□■

障害者への成年後見制度の利用支援や、業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修などを行い、成年後見制度の利用を促進します。

また、成年後見制度における業務を適正に行うことが可能な法人を確保できる体制整備や、市民後見人[※]の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

※市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識や態度を身につけた人のなかから、家庭裁判所により成年後見人等として選任された人のこと。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	<p>「障害者虐待防止法」により、虐待の発見者に対する通報義務について、町民及び関係者への周知を図ります。また、虐待に関する通報を受けた際は、家庭や施設・職場などに調査、指導等を行うなど迅速に適切な対応を行います。</p> <p>【事業例】 「障害者虐待防止対策支援事業」</p>	福祉課
新規	<p>障害者の財産や権利を保護し、自己決定を尊重するため、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、制度の広報周知や、早期の段階からの相談対応体制の整備を行い、成年後見制度を利用できるよう支援します。</p> <p>【事業例】 「障害者成年後見制度利用支援事業」、「成年後見制度研修会」</p>	福祉課 高齢介護課 社会福祉協議会
継続	<p>関係機関と連携し、日常生活自立支援事業の周知に努め、利用の促進を図り、障害者が地域において安心して自立した生活が送れるよう支援します。</p> <p>【事業例】 「日常生活自立支援事業」</p>	福祉課 社会福祉協議会

施策4 合理的配慮の充実

◆◇現状と課題◇◆

「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月から施行され、国や地方自治体等には障害者に対する合理的配慮が義務化されました。

障害者が日常生活や社会生活を送るための妨げとなる、様々な社会的障壁の除去のための合理的配慮はとても重要な取り組みです。

令和元年度アンケート調査の結果では、「合理的配慮の提供を義務付けた、障害者差別解消法についての認知度(言葉だけは知っている、内容まで知っている)」は、20 歳以上の人アンケート調査で 27.5%、障害者アンケート調査で 20.7%にとどまっています。

今後も、障害者にとっての日常生活や社会生活を送るうえで障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための「合理的配慮の提供」に関する知識の普及・啓発に取り組む必要があります。

■□施策の方向□■

共生社会を実現するため、日常生活や社会生活における障害者等の活動の制限や、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くよう、企業や事業者に対して、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供についての普及啓発に努めます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	【再掲】 「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の不提供の禁止」等が盛り込まれた「障害者差別解消法」に基づき、国の基本方針を踏まえ、必要な対応に取り組みます。	全 課
継続	障害者の理解の促進と配慮を一層図るため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する大泉町職員対応要領」に基づき、合理的配慮に関して町職員に対し研修会を開催します。	福祉課 総務課
新規	アクセシビリティに配慮した行政情報の提供に努めます。	広報情報課 福祉課

■■■目標を達成するために ～みんなの取り組み～■■■

施策目標 共生社会の実現に向けて

- ・障害についての理解を深め、こころのバリア(障壁)をなくし、お互いに人格と個性を認めあいましょう。
- ・誰もが対等に地域の活動に参画できるようにしましょう。



第2節 取り組み方針2 自分らしい生活ができるまちづくりを推進します

施策目標2 健やかな命を支える保健・医療の充実

▲△施策目標を実現するための指標▲▲

指 標	対 象	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
住民満足度・意識調査において「健康診断・健康づくりが充実している」と答える人の割合	20歳以上の人	66.2%	72.0%

施策1 保健・医療サービスの充実

◆◇現状と課題◇◆

脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病は障害の原因となりやすく、疾病予防としての日頃の健康づくりは、とても重要なことです。

令和元年度アンケート調査の結果では、「障害や難病の指定を受けた年齢」は、「40歳以上」という回答が54.1%と半数以上となっています。また、「障害者の悩みごと」として、「健康管理や医療」という回答も多くあります。

生活習慣病の増加が問題となっている現代では、壮年期以降の疾病による障害の発生も多いことから、これらの疾病予防対策がさらに重要になってきています。

今後は、高齢化が進むなかで、障害者の高齢化や重度化も予想されることから、誰もが心身ともに健やかに暮らせるよう健康づくりを推進するとともに、保健・医療サービスを充実していく必要があります。

■□施策の方向□■

健康診査及び各種検診、その後の保健指導を充実し、障害の要因となる疾病の予防に努めます。

また、障害者が安心して医療サービスを受けられるよう、保健・医療に関する情報提供に努めるとともに、福祉医療制度や自立支援医療など、医療費負担軽減に関する制度の周知を図り、保健・療育・医療体制の整備に努めます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	<p>疾病や障害・精神等の相談・訪問指導の充実を図り、適切な療育・治療につなげます。</p> <p>【事業例】 「育児等健康支援事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「健康相談事業」、「訪問指導事業」、「地域精神保健福祉事業」</p>	健康づくり課
継続	<p>身体障害者や知的障害者等の自立や社会参加などを支援するため、相談支援専門員による助言や指導を行う相談支援センターの強化に努めます。</p> <p>【事業例】 「障害者相談支援事業」</p>	福祉課
継続	<p>必要な医療を継続的に受けられるよう、自立支援医療費や養育医療費の給付、福祉医療制度等の周知を図ります。</p> <p>【事業例】 「自立支援医療費扶助」、「未熟児支援事業」</p>	福祉課 健康づくり課 国民健康保険課
継続	<p>関係医療機関との連携を促進するとともに、広域的医療体制の充実に努めます。</p> <p>【事業例】 「医療対策事業」</p>	健康づくり課
継続	<p>館林邑楽歯科医師会と連携して、歯科保健医療センターによる障害者の口腔衛生及び医療体制の充実に努めます。</p> <p>【事業例】 「障害者(児)歯科診療運営費補助金」</p>	福祉課
継続	<p>障害者が、家庭や地域において安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の関係者によるケア会議を開催し連携の強化を図ります。</p>	福祉課
継続	<p>難病患者やその家族が安心して療養生活ができるよう医療機関、訪問看護ステーションなどと連携を図り、切れ目のない支援体制を確立します。</p> <p>【事業例】 「在宅医療介護連携推進事業」</p>	福祉課 高齢介護課

施策2 疾病等の予防、早期発見・早期治療

◆◇現状と課題◇◆

疾病の予防や早期発見・早期治療は、障害の軽減及び自立の促進など、地域で安心して暮らしていくうえでとても重要なことです。

今後も引き続き健康診査等の受診者数の増加に向けた取り組みを行っていくとともに、早期に適切な保健医療サービスに結び付けられる体制の整備を図り、障害者が安心して生活できるように努めることが必要です。

■□施策の方向□■

障害の早期発見や予防のために健康診査・保健指導・相談事業等の母子保健及び学校保健施策などを実施し、特に乳幼児期・児童期等における発達障害の早期発見・早期対応に努めるとともに、適切な医療を受けられる体制の整備を行います。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	<p>障害の原因となる疾病の予防と早期発見のため、健康診査及びがん検診等を実施します。また、受けやすい健康診査(検診)体制を充実し、受診率の向上を図ります。</p> <p>【事業例】 「特定健康診査等事業」、「健康診査事業」、「がん検診事業」、 「わかば健康診査事業」、「乳幼児健康診査」、「新生児聴覚検査事業」</p>	<p>健康づくり課 国民健康保険課</p>
継続	<p>健康診査(検診)受診後の事後指導の充実を図るとともに、要精密検査該当者の未受診対策の強化に取り組みます。</p> <p>【事業例】 「健康診査事業」、「がん検診事業」、「わかば健康診査事業」、 「健康相談事業」、「訪問指導事業」</p>	健康づくり課
継続	<p>障害者や高齢者等が自立した生活を送るため、生活習慣病予防や介護予防事業を実施し、健康寿命の延伸を目指します。</p> <p>【事業例】 「介護予防事業」、「健康教育事業」、「栄養改善事業」、 「健康づくり推進事業」</p>	<p>高齢介護課 健康づくり課</p>

方向	事業の内容	担当課
継続	疾病や障害に対する正しい知識の普及・啓発を図り生涯を通じた健康づくりを推進します。 【事業例】 「介護予防事業」、「訪問健康指導事業」、「健康講演会」、「健康栄養教室」	福祉課 高齢介護課 健康づくり課 国民健康保険課
継続	メンタルヘルスに関する正しい知識の普及・啓発を図り、こころの健康づくりを推進します。 【事業例】 「地域精神保健福祉事業」	健康づくり課

■■■目標を達成するために ～みんなの取り組み～■■■

施策目標 健やかな命を支える保健・医療の充実

- ・健康診査(検診)を受け、自分の身体の状況を知り、適切に医療機関を受診して生活習慣病等を予防しましょう。
- ・家族や身近な人の健康に関心を持ちましょう。



施策目標3 とともに学び・育む療育・教育の充実

▲△施策目標を実現するための指標▲△

指標	対象	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
「障害福祉に関するアンケート調査」において、「必要な福祉施策」についての項目の「障害の特性を理解し、障害のある子どもの可能性をのばすような教育をすすめること」と答える人の割合	20歳以上の人	55.7%	50.0%
	障害者	20.4%	14.0%

施策1 療育の充実

◆◇現状と課題◇◆

成長発達期にある児童は、早期に障害を発見し、適切な治療や指導訓練を受けることで、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。

今後は、乳幼児期における健康診査や早期療育の充実を図るとともに、障害児やそれを支える保護者に対する乳幼児期からの相談等支援体制の充実に努める必要があります。

また、保育園の障害児受け入れ体制の充実・強化も緊急の課題となっています。各関係機関において、心身障害児の保護者が早期から教育相談や指導を受けられるよう支援体制の充実が必要です。

■□施策の方向□■

療育に関する相談は、多様化・複雑化している傾向にあることから、より適切に対応するため、関係機関の更なる連携体制の強化を図り、情報の共有に努めます。

また、どの障害にも対応できるサービスの提供及び、障害児の個々の特性に応じた適切な療育・教育のために、支援に関わる関係者と連携し継続的な支援相談体制を整備します。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	<p>集団保育・教育が可能な障害のある子どもについて、社会への適応力を効果的に伸ばすため、保育士等の研修会参加を促します。また、必要に応じて保育園や幼稚園、認定こども園での加配保育士等の配置を行い、子どもの障害の有無にかかわらず集団保育を進めます。</p> <p>【事業例】 「障害児保育事業」、「心身障害児就園対策費補助事業」</p>	こども課
継続	<p>保育園や幼稚園への相談・支援を引き続き実施し、受け入れ体制の更なる充実に努めます。</p>	健康づくり課 教育指導課
継続	<p>発達の遅れや障害のある乳幼児の保護者等に対して、乳幼児期から学齢期にかけて切れ目のない相談・支援体制がとれるよう努めます。</p> <p>【事業例】 「子育て世代包括支援センター事業」、「育児等健康支援事業」</p>	福祉課 健康づくり課 こども課
継続	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するための県難聴児補聴器購入支援事業の周知に努めます。</p> <p>【事業例】 「難聴児補聴器購入支援事業」</p>	福祉課
継続	<p>児童福祉法に基づく障害児通所支援の給付と障害児入所の支援を継続し、障害の程度や状態に応じたサービスの提供に努めます。</p> <p>【事業例】 「障害児通所給付等事業」</p>	福祉課

施策2 学校教育の充実

◆◇現状と課題◇◆

令和元年度アンケート調査の結果では、「特に必要な福祉施策」として、「障害の特性を理解し、障害のある子どもの可能性を伸ばすような教育を進めること」という回答は平成 26 年度アンケート調査よりも多くなっています。

障害児に対し、乳幼児期における成長の支援や、就学における障害の特性に応じた教育を実施することにより、本人の持つ能力を伸ばし、将来にわたり生活に必要な力をつけていくよう支援していくことが必要です。

■□施策の方向□■

障害児の能力を引き出し、最大限に伸ばしていくために、本人・家族の意向を尊重しつつ、教育的ニーズをしっかりと踏まえたきめ細かな支援を行います。

また、関係者との連携を図り、障害のある子ども一人ひとりの特性や、発達の段階に応じた継続的な支援を行います。

さらに、障害についての教職員の専門性の向上と理解促進を図るための研修等を検討していきます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	障害の程度、種類に応じた適正な就学指導ができるよう関係機関との連携強化、障害児教育に関する情報提供の充実、障害のある子どもをもつ保護者との連携をさらに緊密にするとともに、乳幼児期から学齢期にかけて一貫した指導体制がとれるよう、就学相談の充実に努めます。	教育指導課
継続	障害のある子ども一人ひとりの特性や発達段階に応じた、ライフステージを通じて切れ目のない支援が提供できるよう、関係機関の連携強化を図ります。	福祉課 健康づくり課 教育指導課 こども課
継続	障害のある子どもの自立と社会参加を目指して、特別支援学校への体験学習参加などを案内し、進路指導の充実に努めます。	福祉課 教育指導課
継続	特別支援学級や特別支援学校に通う児童について、主体性や社会性を育成し、自立の促進を図ることを目的とした障害児通所支援等の事業を継続して行います。 【事業例】 「障害児通所給付等事業」、「心身障害児集団活動・訓練事業」	福祉課

■■■目標を達成するために ～みんなの取り組み～■■■

施策目標 ともに学び・育む療育・教育の充実

- ・療育や教育について不安や心配がある時は、身近な相談機関に気軽に相談しましょう。
- ・障害のある人もない人も、ともに学び育むような地域をつくりましょう。

施策目標4 個性と能力を活かした働き方への支援

▲△施策目標を実現するための指標▲△

指標	対象	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
町内法定雇用率達成企業の割合	－	43.8%	56.0%
就労系サービスの利用者数	－	64人	70人

施策1 就労支援の充実

◆◇現状と課題◇◆

障害者が社会的に自立し、生きがいを持って暮らすためには、就労することが重要ですが、雇用の場が限られていることや障害に対する適切な理解が不十分なことから、障害者の働きたいという意向に十分に答えられていないのが現状です。

令和元年度アンケート調査の結果では、「障害者が働くために必要な条件」として、「健康状態にあわせた働き方ができること」という回答が最も多く、「自分の家の近くに働く場があること」という回答が続いています。

また、令和元年6月現在の本町における障害者雇用率は2.39%と群馬県平均を上回っています。

法定雇用率の改正などにより、以前に比べ障害者雇用に関心が高まっているなか、本町においても大泉町障害者相談支援センターや関係機関等と連携のうえ、身近な地域での就労支援を行っていく必要があります。

今後も、企業への障害者雇用の普及啓発を図るとともに、国や県、関係機関等と連携し、障害者が自らの能力を発揮し、就労につながるよう必要な知識や能力の習得に向けて支援していく必要があります。

■□施策の方向□■

関係機関等との連携により、「障害者雇用促進法」について、雇用主への普及・啓発・広報活動を実施します。また、地域における学校・企業・関係機関等との連携、就労支援事業所との連携を強化し、障害の状況に応じた支援を推進するとともに、働きやすい環境整備に向けた啓発を行っていきます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	関係機関との緊密な連携を図り、就労移行支援サービス等から雇用、職場定着まで一貫した支援に取り組みます。 【事業例】 「障害者(児)訓練等給付事業」	福祉課
継続	就労支援事業所、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図り、情報提供や相談体制、就労後の支援体制の強化を図ります。	福祉課 経済振興課
継続	「障害者雇用支援月間(9月)」を中心に、町ホームページ等の媒体を利用して、障害者雇用の広報啓発活動に努めます。	福祉課
継続	障害福祉サービス事業所等が提供する物品・サービスの優先購入を推進し、作業工賃向上への支援に努めます。 【事業例】 「障害者就労施設発注奨励事業」	福祉課
継続	就労移行支援事業や就労継続支援事業(A型・B型)、就労定着支援事業などによる一般就労に向けた支援の充実を図ります。 【事業例】 「障害者(児)訓練等給付事業」	福祉課



施策2 障害者雇用に関する理解の促進

◆◇現状と課題◇◆

障害者の就労には、職場や事業所の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障害者の雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。

障害者の就労を促進するためには、受入企業の理解・協力が重要であることから、障害者の雇用や職場環境整備に関する制度について啓発を行っていくとともに、障害者が就労可能な職種の開発や相談体制の充実を図るため、関係機関と連携していくことが必要です。

■□施策の方向□■

関係機関等と連携し、事業所の理解を得ながら、障害者の就労の促進に取り組みます。

また、一般就労をするうえでの必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、障害者の働きやすい環境づくりのため、障害者への配慮と差別解消に向けた取り組みの充実及び事業所への障害者雇用の呼びかけを行います。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	県や公共職業安定所等と連携し、「障害者雇用支援月間(9月)」を中心に、障害者雇用にかかわる制度・施策の周知を図るとともに、事業者への雇用の啓発を進めます。	福祉課
継続	雇用分野における障害者に対する差別的取扱いの禁止等を定めた「障害者雇用促進法」に関して、関係機関と連携し周知に努めます。	福祉課
継続	県や公共職業安定所が実施するセミナー等の周知・充実に努め、企業に対し、大泉町雇用奨励金の案内を郵送するなど、障害者雇用に関する理解を促進します。 【事業例】 「勤労者福利厚生事業」	経済振興課

施策3 障害者の活躍の場の拡大

◆◇現状と課題◇◆

障害者の就労等の活躍の場を拡大するには、事業所の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障害者雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。

令和元年度アンケート調査の結果では、「障害者が働くために必要な条件」としては、「障害者に適した仕事が開発されること」という回答も多くなっています。

障害者の能力にあった職が少ないといった、活躍できない要因を排除し、障害者が能力に応じて活躍できるよう、関係機関と連携を図り、雇用の創出を促進する必要があります。

■□施策の方向□■

「障害者の雇用の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和2年4月施行)に基づく、障害者活躍推進計画の策定を行うとともに、障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員の選任を行い、障害者の活躍の場の拡大を推進します。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	【再掲】 就労支援事業所、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図り、情報提供や相談体制、就労後の支援体制の強化を図ります。	福祉課 経済振興課
継続	【再掲】 「障害者雇用支援月間(9月)」を中心に、町ホームページ等の媒体を利用して、障害者雇用の広報啓発活動に努めます。	福祉課
新規	障害を有する職員一人ひとりが、その能力を最大限発揮し、活躍することができるよう、障害者活躍推進計画に定めた取り組みを推進します。	総務課

■■■目標を達成するために ～みんなの取り組み～■■■

施策目標 個性と能力を活かした働き方への支援

- ・障害の有無にかかわらず、持てる力を発揮し、互いに支えあいましょう。
- ・障害の特性を理解し、働くうえで無理のない配慮をしましょう。

施策目標5 社会参加や生きがいつくりの推進

▲△施策目標を実現するための指標△▲

指 標	対象	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
「障害福祉に関するアンケート調査」において、「1年以内にどのような活動をしましたか」についての項目の「特に何もしていない」と答える人の割合	障害者	29.3%	23.0%

施策1 地域コミュニティ活動

◆◇現状と課題◇◆

障害者が地域の様々な分野に参加していくためには、移動手段の確保や交流機会の充実、情報提供等の充実が重要となります。

令和元年度アンケート調査の結果では、「近所づきあい」について約4割の人が「ほとんどやっていない」と回答しており、障害者の地域コミュニティへの参加は大きな課題となっています。

本町の特色として、地域公民館が地域のコミュニティの場であるほか、文化、スポーツの拠点となっていることから、各種行事へ誰もが参加しやすい環境をつくり、障害者が地域社会で孤立することのないようにしていく必要があります。

■□施策の方向□■

誰もが生涯学習やスポーツ・文化活動に積極的に参加ができるよう、地域・関係機関・障害者団体等との連携を図り、ボランティア活動など住民参加による地域福祉活動の振興を図ります。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	自治会、育成会、各種地域活動、ボランティア活動、まつり等の地域行事など、誰もが参加しやすい環境づくりを推進します。 【事業例】 「おおいずみ市民活動フェスティバル」	全課 社会福祉協議会
拡充	ボランティア活動等に参加できるよう情報提供に努めます。 【事業例】 「社会福祉協議会広報紙『ぼらんていあ』」	福祉課 社会福祉協議会

施策2 スポーツ・レクリエーション活動

◆◇現状と課題◇◆

障害の有無にかかわらず、スポーツやレクリエーションは、体力の維持や向上につながるだけでなく、その活動を通して楽しいひとときを過ごすことで生活の質(Quality Of Life)の向上につながります。

令和元年度アンケート調査の結果では、「今後行いたい活動」として「スポーツ・レクリエーション」という回答が約2割となっています。

障害者がスポーツやレクリエーションなどを楽しめるよう、関係機関と連携し、必要な配慮や環境整備を行うとともに、活動の場の提供に努める必要があります。また、地域社会との交流や理解を深めるため、社会活動へ気軽に障害者が参加できるような環境整備を推進していく必要があります。

■□施策の方向□■

障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツ・レクリエーション活動等を楽しめるよう、団体等と連携し、必要な配慮や相談支援、人材育成、環境整備、情報や発表の場などの体制の整備に努めます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	町内で実施しているスポーツ・レクリエーション活動において、障害者が気軽に参加できるよう関係各課、団体組織等との協力体制づくりに努めます。	福祉課 生涯学習課
継続	関係機関と連携し、障害者がスポーツ・レクリエーション活動へ気軽に参加できるよう努めます。	福祉課 生涯学習課

施策3 文化活動

◆◇現状と課題◇◆

障害者の生活をより豊かにし、自立と社会参加を促すために、文化活動への参加は重要です。令和元年度アンケート調査の結果では、「今後行いたい活動」として「趣味などのサークル活動、生涯学習」という回答が約2割となっています。

障害者が、生きがいをもって、自分らしくいきいきとした生活を実現し、文化活動が楽しめるよう、様々な配慮や環境整備、情報や活動機会の積極的な提供に努める必要があります。

また、地域社会との交流や理解を深めるため、あらゆる文化活動への障害者の参加を促進していく必要があります。

■□施策の方向□■

障害者が文化活動を通じて、地域社会との交流や理解を深めるため、情報や機会の提供を行います。

また、障害に理解のある講師や指導者、ボランティアの育成に努めます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	文化・芸術イベント等、様々なイベントに気軽に参加できる機会や情報を提供します。	全課
拡充	障害者が気軽に参加できる活動、各種教室・講座等の開催を推進するとともに、障害に理解のある講師や指導者、ボランティアの育成、活動場所の確保に努めます。 【事業例】 「障害者体験講座」	福祉課 社会福祉協議会
継続	イベントや各種教室・講座等に障害者が気軽に参加できるよう、企画内容への配慮、会場のバリアフリー化、車いすの準備など環境整備に努めます。	全課

■■■目標を達成するために ~みんなの取り組み~■■■

施策目標 社会参加や生きがいづくりの推進

- ・ボランティア活動、サークル活動等に参加しましょう。
- ・障害のある人を誘って、地域活動やイベント等に参加し交流しましょう。

第3節 取り組み方針3 安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します

施策目標6 誰にでもやさしいまちづくりの推進

▲△施策目標を実現するための指標▲△

指 標	対 象	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
「障害福祉に関するアンケート調査」において、「大泉町における障害者施策における満足度」についての項目の「満足している」「やや満足している」と答える人の割合	20歳以上の人	25.6%	32.0%
	障害者	42.3%	48.0%

施策1 住環境の整備

◆◇現状と課題◇◆

障害者が入所施設や病院から地域へ移行したり、住み慣れた地域での生活を続けていくためには「暮らしの場」が必要です。

令和元年度アンケート調査の結果では、「今の住まいはあなたが住みやすいように、改造や工夫がされていますか」という設問では、約半数の人が「特になにもしていない」と回答しています。

障害者が住み慣れた地域や家庭で生活を続けられるためには、障害の内容等に対応した住宅は必要不可欠なものです。そのため、住環境の改善を図るため、重度の身体障害者の住宅改造に助成を行うとともに、グループホーム等の整備を推進する必要があります。

■□施策の方向□■

障害者が地域で生活するために、住環境の改善を図るとともに、関係機関と連携し、一般住宅についても整備に努めます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	重度身体障害者住宅改造費補助制度の周知を行い、重度身体障害者の住環境の改善を図ります。 【事業例】 「身体障害者住宅改造費補助事業」、「重度身体障害者(児)住宅改造費補助金」	福祉課
継続	一般住宅については、生活福祉資金の貸付事業(群馬県社会福祉協議会)の活用促進を図り、住環境の整備に努めます。 【事業例】 「生活福祉資金の貸付事業(群馬県社会福祉協議会)」	社会福祉協議会



施策2 交通・移動手段の充実

◆◇現状と課題◇◆

障害者が自由に外出し活動していくために、段差の解消や歩道の整備等、物理的な障壁を取り除くことのほか、必要な情報が利用できることや交通・移動手段を確保することが大切です。

令和元年度アンケート調査の結果では、「外出の際に困ること」として、「電車やバスなどの交通機関を利用しづらい」という回答が第2位となっています。

外出が困難な障害者の移動を支援し、日常生活の利便性の向上と生活圏の拡大を図るための移動の支援及び交通機関の確保が必要となっています。

■□施策の方向□■

外出は障害者にとって、社会参加と自立した生活のための重要な要素です。外出が困難な障害者の日常生活の利便性の向上と生活圏の拡大を図るため、移動支援事業や福祉タクシー使用料補助事業等の充実を図ります。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	地域生活支援事業の「移動支援事業」については、提供体制をより充実させます。 【事業例】 「移動支援事業」	福祉課
継続	障害者の社会参加のため運転免許取得及び自動車改造を支援し、自家用車による移動促進を図ります。また、思いやり駐車場利用証制度の周知と理解促進に努めます。 【事業例】 「社会参加支援事業」	福祉課
継続	介護用車両購入費補助や福祉タクシー利用券交付等、障害者が利用しやすい外出支援体制の更なる充実を図ります。併せて高齢者デマンド交通等、関連する事業の周知や活用に努めます。 【事業例】 「福祉タクシー使用料補助事業」、「介護用車両購入費補助事業」、「高齢者等デマンド交通事業」、「広域公共バスあおぞら」	福祉課 高齢介護課 都市整備課

施策3 バリアフリー化の推進(心のバリアフリー化の推進)

◆◇現状と課題◇◆

障害者が暮らしやすい生活環境とは、言い換えれば誰もが暮らしやすい生活環境であるといえます。バリアフリーという表現がよく用いられますが、そこには様々な意味が含まれ、従来から言われているハード面のバリアフリーのほか、コミュニケーション手段などに関するソフト面のバリアフリー化の推進が重要視されています。

令和元年度アンケート調査の結果では、「強く差別や人権侵害を感じる」として、「街角での人の視線」が約3割となっており、心のバリアフリーは未だ課題があります。

障害者が社会参加するために、こうした総合的なバリアフリー化を促進し、差別や偏見のないまちづくりを推進する必要があります。

■□施策の方向□■

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成30年11月施行)に基づき、心のバリアフリー化や町内施設のバリアフリー化の更なる促進を検討します。特に、道路や公園、建築物を整備する際は、移動等円滑化基準に基づく整備を検討します。また、「群馬県人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、子どもから大人まで、障害の有無や国籍に関わりなく、誰もがいきいきと心豊かに日常生活を送り、社会活動を行うことができる社会の実現を目指し、ユニバーサルデザイン*の考え方を踏まえたまちづくりを推進していきます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
新規	ユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、町内の道路や公共施設のバリアフリー化を推進します。	道路公園課 都市整備課
継続	【再掲】 広報紙やホームページ、パンフレット等の各種広報媒体の活用により、障害に対する住民の理解を促進するとともに、福祉サービスやイベント、障害者団体等に関する情報提供に努めます。	福祉課 社会福祉協議会

*ユニバーサルデザインとは、「バリアフリー」の考え方をさらに進め、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

方向	事業の内容	担当課
継続	<p>【再掲】 身体障害者の日常生活を補助するための補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の普及・啓発に努めます。</p> <p>【事業例】 「おおいずみ市民活動フェスティバル」</p>	福祉課 社会福祉協議会
継続	<p>【再掲】 広報紙に知的障害者福祉月間(9月)、障害者週間(12月3日～9日)を掲載するなど周知を行います。</p>	福祉課
継続	<p>【再掲】 「保健福祉まつり」など様々な行事やイベントに際し、障害者に配慮した企画や、参加しやすい環境づくりを行い参画を促し、障害のある人とない人の交流の場づくりを行います。</p>	福祉課

施策4 防災・防犯対策の推進

◆◇現状と課題◇◆

障害者にとって、緊急時や災害時の対策・対応や防犯体制の充実をさせていくことは、地域において安全・安心な生活を送るうえで大変重要な課題です。

令和元年度アンケート調査の結果では、「災害時の避難場所」について、「知らない」という回答が約3割となっています。また、「避難所まで自力で避難できない人」は26%となっています。

近年は、時に想定を超える規模の災害が発生し、本町においてもその危険性はゼロではありません。そのため、近年発生した水害等の教訓を生かし、「地域防災計画」との連携を図りながら、避難誘導體制の整備、福祉避難所の確保、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者対策の拡充に努める必要があります。

また、町では、不審者・火災などの情報を、携帯電話などのメール機能を利用して「大泉町安全・安心メール」を配信していますが、ひとり暮らしや日中ひとりで過ごしている障害者などの防犯と安全確保のため、関係機関及び地域組織と連携し、防犯体制や緊急時の連絡体制の整備が必要です。

■□施策の方向□■

障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、「地域防災計画」に基づいて、避難訓練の実施や避難場所の周知など、災害発生に備えた体制の整備に努めるとともに、実際の避難支援の際の基礎となる避難行動要支援者名簿の整備を推進します。

また、緊急時に障害者が速やかに必要な支援を受けられるような環境の拡充に努めます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	「大泉町地域防災計画」に基づき各種施策を推進し、防災対策に関する知識の普及や社会福祉施設等における防災対策の促進に努め、障害の有無にかかわらず支援体制の充実に努めます。	安全安心課
継続	災害時に避難行動要支援者に対する避難誘導やボランティア活動がスムーズに行われるような体制づくりに努めるとともに、障害者や支援者の防災訓練への参加を促し、障害の有無にかかわらず、地域が連携できる防災体制の充実を図ります。	安全安心課 福祉課

方向	事業の内容	担当課
継続	災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の作成や、避難行動要支援者に関する個人情報の取扱い等について、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき要支援者の避難支援体制の整備を推進します。 【事業例】 「避難行動要支援者対策事業」	福祉課 高齢介護課 安全安心課
継続	警察と地域、行政との連携促進により、障害者等への見守りを行い、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。	福祉課 安全安心課
継続	警察と連携し、大泉町安全・安心メールにより防犯に関する情報を配信します。	安全安心課
継続	悪質な訪問販売等契約トラブルを未然に防止するため広報、出前講座、消費生活相談員による相談、警察との連絡調整に努めます。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を活用するための相談・支援を行います。 【事業例】 「消費生活対策事業」	福祉課 住民課 経済振興課

施策5 情報アクセシビリティの推進

◆◇現状と課題◇◆

視覚障害者や聴覚障害者などは、情報の収集やコミュニケーションの確保にハンディキャップを抱えています。こうした障害者の日常生活の利便性の向上を図り、自立と社会参加を促進するためには、障害者が迅速かつ的確に情報を収集し、コミュニケーション手段を確保できる環境づくりが、重要な課題となります。

令和元年度アンケート調査の結果では、「外出の際に困ること」として、「外出先でのコミュニケーションが難しい」という回答も多くありました。

今後は、障害者が可能な限り意思疎通を行えるように配慮していくことが重要です。特に、視覚障害者や聴覚障害者など、情報の入手やコミュニケーションの困難な人に対する意思疎通の支援や情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

また、今後も、障害者や高齢者を含む誰もが利用しやすくなるよう、日本工業規格(JIS X 8341-3:2016[※])に準拠し、ウェブアクセシビリティの向上に努める必要があります。

■□施策の方向□■

町ホームページをはじめとして、障害者を対象とした様々な福祉サービスや生活に必要な情報が、必要な人に迅速かつ確実・正確に届くような情報提供の方法を検討するとともに、様々な媒体や機会を利用して積極的に情報を発信します。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	町の広報紙やホームページに、障害福祉サービスの内容や各種手当・制度、イベント情報などについての情報を分かりやすく掲載します。また、視覚障害者に対する声の広報配布を行います。	福祉課 社会福祉協議会
継続	障害の有無にかかわらず情報が利用できるよう、ホームページにおけるウェブアクセシビリティの維持・向上に努めます。また大泉町安全・安心メールの配信など、ICT(情報通信技術)を活用した迅速かつ分かりやすい情報提供に努めます。	安全安心課 広報情報課

※JIS X 8341-3:2016 とは、高齢者や障害者を含むすべての利用者が、使用している端末、ウェブブラウザ、支援技術などに関係なく、ウェブコンテンツを利用することができるようにすることを目的とした規格。

■■■目標を達成するために ～みんなの取り組み～■■■

施策目標 誰にでもやさしいまちづくりの推進

- ・思いやり駐車場や国際シンボルマークなどの交通に関する制度を理解し、障害のある人への配慮に努めましょう。
- ・緊急時や災害時に家族や支援者に連絡がとれる方法を家族と確認しておきましょう。
- ・隣に住む人が支援を必要とするのか確認し、必要な時に協力しましょう。
- ・広報紙や大泉町安全・安心メールを活用し情報を共有しましょう。



施策目標7 自立を支援するための福祉サービス

▲△施策目標を実現するための指標▲△

指 標	対象	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
ひとり暮らしが困難な障害者が、地域で安心して暮らすためのグループホームの利用者	障害者	37人	43人

施策1 障害福祉サービス

◆◇現状と課題◇◆

障害者が住み慣れた地域で安定して自立した生活を送るためには、障害者のニーズや障害の特性に応じた障害福祉サービスが提供されることが重要であり、そのためには近隣市町との情報共有も必要です。今後、障害福祉サービスの提供は、「第6期大泉町障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」(令和3年度～令和5年度)により推進していくことが必要です。

障害福祉サービスには、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「相談支援」及び、障害児のサービスである「障害児福祉サービス」があります。

近い将来、障害者や介護者の高齢化にともない各種福祉サービスの需要が増加すると見込まれます。また、障害児を抱える親にとって最大の心配事である「親なき後」の受け皿としてのグループホームの拡充が必要となります。

■□施策の方向□■

町内での各サービスの提供事業所の確保を図るとともに、供給されていないサービスについても事業所の育成を図るなど、サービス供給の基盤整備を推進します。

また、指定事業者等のサービスの質の向上に向けて、利用者の立場に立って事業運営されるよう促します。また、障害者がサービスを利用する際には、利用者負担軽減措置制度等の周知に努めます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	障害福祉サービスを必要な人が適切に利用できる環境づくりに努めます。 【事業例】 「障害者(児)介護給付事業」、「障害者(児)訓練等給付事業」	福祉課
継続	障害者の安定した在宅生活を支援するため、居宅介護、重度訪問介護、行動援護などの訪問系サービスの提供を促進します。 【事業例】 「障害者(児)介護給付事業」	福祉課
継続	障害者が日中活動を利用して地域での安定した生活を送ることができるように、生活介護、短期入所、自立訓練、就労支援等の日中活動系サービスの提供を促進します。 【事業例】 「障害者(児)介護給付事業」、「障害者(児)訓練等給付事業」	福祉課
拡充	障害者が住み慣れた地域で、一人ひとりのニーズにあった生活ができるように、グループホームのサービスの提供を促進します。 【事業例】 「障害者(児)訓練等給付事業」	福祉課
継続	一人ひとりの状況に応じたサービス支給決定が行われるよう、指定特定相談支援事業所との連携を図ります。また、サービス利用計画を活用し、より適切な「相談支援」が行われるよう支援します。 【事業例】 「相談支援給付事業」	福祉課

施策2 地域生活支援事業

◆◇現状と課題◇◆

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を計画的に実施し、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず住民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的として実施しています。

今後も、障害者等が、自立した日常生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業を効果的・効率的に実施していく必要があります。

■□施策の方向□■

今後も引き続き、障害者が年齢や障害種別などに関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、地域生活支援事業を推進します。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じるとともに、必要な情報の提供や権利擁護のための援助等を行います。	福祉課
継続	地域における自立生活や社会参加を促すために意思疎通や移動を円滑にするためのサービスを提供します。 【事業例】 「意思疎通支援事業」、「移動支援事業」	福祉課
継続	地域における自立生活を支援するために、障害の程度や種別にあった日常生活用具等の給付を行います。 【事業例】 「障害者(児)日常生活用具給付」	福祉課
継続	在宅の重度心身障害者等や一時的に在宅での介護が困難な障害者に日中活動の場の提供を行います。 【事業例】 「在宅重度心身障害者等デイサービス事業」	福祉課
継続	障害者や家族、それを支援していく関係機関や福祉サービス事業所、行政等がネットワークを構築し、地域で自立した日常生活を送り、安心して暮らしていくために協議・検討する地域自立支援協議会の活動を支援します。	福祉課

施策3 経済的支援

◆◇現状と課題◇◆

障害基礎年金や特別障害者手当などの各種手当の支給制度は、障害者やその家族の経済的な負担を軽減し、日常生活を支える役割を果たしています。

今後とも、所得保障及び貸付等経済的支援事業の充実を図り、生活の安定と経済的自立を支援していくことが必要です。

■□施策の方向□■

障害者の日常生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するため、障害基礎年金等の年金制度や特別障害者手当等の各種手当の支給制度などの経済的支援制度の周知を図ります。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	障害年金や特別障害者手当、特別児童扶養手当、医療費助成等の経済的援助制度について周知を図るとともに、各種手当の支給などを実施します。 【事業例】 「自立支援医療費扶助」、「福祉医療事業」	福祉課 住民課 国民健康保険課 こども課
継続	社会福祉協議会と連携し、各種資金の貸付制度について周知を図ります。	福祉課 社会福祉協議会
継続	各種料金の減免・割引制度の周知を図ります。	福祉課
継続	障害者の自立を支援するため奨励金の支給を行います。 【事業例】 「直腸機能障害者等自立奨励金支給事業」	福祉課
継続	群馬県心身障害者扶養共済制度への加入者に対し、掛金の一部を助成します。 【事業例】 「心身障害者扶養共済事業」	福祉課

■■■目標を達成するために ～みんなの取り組み～■■■

施策目標 自立を支援するための福祉サービス

- ・障害のある人は、必要な福祉サービス等を利用し自立した生活を送りましょう。
- ・障害のない人は、福祉サービス等を利用している人についての理解を深め、地域社会において障害のある人とない人が、ともに暮らせるよう心のバリアフリーに努めましょう。



第5章

推進体制

第5章 推進体制

第1節 計画の推進に係る各組織の役割

この計画を推進するに当たっては、すべての住民が障害と障害者に対する理解を深め、社会的意識を高めていくとともに、行政はもとより、障害者、家庭、地域社会、学校、団体、企業などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、施策の展開をします。

1 地域社会

地域における多様な人々との交流を通じ、障害者が参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、近隣が互いに助けあう地域づくりを進めるなど、障害者やその家庭を地域全体で支援します。

2 学校

障害児一人ひとりの個性を伸ばし、社会的な自立や社会参加を促進するために、障害の特性や程度に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できるような適切な教育を推進します。

また、障害のない児童・生徒が、障害のある児童・生徒に対して正しく理解し、障害に対する認識を深めるために、互いに思いやれる豊かな心の育成を図ります。さらに、交流教育や福祉教育を拡充し、障害に対する意識面でのバリアフリーに努めます。

3 団体

障害者関係団体は、障害者やその家庭の福祉の向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを推進します。

4 企業

障害者が安定した生活を営むためには、適性と能力に応じて、障害のない人と共に生きがいを持って働けるような職場が望まれています。企業自らが地域社会の構成員であるという自覚のもとに地域に貢献していくことが、今後の大切な役割の一つです。

5 行政

行政の役割は、住民の総合的な福祉の向上を目指して、広範にわたる障害者施策を総合的かつ、一体的に推進することです。

そのためには、各組織の役割を踏まえながら、行財政の効率的な運営と執行体制の整備を図るとともに、障害者や障害者を支える家族などのニーズを的確に把握し、各組織の特性に応じたきめ細かな施策を推進します。

そして、施策の展開に当たっては、障害者のまちづくりへの参画機会を拡充しながら、必要な情報を的確に提供し事業運営に努めます。

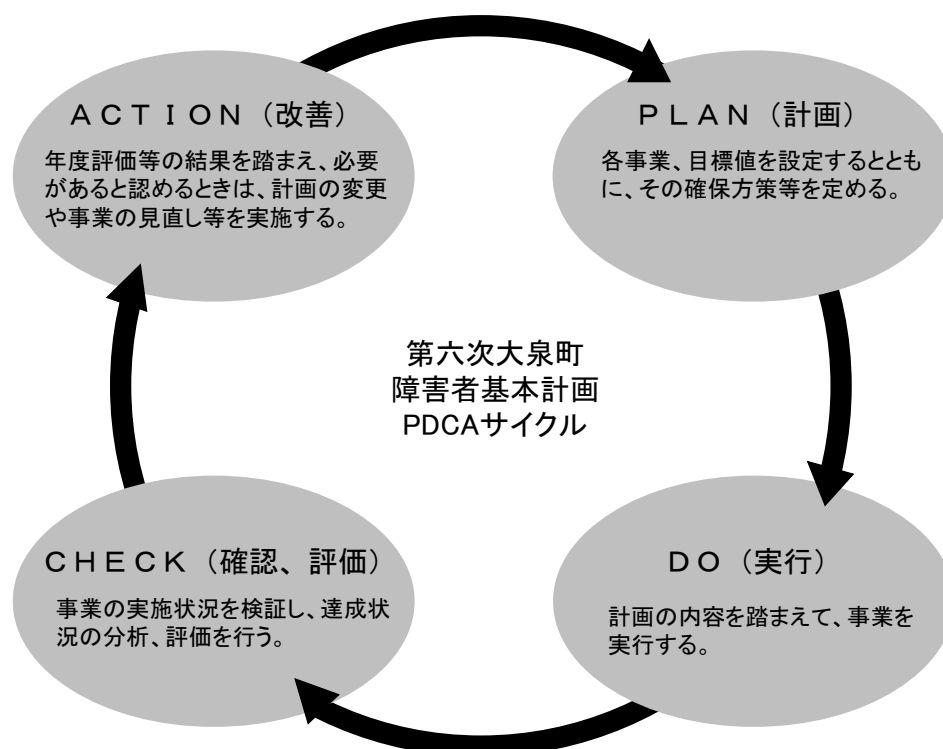


第2節 計画の達成状況の点検及び評価

本計画は、関係者及び関係機関が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、その進捗状況を確認しながら工夫・改善を重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

目標を実現するための指標の達成に向けて、関係各課等に事業の実施状況を照会し、施策の進捗状況を把握します。また、本計画の前期実施計画と位置づけている「第6期大泉町障害福祉計画」及び「第2期大泉町障害児福祉計画」の成果指標や活動指標の達成状況について、利用者や事業者の視点を十分に踏まえて分析、評価を行います。さらに、障害者の保護者の代表者や有識者等で構成する「大泉町障害者基本計画等策定委員会」において点検評価を行い、必要に応じ施策内容の改善・見直しを実施します。

また、各事業の「PDCA(Plan:計画、Do:実行、Check:確認・評価、Action:改善)サイクル」に基づき、計画の評価・改善を行っていきます。





資料編

資料編

1 計画策定の経緯

月 日	会 議 名 等	内 容
令和2年1月14日～ 令和2年2月14日	第六次大泉町障害者基本計画策定に係るアンケート調査実施	
令和2年7月8日	大泉町障害者基本計画等策定委員会設置要綱施行	
令和2年8月28日	第1回策定委員会	・計画の概要について ・アンケート調査結果報告
令和2年10月6日	第2回策定委員会	・計画素案について
令和2年11月13日～ 令和2年12月22日	パブリックコメントの実施	
令和3年1月26日	第3回策定委員会(書面会議)	・パブリックコメント実施結果について
令和3年3月	策定	

2 大泉町障害者基本計画等策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく大泉町障害者基本計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく大泉町障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく大泉町障害児福祉計画(以下「障害者基本計画等」という。)を策定し、及びその効果を検証するに当たり、その事務を適正かつ円滑に行うため大泉町障害者基本計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 障害者基本計画等の策定に関すること。
- (2) 障害者基本計画等の検証に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員16名以内をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 障害者福祉に識見を有する者
- (2) 社会福祉に識見を有する者
- (3) 障害者(児)の保護者を代表する者
- (4) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、6年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって選出する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要の都度会長が招集し、その座長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

3 大泉町障害者基本計画等策定委員会委員名簿

◎:会長 ○:副会長

No	氏名	選出基準	選出団体・役職等	備考
1	和田 義明	障害者福祉に識見を有する者	社会福祉法人 豊延会 イシノ療護園 施設長	
2	間々田 剛		特定非営利活動法人 ゆきの会 理事長	
3	新井 俊明		社会福祉法人 協栄会 グループホームポカラ 管理者	
4	宮井 由紀子		合同会社うさぎ&かめれおん サービス提供責任者	
5	栗田 博之		スバルブルーム株式会社 取締役 事業部長	
6	菅原 梨沙		大泉町手話サークルはるにれの会 会長	
7	二川目 緑		特定非営利活動法人 ふきのとう 理事	
8	須藤 充浩		大泉町地域活動支援センター 施設長	
9	田中 清	社会福祉に識見を有する者	大泉町民生委員児童委員協議会 副会長	
10	神長 泰弘		社会福祉法人 大泉町社会福祉協議会 会長	○
11	青木 汪		大泉町地区社会福祉協議会連絡協議会 会長	
12	新井 章信		大泉町ボランティア協議会 会長	
13	井口 里伊子	障害者(児)の保護者を代表する者	大泉町心身障害児者療育父母の会 会長	
14	鈴木 富美子		障害児者親の会はぴはぴ 副会長	
15	富樫 佳枝		大泉町特別支援学級保護者会 会長	
16	齋藤 ソノ子	学識経験を有する者	大泉保育福祉専門学校 校長	◎

(敬称略)

4 障害者(児)サービス一覧

(1)地域生活支援事業

用語	解説
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に対し、手話通訳や要約筆記者の派遣を行うなど、意思疎通を円滑にするための支援を行います。
障害者相談支援	障害者やその家族の相談に応じるとともに、福祉サービスにかかる情報の提供、サービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な援助を行います。
手話奉仕員養成	日常会話程度の手話表現技術を有する手話奉仕員を養成し、聴覚障害者との交流活動を促進します。
移動支援	屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行います。
日中一時支援	障害者が日中に活動できる場の確保と介護者の一時的な休息を確保するために、一時的な見守りなどの支援が必要な障害者に対し、サービス提供事業所や障害者支援施設等において、日中の見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行います。
地域活動支援センター	障害者が通所により、創作活動又は生産活動を行い、社会との交流の促進を図ります。
社会参加促進事業	障害者の社会参加を促進するために、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造助成事業を行います。
成年後見制度利用支援	知的または精神の障害により判断能力が不十分な人で、身寄りがいないなど、親族などによる成年後見の申立てができない場合に、町長が申立人となり、申立てにかかる費用及び裁判所が選定した後見人の報酬の全部または一部を助成します。
日常生活用具給付	重度障害者に対し、日常生活がより円滑に行われるための日常生活用具を給付又は貸与するなど、日常生活の支援を行います。

(2)訪問系・日中活動系サービス

用語	解説
居宅介護	自宅で介護が必要な障害者に対し、自宅で入浴や排泄 ^{はいせつ} 、食事などの介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護が必要な障害者などに対し、自宅において入浴、排泄 ^{はいせつ} 、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動上の障害がある障害者などに対し、外出時や外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時に同行して、移動に必要な情報の提供や移動の援護など必要な支援を行います。
生活介護	地域や入所施設で生活を営むために常に介護等の支援が必要な障害者に対し、食事や入浴、排泄 ^{はいせつ} 等の介護や、軽作業などの生産活動並びに創作的活動の機会を提供するなど、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。
自立訓練(機能訓練)	地域生活を営むうえで、一定の支援が必要な身体障害者に対し、身体能力・生活能力の維持や向上のための歩行訓練や家事などの訓練を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整など、地域生活への移行に向けた支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	地域生活を営むうえで、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整など、地域生活への移行に向けた支援を行います。
就労移行支援	一般企業への就労などを希望している障害者に対し、事業所内での作業や実習、適性にあった職場探しなど、就労と職場定着に必要な支援を行います。
就労継続支援A型	一般企業での就労が困難な障害者に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。
就労継続支援B型	一般企業等の雇用に結びつかない障害者や一定年齢に達している障害者などに対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者について、就労の継続を図るために企業、自宅などへの訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言の支援を行います。

用語	解説
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする障害者に対し、病院等において食事や入浴等の介護を行うとともに、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動などの社会参加活動支援、声かけのコミュニケーション支援など、身体能力や日常生活能力の維持・向上に向けた支援を行います。
短期入所	自宅で障害者(児)を介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護などを行います。

(3)居住系サービス・計画相談支援

用語	解説
自立生活援助	ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	地域生活を営むうえで支援を必要とする障害者に対し、共同生活の場において、食事や入浴、排泄の介護や相談支援を行うとともに、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整を行います。
施設入所支援	施設に入所している障害者に対し、入浴や排泄、食事の介護などの支援を行います。
宿泊型自立訓練	地域生活を営むうえで一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、施設に宿泊させ、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整などの支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。
計画相談支援	障害福祉サービスの利用にあたり、個々のニーズや状態に応じて、必要なサービスが利用できるようなケアマネジメントを行います。
地域移行支援	入所施設や病院に長期入所等している障害者が地域での生活に移行するための準備に必要な同行支援・入居支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障害者に対し、夜間等も含め緊急時における連絡・相談などの必要な支援を行います。

(4)障害児福祉サービス

用語	解説
児童発達支援	主に就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	主に就学している障害児に対し、放課後等に施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	自宅を訪問し、重度の障害により外出が困難な障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案の作成を行います。また、給付決定後、事業者等と連絡調整を行うとともに利用計画の作成を行います。

5 第五次大泉町障害者基本計画の評価一覧

取組方針 1 とともに支えあう共生のまちづくりを推進します

施策目標 1 共生社会の実現に向けて

施策1 障害者への理解の促進

事業内容	番号	担当課	事業の進捗状況
広報紙やホームページ、パンフレット等の各種広報媒体の活用により、障害に対する住民の理解を促進するとともに、福祉サービスやイベント、障害者団体等に関する情報提供に努めます。	1	福祉課	やや達成
	2	社会福祉協議会	概ね達成
身体障害者の日常生活を補助するための補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の普及・啓発に努めます。	3	福祉課	やや達成
	4	社会福祉協議会	概ね達成
広報紙に知的障害者福祉月間(9月)、障害者週間(12月3日～9日)を掲載するなど周知を行います。	5	福祉課	達成
「保健福祉まつり」など様々な行事やイベントに際し、障害のある人に配慮した企画や、参加しやすい環境づくりを行い参画を促し、障害のある人とない人の交流の場づくりを行います。	6	福祉課	やや達成
町内にある障害者施設と近隣住民の交流機会を促進するとともに、知的障害者福祉パレード等、障害者団体等が主催する交流機会づくりを支援します。	7	福祉課	達成不十分
	8	社会福祉協議会	達成
特別支援学校等の児童生徒と小中学校の児童生徒との交流や共同学習の充実を図り、障害のある児童とない児童が、ともに育つ交流・ふれあい事業等の推進に努めます。	9	教育指導課	概ね達成
小中学校では社会福祉協力校として、「総合的な学習の時間」を活用した「福祉」の学習や体験活動を実施するなど、児童生徒の福祉・人権教育の充実に努めます。	10	教育指導課	概ね達成
	11	社会福祉協議会	達成
教育関係者を障害児理解促進研修会等へ派遣するなど、福祉教育指導力向上に努めます。	12	教育指導課	概ね達成
社会福祉に対する理解と関心を高めるため、大泉町小中学生ふくし作文・ポスターコンクール等を実施します。	13	教育指導課	達成
	14	社会福祉協議会	達成
町民の福祉意識を高めるため、生涯学習や地域活動において、障害のある人の理解に関する講座や講演会等の開催を進めます。	15	多文化協働課	概ね達成
	16	福祉課	概ね達成
	17	生涯学習課	概ね達成
	18	社会福祉協議会	達成

施策2 差別解消の推進

事業内容	番号	担当課	事業の進捗状況
「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の不提供の禁止」等が盛り込まれた「障害者差別解消法」に基づき、国の基本方針を踏まえ、必要な対応に取り組みます。	19	全課	概ね達成
障害のある人の理解の促進と配慮を一層図るため、町職員に対し研修会を開催します。	20	総務課	概ね達成
	21	福祉課	達成
「障害者基本法」、「障害者差別解消法」等の主旨を分かりやすく普及啓発するとともに、本町で策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、障害のある人の人権が尊重される社会づくりを推進します。	22	多文化協働課	概ね達成
	23	福祉課	概ね達成
	24	教育指導課	概ね達成

施策3 権利擁護の推進

事業内容	番号	担当課	事業の進捗状況
「障害者虐待防止法」により、虐待の発見者に対する通報義務について、町民及び関係者への周知を図ります。また、虐待に関する通報を受けた際は、家庭や施設・職場などに調査、指導等を行うなど迅速に適切な対応を行います。	25	福祉課	概ね達成
障害のある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、成年後見制度の普及・啓発に努め、制度の適切な利用の促進を図ります。	26	福祉課	達成不十分
	27	社会福祉協議会	概ね達成
関係機関と連携し、日常生活自立支援事業の周知に努め、利用の促進を図り、障害のある人が地域において安心して自立した生活が送れるよう支援します。	28	福祉課	概ね達成
	29	社会福祉協議会	概ね達成

取組方針 2 自分らしい生活ができるまちづくりを推進します

施策目標 2 健やかな命を支える保健・医療の充実

施策1 保健・医療サービスの充実

事業内容	番号	担当課	事業の進捗状況
疾病や障害・精神等の相談・訪問指導の充実を図り、適切な療育・治療につなげます。	30	健康づくり課	概ね達成
身体障害者や知的障害者等の自立や社会参加などを支援するため、相談支援専門員による助言や指導を行う相談支援センターの充実・強化に努めます。	31	福祉課	達成
必要な医療を継続的に受けられるよう、自立支援医療費や養育医療費の給付・福祉医療等の周知を図ります。	32	福祉課	達成
	33	健康づくり課	概ね達成
	34	国民健康保険課	やや達成
関係医療機関との連携を促進するとともに、広域的医療体制の充実に努めます。	35	健康づくり課	概ね達成
歯科医師会と連携して、歯科保健医療センターによる高齢者や障害者の口腔衛生及び医療体制の充実に努めます。	36	福祉課	達成
障害のある人や高齢者等が、家庭や地域において安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の関係者によるケア会議を開催し連携の強化を図ります。	37	福祉課	達成
難病患者やその家族が安心して療養生活ができるよう医療機関、訪問看護ステーションなどと連携を図り、切れ目のない支援体制を確立します。	38	福祉課	やや達成
	39	高齢介護課	概ね達成

施策2 疾病等の予防、早期発見・早期治療

事業内容	番号	担当課	事業の進捗状況
障害の原因となる疾病の予防と早期発見のため、健康診査及びがん検診等を実施します。また、受けやすいけんしん体制を充実し、受診率の向上を図ります。	40	健康づくり課	概ね達成
	41	国民健康保険課	やや達成
けんしん受診後の事後指導の充実を図るとともに、要精密検査該当者の未受診対策の強化に取り組みます。	42	健康づくり課	概ね達成
障害のある人や高齢者等が自立した生活を送るため、生活習慣病予防や介護予防事業を実施し、健康寿命の延伸を目指します。	43	高齢介護課	概ね達成
	44	健康づくり課	概ね達成
疾病や障害に対する正しい知識の普及・啓発を図り生涯を通じた健康づくりを推進します。	45	福祉課	やや達成
	46	高齢介護課	やや達成
	47	健康づくり課	概ね達成
	48	国民健康保険課	達成
メンタルヘルスに関する正しい知識の普及・啓発を図り、こころの健康づくりを推進します。	49	健康づくり課	概ね達成

施策目標 3 とともに学び・育む療育・教育の充実

施策1 療育の充実

事業内容	番号	担当課	事業の進捗状況
集団保育・教育が可能な障害のある子どもについて、社会への適応力を効果的に伸ばすため、保育士等の研修会参加を促します。また、必要に応じて保育園や幼稚園、認定こども園等での加配保育士等の配置を行い、子どもの障害の有無にかかわらず集団保育を進めます。	50	こども課	概ね達成
保育園や幼稚園への相談・支援を引き続き実施し、受け入れ体制の更なる充実に努めます。	51	健康づくり課	概ね達成
	52	教育指導課	概ね達成
発達の遅れや障害のある乳幼児の保護者等に対して、乳幼児期から学齢期にかけて切れ目のない相談・支援体制がとれるよう努めます。	53	福祉課	概ね達成
	54	健康づくり課	概ね達成
身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するための県難聴児補聴器購入支援事業の周知に努めます。	55	福祉課	達成
児童福祉法に基づく障害児通所支援の給付と障害児入所の支援を継続し、障害の程度や状態に応じたサービスの提供に努めます。	56	福祉課	達成

施策2 学校教育の充実

事業内容	番号	担当課	事業の進捗状況
障害の程度、種類に応じた適正な就学指導ができるよう関係機関との連携強化、障害児教育に関する情報提供の充実、障害のある子どもをもつ保護者との連携をさらに緊密にするとともに、乳幼児期から学齢期にかけて一貫した指導体制がとれるよう、就学相談の充実に努めます。	57	教育指導課	やや達成
障害のある子ども一人ひとりの特性や発達段階に応じた、ライフステージを通じて切れ目のない支援が提供できるよう、関係機関の連携強化を図ります。	58	福祉課	達成
	59	健康づくり課	概ね達成
	60	教育指導課	やや達成
	61	こども課	概ね達成
障害のある子どもの自立と社会参加を目指して、特別支援学校への体験学習参加などを案内し、進路指導の充実に努めます。	62	福祉課	達成
	63	教育指導課	概ね達成
特別支援学級や特別支援学校に通う児童について、主体性や社会性を育成し、自立の促進を図ることを目的とした心身障害児集団活動・訓練事業を継続して行います。	64	福祉課	達成

施策目標 4 個性と能力を活かした働き方への支援

施策1 就労支援の充実

事業内容	番号	担当課	事業の進捗状況
関係機関との緊密な連携を図り、就労移行支援サービス等から雇用、職場定着まで一貫した支援に取り組みます。	65	福祉課	やや達成
就労支援事業所、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図り、情報提供や相談体制、就労後の支援体制の強化を図ります。	66	福祉課	やや達成
	67	経済振興課	概ね達成
「障害者雇用促進月間(9月)」を中心に、町ホームページ等の媒体を利用して、障害者雇用の広報啓発活動に努めます。	68	福祉課	やや達成
障害福祉サービス事業所等が提供する物品・サービスの優先購入を推進し、作業工賃増加への支援に努めます。	69	福祉課	やや達成
就労移行支援事業や就労継続支援事業(A型・B型)などによる一般就労に向けた支援の充実を図ります	70	福祉課	概ね達成

施策2 障害者雇用に関する理解の促進

事業内容	番号	担当課	事業の進捗状況
県や公共職業安定所等と連携し、「障害者雇用促進月間(9月)」を中心に、障害者雇用にかかわる制度・施策の周知を図るとともに、事業者への雇用の啓蒙を進めます。	71	福祉課	やや達成
雇用分野における障害者に対する差別的取扱いの禁止等を定めた「改正障害者雇用促進法」に関して、関係機関と連携し周知に努めます。	72	福祉課	やや達成
県や公共職業安定所が実施するセミナー等の周知・充実に努め、企業に対し、大泉町離職者等雇用企業奨励金交付制度の案内を郵送するなど、障害者雇用に関する理解を促進します。	73	経済振興課	概ね達成

施策目標 5 社会参加や生きがいづくりの推進

施策1 地域コミュニティ活動

事業内容	番号	担当課	事業の進捗状況
育成会、各種地域活動、ボランティア活動、まつり等の地域行事など、誰もが参加しやすい環境づくりを推進します。	74	福祉課	概ね達成
	75	社会福祉協議会	概ね達成
ボランティア活動等に参加できるよう情報提供に努めます。	76	福祉課	達成不十分
	77	社会福祉協議会	概ね達成

施策2 スポーツ・レクリエーション活動

事業内容	番号	担当課	事業の進捗状況
町内で実施しているスポーツ・レクリエーション活動において、障害のある人が気軽に参加できるよう関係各課、団体組織等との協力体制づくりに努めます。	78	福祉課	概ね達成
	79	生涯学習課	概ね達成
関係機関と連携し、障害のある人がスポーツ・レクリエーション活動へ気軽に参加できるよう努めます。	80	福祉課	概ね達成
	81	生涯学習課	概ね達成

施策3 文化活動

事業内容	番号	担当課	事業の進捗状況
文化・芸術イベント等、様々なイベントに気軽に参加できる機会や情報を提供します。	82	福祉課	やや達成
障害のある人が気軽に参加できる活動、各種教室・講座等の開催を推進するとともに、障害に理解のある講師や指導者、ボランティアの育成、活動場所の確保に努めます。	83	福祉課	達成不十分
	84	社会福祉協議会	達成
イベントや各種教室・講座等に障害のある人が気軽に参加できるよう、企画内容への配慮、会場のバリアフリー化、車いすの準備など環境整備に努めます。	85	福祉課	概ね達成
	86	生涯学習課	概ね達成

取組方針 3 安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します

施策目標 6 誰にでもやさしいまちづくりの推進

施策1 住環境の整備

事業内容	番号	担当課	事業の進捗状況
重度身体障害者住宅改造費補助制度の周知を行い、重度身体障害者の住環境の改善を図ります。	87	福祉課	達成
一般住宅については、生活福祉資金の貸付事業(群馬県社会福祉協議会)の活用促進を図り、住環境の整備に努めます。	88	社会福祉協議会	概ね達成

施策2 交通・移動手段の充実

事業内容	番号	担当課	事業の進捗状況
地域生活支援事業の「移動支援事業」については、提供体制をより充実させます。	89	福祉課	やや達成
障害のある人の社会参加のため運転免許取得及び自動車改造を支援し、自家用車による移動促進を図ります。また、思いやり駐車場利用証制度の周知と理解促進に努めます。	90	福祉課	達成
介護用車両購入費補助や福祉タクシー利用券交付等、障害のある人が利用しやすい外出支援体制の更なる充実を図ります。併せて高齢者デマンド交通等、関連する事業の周知や活用に努めます。	91	福祉課	やや達成
	92	高齢介護課	概ね達成

施策3 防災・防犯対策の推進

事業内容	番号	担当課	事業の進捗状況
「大泉町地域防災計画」に基づき各種施策を推進し、防災対策に関する知識の普及や社会福祉施設等における防災対策の促進に努め、障害の有無にかかわらず支援体制の充実に努めます。	93	安全安心課	概ね達成
災害時に避難行動要支援者に対する避難誘導やボランティア活動がスムーズに行われるような体制づくりに努めるとともに、障害のある人や支援者の防災訓練への参加を促し、障害の有無にかかわらず、地域が連携できる防災体制の充実に努めます。また、福祉施設等と連携し、障害のある人などを対象に福祉避難所の確保に努めます。	94	安全安心課	概ね達成
	95	福祉課	概ね達成
災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の作成や、避難行動要支援者に関する個人情報の取扱い等について、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき要支援者の避難支援体制の整備を推進します。	96	安全安心課	やや達成
	97	福祉課	概ね達成
	98	高齢介護課	やや達成
警察と地域、行政との連携促進により、障害のある人等への見守りを行い、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。	99	安全安心課	概ね達成
	100	福祉課	概ね達成
警察と連携し、大泉町安全・安心メールにより防犯に関する情報を配信します。	101	安全安心課	概ね達成
悪質な訪問販売等契約トラブルを未然に防止するため広報、出前講座、消費生活相談員による相談、警察との連絡調整に努めます。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を活用するための相談・支援を行います。	102	福祉課	概ね達成
	103	経済振興課	概ね達成

施策4 情報のバリアフリー化

事業内容	番号	担当課	事業の進捗状況
町の広報紙やホームページに、障害福祉サービスの内容や各種手当・制度、イベント情報などについての情報を分かりやすく掲載します。また、視覚障害者に対する声の広報配布を行います。	104	福祉課	概ね達成
	105	社会福祉協議会	概ね達成
障害の有無にかかわらず情報が利用できるよう、ホームページにおけるウェブアクセシビリティの維持・向上に努めます。また大泉町安全・安心メールの配信など、ICT(情報通信技術)を活用した迅速かつ分かりやすい情報提供に努めます。	106	安全安心課	概ね達成
	107	広報情報課	概ね達成

施策目標 7 自立を支援するための福祉サービス

施策1 障害福祉サービス

事業内容	番号	担当課	事業の進捗状況
障害福祉サービスを必要な人が適切に利用できる環境づくりに努めます。	108	福祉課	概ね達成
障害のある人の安定した在宅生活を支援するため、居宅介護、重度訪問介護、行動援護などの訪問系サービスの提供を促進します。	109	福祉課	やや達成
障害のある人が日中活動を利用して地域での安定した生活を送ることができるように、生活介護、短期入所、自立訓練、就労支援等の日中活動系サービスの提供を促進します。	110	福祉課	やや達成
障害のある人が住み慣れた地域で、一人ひとりのニーズに合った生活ができるように、グループホームのサービスの提供を促進します。	111	福祉課	やや達成
一人ひとりの状況に応じたサービス支給決定が行われるよう、指定特定相談支援事業所との連携を図ります。また、サービス利用計画を活用し、より適切な相談支援が行われるよう支援します。	112	福祉課	達成

施策2 地域生活支援事業

事業内容	番号	担当課	事業の進捗状況
障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じるとともに、必要な情報の提供や権利擁護のための援助等を行います。	113	福祉課	概ね達成
地域における自立生活や社会参加を促すために意思疎通や移動を円滑にするためのサービスを提供します。	114	福祉課	概ね達成
地域における自立生活を支援するために、障害の程度や種別に合った日常生活用具等の給付を行います。	115	福祉課	達成
在宅の重度心身障害者等や一時的に在宅での介護が困難な障害のある人に日中活動の場の提供を行います。	116	福祉課	達成
障害のある人や家族、それを支援していく関係機関や福祉サービス事業所、行政等がネットワークを構築し、地域で自立した日常生活を送り、安心して暮らしていくために協議・検討する地域自立支援協議会の活動を支援します。	117	福祉課	達成

施策3 経済的支援

事業内容	番号	担当課	事業の進捗状況
障害年金や特別障害者手当、特別児童扶養手当、医療費助成等の経済的援助制度について周知を図るとともに、各種手当の支給などを実施します。	118	福祉課	達成
	119	住民課	概ね達成
	120	国民健康保険課	概ね達成
	121	こども課	概ね達成
社会福祉協議会と連携し、各種資金の貸付制度について周知を図ります。	122	福祉課	達成
	123	社会福祉協議会	概ね達成
各種料金の減免・割引制度の周知を図ります。	124	福祉課	達成
障害のある人の自立を支援するため奨励金の支給を行います。	125	福祉課	達成
群馬県心身障害者扶養共済制度への加入者に対し、掛金の一部を助成します。	126	福祉課	達成

計画策定にあたりいただきました多数のご意見につきましては、今後、町の福祉施策を行う上での参考とさせていただきます。

アンケート調査にご協力いただきました皆さまには、感謝申し上げます。

第六次大泉町障害者基本計画

令和3年3月

発 行 大泉町

編 集 健康福祉部 福祉課

〒370-0523

群馬県邑楽郡大泉町大字吉田 2465

T E L 0276-62-2121

